

論文

ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峽世界の
「構造」⁽¹⁾と展開

鶴島博和

キーワード

イングランド 環海峽世界 長い一世紀 構造 展開 権威と権力 社会とアソシエーション 交通 海民 錢貨

方法と前提そして対象と問題の限定

(一) 方法と前提

私が研究を始めた一九七〇年代には、「歴史とは何か」とか「歴史は科学か」というシエーマはまだ生きていた。前者に関しては、哲学の領域に属するのでここはその話をするにふさわしい場所ではない。後者に関しても、今の時点に立ってみるともはや死に体のテーマのようにみえる。ここでは科学を、「同じ経験則をもつ観察者が、同じ条件

のもとで同じ資料を同じ手続きで分析した場合に反復性のある結論に達する言説」と便宜的に定義しておく。しかしこの定義は現実には期待値ではない。そもそも「同じ」というのが、人間社会を扱う学問においてはあり得ないからである。むしろオリジナリティという名のもとで歴史学の営みとしては反復性を否定することが善とされてきた。従ってオリジナリティは、法則性という叶わぬ夢を追い求めてのものであった。歴史学も「永久革命的」な学問なのであろう。

自然科学の場合には、仮説をたて、一定の条件下のもとで実験によつてあるいは証拠によつて、証明する。しかし、自然科学との敢然とした区別はもはやできないとしても、人文学は、証明はできない。証拠に基づいて仮説を提示するだけである。ましてや、死者を扱う歴史学は、証拠である史料の残存状態も脆弱で不安定である。それでも、史料とその分析に誠実に向き合い、可能な限り没価値的に解釈と仮説を導き出すという行為のなかに、「主観的」科学性は保証される。この科学的行為の認識がなければ、「神々の闘争」は単なる殺し合いに堕してしまふ。

ここでイメージの世界に飛躍することをお許し願いたい。歴史学とはちょうど、漆黒の無限の闇のなかで、運動する無定形の実体のなかで、来し方を見定めようという観察的行為といえる。その際、観察者は二つのランタンで探ることができらるだろう。一つは「史料論」というランタン。もう一つは「理念型論」というランタン。史料という灯りでそこにわずかに、そしてぼんやりと浮かび上がった蠢く実態を、「理念型」を用いて「実体化」して、ある時間軸の特定の空間の「在り方」を再構成する試みと言い換えてもよい。厄介なのは、観察者の足元も動いていて、明りも揺れることである。視点は刻々と変わるのである。浮かび上がった実態はぼんやりとしているため、観察者の方であ

らかじめ説明のひな型を用意しておく必要がある。しかも、実体は動いている以上、ひな型も動態的でなくてはならない。ひな型である理念型も動態的となる。歴史の再解釈が必要な所以である。しかも、四次元的な存在を二次元的な言語で表現する以上、そこに埋められない溝、不確定性を解消することはできない。この限界を意識して先に進むことが歴史認識である。

本稿は後者のランタンの話である。^③ 射程が違う大小様々な「理念型」の束、分析概念と言い換えてもよいが、を用いて「史料論」を前提にして、検証していけば、対象とする時代と地域に照射できる。しかし、そこに浮かび上がった「実体」は、いわば全体の破片のようなもので、結局は仮説でしかない。分析の手順を説明する順序である。ここでは、「権威と権力」、「社会とアソシエーション」、「交通」の三つの大きな理念型を設定して一つの映像が浮かび上がる手法をとる。三つは「ボロメオの輪」のように、どれ一つがかけても崩れてしまふ関係にある（図1）。この三つの輪がおりなす関係と運動を「構造と展開」とよぶことにした。^④ とはいえ、本稿は理論の「書」ではない。「型」を意識した叙述の「書」である。それも、ズームレンズのように「マクロ」の対照から「ミクロ」の対照にイン・アウトを繰り返す手法をとっている。読者が迷路のような感

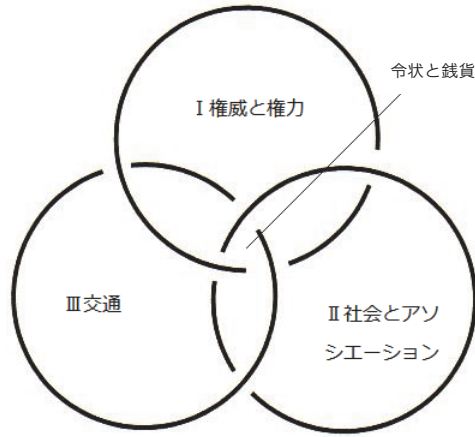


図1 「権威と権力」「社会とアソシエーション」「交通」

覚を持つとしたら、それは、紙幅の関係と筆者の表現力不足に起因している。

(二) 対象と問題の限定

本稿はヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峽世界を対象としている。ここでいうヨーロッパとは「原ヨーロッパ」の意味であり、ラテン的キリスト教世界である。すなわち、ラテン語を神の言葉とし、ラテン語の聖書と典礼を用い、ローマ司教（教皇）とその座（教皇庁）の指令に従い、その暦と鐘で生きる人々の広域社会（秩序化された集団）のことである。ローマに従う司教座教会がその細胞であり、その広がりやヨーロッパ空間となる。その世界は時代によって拡大と縮小を経て地理的枠組みを形成していった。その起源は、四七六年あるいは四八〇年にローマ帝国の西部において皇帝が不在となった後に、時間をかけて漸次的に形成された、新しい「文明圏」である。文明圏という言葉は、歴に代表される身体的な象徴的価値を共有する広域社会ほどの意味で使用している。この「西部」はながらく自前の権力の権原を確立できなかった。八一二年のアーヘンの和約は、シャルルマーニュの皇帝権が、中世ローマ帝国（ビザンツ帝国）によって「西の皇帝」として承認された画期であった。ヨーロッパ世界は、以後加速

的に形成の途についたといえる。

本稿では、ヨーロッパの成立を、教皇庁が自首性と自律性を獲得する運動を展開し、イングランドがそのヨーロッパの半周辺として構造化された⁷⁾、長い一世紀（九七三年〜一三五年頃）とする⁸⁾。立ち位置によっては構造の形成には時差がある。その時差もまた展開の一部である。

I 権威と権力

一、公式の王国とキリスト教的王国統合原理

フランクの世界を中核とする、ラテン的キリスト教世界としてのヨーロッパが形成されていった一〇世紀に、イングランド統合王国が形成された。この王国は、その統合原理を、部族でなく教会に求めたのである。教会の式次第に従った塗油と戴冠式によって即位した国王によって統治される王国である。即位における塗油の儀式は、八世紀末のマールシアのオッファ王にまで遡るが、この旧約的な王の「生まれ変わり」による国王の誕生は、九七三年のエドガのフランクの式次第に基づいた大司教執行による戴冠式で完成したといえる。本稿の起点を九七三年に置いた理由である。【図2】は「バイユーの綴織」に縫込まれた Harold・ゴドウィンソン (Harold Godwinson) の戴冠式の



図2 ハロルド二世の戴冠式

権力の象徴を示す剣を差し出す貴族たち、王冠、王笏、宝珠という国王の権威を身にまとったハロルドとパリウムをもつ大司教スティガン
出典：鶴島博和『バイユーの綴織を読む』（山川出版社、近刊）

場面である。一〇六六年一月六日、彼は、ウエストミンスタ修道院において、カンタベリ大司教ステイガンドによって戴冠式を行った。ハロルド二世の誕生である。アミアン司教ギーの『ヘイステイングズの戦いの詩』は、一〇六六年一月二五日、クリスマスと同じ修道院で挙行されたウイリアム一世の戴冠式の様子を描いている（【史料1】）。

【史料1】

王冠のあと（職人は）笏と杖を準備した：修道士、高貴なる司教様方が聖。ペテロの祝福された教会（ウエストミンスタ修道院）に向かった。十字架を前に、聖職者の行列が続いた。その後には司教様たち。最後に、人々の歓呼に向かつて、伯たちや貴顕に囲まれ王が進んだ。王の右手は一人の大司教が支え、左手はもう一人の大司教が支えていた。こうして、賛歌を唱えながら、王は教会に向かい王座に導かれた。大司教は：高位祭壇に向かつて王を立てて、その周りを召集した司教たちが囲んだ：先唱者がキリエ・エレイソンを唱えた「主よ、憐れみたまえ。キリスト、憐れみたまえ。主よ、憐れみたまえ」。そして聖人たちの執成しを祈った。連禱が終わると、王のみが祭壇の前にひれ伏した。（沈黙のなか）大司教は会衆に祈りを求め、特禱を唱えてから王を立てさせた。大

司教は聖香油を王の頭に注いで、ウイリアムを国王として聖別した。⁹⁾

戴冠式は、神の国の鍵を預かる教皇かその代理人である大司教によって司式された。従って公式王国は原則として大司教と必要とする。しかし、イングランド王権の圧力を受けていたスコットランドの立場は偏奇的である。この地に大司教座ができるのは一五世紀のことで、それまで、スコットランドの司教たちは教皇の特別の娘という位置づけであった。その戴冠式も、フランクの様式とは一線を画している（【図6】）。

この地上の国の典礼による統治者としての王を国王、その国を公式王国とする。一一世紀においても、とくに辺境地帯においては、自称や他称を問わず地域的な王とその支配地が存在した。そうした権力体の差別化を意識して、教皇によって認められた王国を公式王国と呼ぶことにする¹⁰⁾。公式王国は、一人支配が前提で、理論的には王国内に従属王国は存在しえない、あるいは人的紐帯で結ばれた上王と従属王の関係も存在しえない政体である。これによって、王家との血縁を貴種の前提としていた貴頭層は、国王への奉仕と授与された特権を有する貴族へと変質し、同時に「教会」は、王の家政から漸次分離し、私有教会制から制度的



図3 スコットランド王アレクザンダ三世のスクーンでの戴冠式の図(1249年7月13日)

王の詩人が国王を褒め称えている。「アルバの王に神よ、祝福を与えたまえ」そして詩人は「王の系図を唱える」。大きな笏を持った王の横で剣を持つのは、ファイフの伯マルコム二世。Walter Bower's *Scotichronicon* の15世紀の写本。

出典：http://en.wikipedia.org/wiki/Alexander_III_of_Scotland

(最終閲覧日 2015年1月12日)

教会への変質を開始することになる。

二、アルフレッドの王統

イングランドにおける統合王権の起源は、アルフレッド王に求めることができるだろう。彼のイングランド王家は、フランドル伯、神聖ローマ皇帝オットー一世、フランクの公ユーグ・ル・グラン、西フランク王シャルル三世といった、西ヨーロッパ最有力家門と婚姻関係を結び、ヨーロッパ全域に婚姻圏を広げた（図4）の系図を参照）。これらの結婚から神聖ローマ帝国の皇帝やカペーの王が生まれなかったのは偶然であろう。歴史に「もし」は意味がないが、これらの結婚から後継ぎが生まれていれば、北西ヨーロッパの政治地図は違ったものとなっていたかもしれない。

統合王権は部族性原理を止揚したところにあるから、原理的に言えば、①血統②適格性③指名という王位継承の

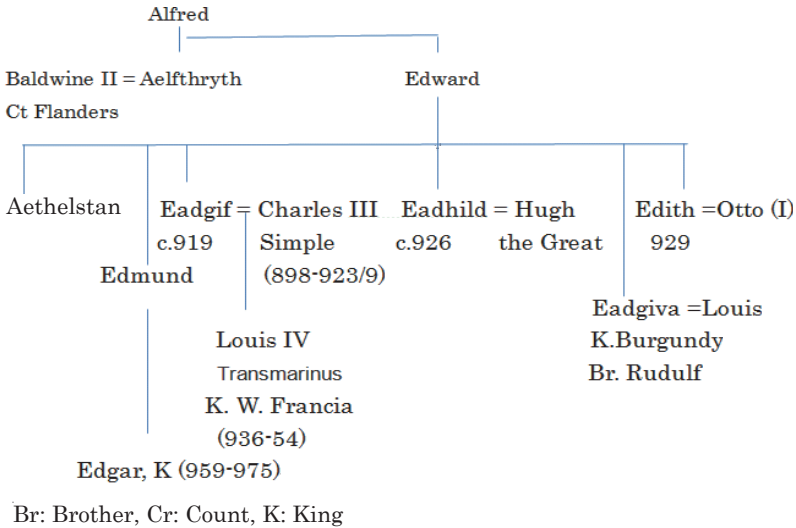


図4 アルフレッドの王統1

原則のどれかを満し、聖別と戴冠式を行えば、異邦人でもイングランド人の国王になることが可能であった。王の系図を戴冠式の場合でことほぐ必要はなかったのである。一〇一七年一月六日のクヌートの戴冠はイングランド人の王権が、北西ヨーロッパ全体の権力者の獲物となったことを示していた。ハロルド一世とハルサクヌートの後を継いで一〇四二年に王座についたエドワードも、アルフレッドの王統であるとはいえ、四〇歳前後で王位に就くまでの二六年をノルマンディで過ごし、ノルマンディの貴顕たちと関係をもち、フェカン修道院やモン・サン・ミシエル修道院とも密接な関係を築いていた。彼はノルマンディから多くの近臣団を連れてきた。このことが一〇五一年の騒乱(後述)を招くことになった。とはいえ、イングランドの戴冠式と国王即位がフランクと同じというつもりはない。そこには地域差が存在していた。ハルサクヌートの崩御が一〇四二年六月八日で、彼を継いだエドワードの戴冠式は一〇四三年四月三日であった。イングランド人の王権が、フランク的に即位を戴冠式から日教計算し始めるのは偶然とはいえハロルド二世からである。ウイリアム一世の戴冠式が終わって、宮廷礼拝堂付聖職者ウイリアム・ポワテイエは「(ウイリアムの戴冠式の後)ここでわれらがペンも、公から国王という称号を使うことにしよう」と記して

いる。王位継承に関わる規則は時間をかけて作りあげられていったのである。

三、ネイション

(一) 概念史

政治的凝縮性をもつ「民集団」、史料上では、gens あるいは *ratio* と表記された人々を、私は挑発的ではあるが、あえてネイションとよぶことにした。⁽¹³⁾ これは国家 (*state*) と不可分に結びついた、あるいは国家によって作り上げられた国民としての近代的なネイションではない。それでも、近代のネイションに破線で結ばれた原ネイションとよんでよい存在であった。当時は自己目的な国家観は存在していないし、世俗的行政的国家も存在していない。あえて言えば典礼による統治 (*R. W. Southern*) が存在したのみである。民集団と国家の不可分の結びつきは、いま話をしている時代からさらに八〇〇年以上の血塗られた時間を必要としたのである。注意したいのは、私のいうネイションが、歴史上に存在したであろう権力体のもとで、凝縮性をもっていた実態としての民集団を説明する、分析概念だということである。それは私たちの言葉であって、歴史上の実体ではない。実態としては、当時の人々は複数のネイションへの帰属意識をもっていた。彼らの「想像の共同体」と、

われらの「想像の共同体」の間には大きな溝が横たわっている。彼らとわれらの間の距離を縮めることが歴史学の営みであろう。

この分析概念は①教会の民、②言語集団、③王の民という三つの要素からなっている。要素とは、「当時の史料用語から析出された対象概念」という意味である。これら三つの対象概念の意味範疇が相互に緊密に結びついて歴史的な意味の時間的地層を形成していった。ここから「イングランド人」の形成過程を検討していこう。しかしその前に、ひとつ断り書きをしておく。固有名詞としてのイングランド (*Anglia*) の初出は紀元千年ころである。⁽¹⁴⁾ ところがイングランド人を意味していく *Anglus* は、それよりも三〇〇年は早く表れている。言葉としての出現は、土地よりも人が先であった。*Anglus* は、もともとブリテン島中部から北部にかけて定住したゲルマン的民集団である *アングル人* を表した言葉であった。従って、イングランド人 (*The English*) の語源となった *Anglus* をアングル人と訳すべきかもしれない。しかしイングランドの統合王権は、アングル人とは別の、ブリテン島南部に定住したサクソン人 (*Saxones*) の王によって作りあげられた。統合の過程のなかで、*Anglus* に別の意味が加わり、サクソン人の王が使用できる言葉として定着していったのである。従って、ア

ングル人とすると混乱を招く。ではイギリス人はどうか。この言葉の、日本における慣用的な用法からすると、これもまた混乱をまねくであろう。それで、別の意味が加わったアングル人 (Anglus) をイングラント人とよぶことにする。ちなみにノルマンディ (Normannia) の初出も同じ紀元千年頃である^②。

(二) 教会の民

ブリテン島に住むゲルマン系民集団を教会の民としてイングラント人とよぶ慣行は、七世紀後半から八世紀にかけて活躍したベーンダの『教会史』にみることができる。若き日に教皇グレゴリウス一世が、ローマの奴隷市場で見目麗しき金髪のエンジェル (Angelus) のようなノーサンブリア南部のデイラ (Deira) 出身のアングル人 (Anglus) に出会い、この天使アングルの民を神の怒り (Deira) から、つまりデイラから救うという使命を心に描いたという【史料2】の洒落の効いた話は出来すぎであろう。しかし、五九七年以降、教皇グレゴリウス一世とアウグスティヌスがめざしたのは、旧ローマ帝国属州ブリタニアの置き去りにされたブリトン人の教会を復活させることではなく、それを新しいローマ教会の軌道とその裁治下におくという政策であった。ブリトン人との対抗のなかで教会の民イング

ランド人は出現したのである。アングルには「アングル人」と「教会の民」という二様の意味層が形成された。

【史料2】

若き日の教皇は、ローマの広場で開催されていた奴隷市場で、まばゆいばかりの金髪をもつ天使 (Angelus) のような青年にであった。グレゴリウスが青年に、この民かと聞くと、アングル人 (Anglus) という。グレゴリウスには天使と聞こえた。出身地を聞くとデイラ (Deira) だという。王の名は (ア) エレという。若き教皇は驚愕した。神の怒りから (Deira regis) この天使のような民を救済しよう。アレルヤ^③。こうしてアングル人への布教は教皇の悲願となった^④。

(三) 言語集団

古英語で English と表記された英語を話すものとしてのイングラント人は、ブリトン語を話す人々 (Wilse) と一緒に出てくる。【史料3】は、六八〇年頃のウエスト・サクソン人の王イネの法典^⑤と言われる史料の一節である。ベーンダや法典が書かれた七世紀末から八世紀初めまでには、ブリテン島南部の国家体制は、群小の部族国家がより強力な中心的「部族国家」に吸収されるか、衛星国家としてそ

ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峽世界の「構造」と展開（鶴島）

の支配下におかれる星雲状態へと変質しつつあった。そのなかで、英語を話す人々、あるいは島のゲルマン系民集団を全体的に示すときにはサクソン人ではなく、*Anglus* や *Englisc* とするものが一般的となっていたのである。教会の民と同時的に二番目の層が、先住のブリトン人との同じく対抗関係の中で形成されていった。そして「イングランド人」の形成をさらに推し進めたのが、八世紀末からの、スカンディナヴィア人の襲来、戦闘、定住、交易といった、北海域の交通の活性化であった。

【史料③】

もし誰かあるものを家畜の窃盗……で訴えた場合には、そのあるものは、窃盗を六〇ハイドの宣誓で否定できる……もし「英語を話すもの」(*Englisc*) が訴えた場合には、(訴えられたものは) 二倍の宣誓の価値で否定しなくてはならない。しかし、もしブリトン語を話すもの (*Wylisc*) が原告の場合には、(被告は) 宣誓の価値は倍にする必要はない。

四、国王の民——国王称号の変遷と帝国——

(一) *Angelcynn* と *rex Anglorum*

「王の民」を示す最も直接的な言葉は、アルフレッド王

がケント、ウエセックス、マーシアの人びとを統治下に抱いたときに、宮廷で造られた所謂ゲルマン系の民集団を示す古英語の *Angelcynn* である。これはラテン語の *gens Anglorum* の意味で、同時代の年代記や著作に登場した。

「王の民」を表す意味での *natio* あるいは *gens* の意味を探る最適の史料は、国王が発給したチャータの冒頭定式にみられる国王自身の称号にある。チャータは、「特定の権能を与えられているものが、この権能を行使あるいはそれを証明するさいに受領ないしは作成する、特定の書式をもった一人称形式の文書」と定義しておく。

征服前に残存しているチャータ総数は、現在基準となっているピーター・ソーヤ (*Peter Sawyer*) のリストでは一八七五通にのぼる。【表1】は、アルフレッド、エドワード古王、エセルスタン、エドガ、エドワードの諸王のチャータ、統合王権の建設過程で国王をどう表現したかを示したものである。ラテン語の表記はさまざまであるが、統合王権の全体的な国王呼称の傾向を読み取るために、ここは大きな括りでまとめた。以下使用するS何番というのはソーヤによるカタログのリスト番号である。ここに含まれる、多くのチャータは後代の一葉のオリジナルのものは少なく、カーチュラリとよばれる文書集成に納められたコピーか偽文書ではあるが、傾向は確認できる。

表1 国王の称号

称号	国王	Alfred 871-899	Edward 899-924	Aethelstan 924-939	Edgar 959-975	Edward 1042-1066
King (<i>rex</i>)		13%(2)	4%(1)	2%(1)	13%(21)	12%(7)
King of the Saxons (<i>rex Saxonum</i>)		20%(3)	4%(1)	0%	0%	0%
King of the West-Saxons		13%(2)	4%(1)	0%	0%	0%
King of the Angles and Saxons		41%(6)	71%(17)	6%(4)	0%	2%(1)
King of the English (<i>rex Anglorum</i>)		13%(2)	17%(4)	69%(44)	32%(51)	51%(31)
King of Britain		0%	0%	23%(15)	20%(31)	25%(15)
Emperor (<i>basileus</i>) of the English of the Anglo-Saxon of Albion of Britain		0%	0%	23%(15)	(15)	(2)
					(0)	(3)
					(17)	(1)
					(24)	(0)
					35%(56)	10%(6)

史苑 (第七五卷第二号)

(二)「サクソン人の王」から「アングル人とサクソン人の王」そして「イングランド人の国王」へ
 アルフレッド王(在位八七一-八九九)は、西サクソン人の王で、チャーターでもサクソン人の王 (*Rex Saxonum*) あるいは西サクソン人の王 (*Rex Occidentalium Saxonum*) と自分を定義している。彼の時代までには、南サクソン人や東サクソン人の王国は消滅していたので、西サクソン人の王はサクソン人の王を代表していたといつてよいであろう²⁶⁾。同時にそれ以上に自らを「アングル人とサクソン人の王」(*Rex Anglorum et Saxonum*) と称している。デーン人の攻撃によってアングル人のマールシア王権は壊滅的打撃を受け、多くのマールシア人の貴顕たちがアルフレッドの宮廷に亡命してきた。アルフレッドは両方の民の王という意識を鮮明に打ち出した最初の王といえる。「アングル人とサクソン人の王」とは二つの民集団の王という意味であって、アングロ・サクソン人の王という意味でない。そもそもアングロ・サクソン人という単一の民集団は存在しない²⁶⁾。Anglo-Saxons という英語が使用されるようになるのは一七世紀にはいってからである²⁷⁾。
 八九九年にアルフレッドから西サクソン人の王位を継承して、デーン人の政治勢力に対抗してこれを暫時駆逐し、西サクソン人とアングル人系のマールシア人の連合化を進め

ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峡世界の「構造」と展開（鶴島）

ていった息子のエドワード古王（在位八九九・九二四）の治世になると、「アングル人とサクソン人の王」という呼称は、さらに一般的になっていった。

エドワード古王の次のエセルスタン王（在位九二四・九三九）は、ハンバー川の北を制圧し、かつてノーサンブリアを構成していたアングル人の地域を含む現在のイングランド全体に広がる領域を、その強度には濃淡があるが、一定度の影響下においた。エセルスタン王は、さらにその周辺の所謂「ケルトの外縁」の諸王・権力者の臣従を受け入れ、ブリテン島のかなり広い地域に影響力を及ぼす非公式の「帝国」を築いた⁽²⁰⁾。もともと、ダブリンと双子の王国を形成していたヨークのスカンディナヴィア系のヨーク王国が、イングランド人の王国に最終的に統合されたのは九五四年のエアドレッド王（在位九四六・九五五）の時であった。一二世紀になって登場する法域としての「デーン・ロー」⁽³⁰⁾は、このヨーク王国を意味していた可能性がある。

最終的なイングランド統合王国の成立は、次のエドガ王の治世（在位九五七・九七五）、それも九七三年の彼の戴冠式を起点として説明するのが合理的であろう。本稿の「長い一世紀」の起点をここに置く理由である。ヘンリー一世の崩御の年である一一三五年を終点としたのは、その時までには「ノルマン征服」によってイングランドに定住した

ノルマン人が「イングランド人」としての意識を獲得し始めたこと、さらには、その後の所謂「ステイーヴンの内乱」を経て出現したヘンリー二世以降の統治が大きな構造的な変化を遂げたためである。

本題に戻ると、エセルスタンが一般的に使用した称号は、イングランド人の王（*Rex Anglorum*）であった。エセルスタンの出自はサクソン人だから、*Rex Anglorum* をアングル人の国王とすることはできない。この *Anglus* はベーダ的な意味での教会の民で英語を話すイングランド人（*Angelynn*）と「うこと」になる。一方、サクソン人という言葉はイングランドでは使われなくなり、外部、とりわけケルトの外縁の人々が、イングランド人を侮蔑的にさすときに使用されるようになっていった⁽³¹⁾。尚、「ケルトの外縁」はここでは関係論における中立的な地帯構造的概念として使用することを強調しておく。

(三)「イングランド人とその周囲の諸族の秀でた皇帝」と帝国意識

称号は時代が下るにつれて誇大になっていった。とくにはじめて大陸的な戴冠式を導入したエドガの称号は尊大ですらある。「神のもとでの全ブリテン島の国王」（*rex totius Britanniae insule flante Deo*）や「イングランド

人とその周囲の諸族の秀でた皇帝「バシレウス」(Basileus *industrius Anglorum cunctarumque gentium in circuitu persistentium*) などという、中世のローマ帝国を意識した威勢のよいものが出てくる。皇帝という自称はエドガで最盛期をむかえた。皇帝には「バシレウス (basileus)」が一般的に使用された。しかも彼の称号のさらなる特徴は、「ブリテンの意味で「アルビオン」を多用したことである。さらに「全ブリテンの守護者にして司祭」(totius Britanniae gubernator et rector: S687, 688, 690, 698) という称号には、教会の民の王を前提に、イングランド人の国王は、「ブリテンを統合すべきという理念が隠されている」^{③②}。しかし、「アルビオン」も「皇帝」も徐々に使われなくなり、アルビオンに関しては、エドワード証聖王(在位一〇四二—一〇六六)の時点では五例が確認できるだけである。そしてアルビオンは、スコットランドの王権の勃興とともに、徐々にブリテン島の北を指す言葉となっていた。征服後、ウィリアム一世は皇帝という称号を使用しなかった。

パには存在しなかった。それでも、ローマ教皇との関係では、理念的あるいは公式の皇帝は存在した。周辺のブリテンの国王が、当時の中世ローマ帝国の皇帝の称号である「バシレウス」を使用したのは、いわゆる「神聖ローマ皇帝」への対抗心であつたらう。七世紀後半の中華帝国に対する大和天皇政権と比較できるかもしれない。まさに、イングランドは、「東海の小帝国」ならぬ「西海の小帝国」であつた。^{③③} イングランド王国に、フランク的な楔がうちこまれた一〇六六年以降、大陸の政治コードになれ親しんだ国王たちは皇帝・バシレウスの称号を使うのをやめたのである。それでも、イングランド人の王権のなかには、ブリテン島の支配者という意識がつねに横たわっていた。そのなかで、「ケルトの外縁」の人々を野蛮人とする蔑視が醸成されていった。その基底には、ブリテン島と西の海の彼方のアイルランドもカンタベリー・ヨークの大司教座教会の裁治権下にあるべきというグレゴリウス教皇と聖アウグスティヌスのミッション以来のイデオロギが存在していた。このイデオロギに支えられたところにイングランド王権の非公式な皇帝理念が横たわっていたわけである。

パリとローマを枢軸とするライン川とロワール川間のヨーロッパ中核地帯の宗教的・政治的・経済的・文化的モードがイングランドに導入され、征服、交易、植民を通して、そ

ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峽世界の「構造」と展開（鶴島）

の地のモードと融合して、「ケルト的外縁」にもたらされた。一二世紀末までには、ヨーロッパの中核地帯に対する、イングランドと低地スコットランドの半周辺地帯、その外側の周辺地帯という「文明と野蛮」というイデオロギ³⁷によって意識下された三重の社会構造が作り出された。

五、令状と宮廷

(一) 令状

イングランドの王権は、エセルレッド二世の治世に、中央の国王命令を地域に下達する道具である書簡、すなわち令状を作り出した。【図5】は残存している三つのエドワード王の印璽つき令状のうちの一つである。印璽は両面に印影があり、両方で玉座についた国王が描かれている。表側は、三つ葉模様の王冠を被り、短い笏を持った国王像が描かれ、裏側では権威を表す長い笏の職杖と権力を表す剣をもっている姿が描かれている。この図案は同時期のエドワードの戴冠式型銀貨（一〇五六・五九年・タイプ45、表5参）の図柄と同じである（【図6】）。銘文は「イングランド人の皇帝エドワードの印璽」（SIGILLUM EDWARDI ANGLORUM BASILE）と刻まれている。³⁸後述するが、令状と錢貨（銀貨）は、「権力と権威」、「地域社会とアソシエーション」、「交通」の連結環であった。

と展開（鶴島）

令状は三人称の挨拶で始まり、すぐに一人称に転化する。【史料4】は、一〇五三から一〇六一一年頃の令状である。

【史料4】

【三人称】エドワード王は、親愛の情をこめて①（カ
ンタベリー）大司教ステイガンと伯ハロルド、セント・
オーガステイン修道院長ウルフリック、シエリフ、オス
ワルド、そして②ケント州のすべての我がセインたちに
挨拶する。朕は以下を告知する。我が意思は、マーシャ
ム（Mesham）【表3】（三六頁）の（9）にある土
地と合法的にそこに付属するすべてがカンタベリのクラ
イスト・チャーチに裁判権とともに属することである。
ちようど③シレードと彼の妻（マテイルダというフラン
ス系。カンタベリー大司教座教会の命日一覧に記載）が付
属修道院にこの所領を寄進したときと同じように、であ
る。④我が意思はわがセインたちが下した決定が維持さ
れんことである。³⁹

最初に、一般的な冒頭定式が始まる。傍線①と②の使者の口上があって、次いで印璽に描かれた国王が、その場にいるかのように語り始める。国王命令の下達には、国王が現存するという共同幻想が必要であった。令状の名宛人は、



図5 エドワード証聖王の令状と印璽

出典：http://en.wikipedia.org/wiki/Edward_the_Confessor

(最終閲覧日 2015 年 1 月 15 日)



図6 Type 25 (Sovereign, 1056-1059)

ミント：ウォリングフォード 貨幣製造人：ブランド (Brand) 銘：EADWARD REX ANG, Edward enthroned facing, head right, holding sceptre and globus cruciger / +BRAND ON PALLI, voided cross with birds in quarters. North 827

出典：<http://www.wildwinds.com/coins/SE/SE1181.html>

(最終閲覧日 2014 年 5 月 18 日)

ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峽世界の「構造」と展開（鶴島）

州裁判集会の構成員たちである。傍線①のように司教や伯といった大貴族やシェリフといった「最上の人々」「よりよき人々」には個人名で呼びかけが、そして傍線②のように州のセイイン、「よき人々」には集団で呼びかけが行われた。

中世後期の議会に貴族は個人あての令状で、騎士やジェントリには州宛の令状で召集がかけられた。令状におけるこの二分法的な召集方法は、イングランドの二層の貴族集団の起源ともいえるし、その根をすでにここにもみることができ。イングランドにおける貴族の定義は召集令状が個人宛にくる階層となり、^④一世紀の小貴族はその下の「庶民」に位置づけられていくのである。

傍線④では、州のセイイン、つまり地域のよき人々の決定が国王の決定だと、国王自身が述べている。命令は、地域に語りかけ、その執行は、地域の自発性にまかせたのである。それがミサの説教にも似た「典礼よる統治」の根幹であった。

「福音書」の余白に書き込まれた、初期の真正令状のコピーが残っているが（S385）、すでに後世の形式が整っていた。それは、口頭で王の命令を伝えた形式が慣習化していたからである。初期の令状に印璽がついていたかどうかの確証はない。最初は、国王がその場にいることを示すために、使者が集会の場で、印璽を掲げて令状を読み上げた

のかもしれない。大事なものは国王の現存を聴衆にイメージさせることであつた。

(二) 宮廷と上意下達

現存する征服前の一二一通の令状の大半、八〇パーセントの九六通はエドワード証聖王のものである。【図7】は、令状の発給先の州を塗り分け、そこに国王の宮廷所在地を書き入れたものである。令状の発給先で多いのは、ノフォークとサフォークのイースト・アングリア、ケント、サリそしてミドルセックスとロンドンの東南部地域と、ウースタシャ、グロスタシャ、サマセットの西部地域である。統合王権の国王宮廷は、ロンドン、ウインチェスタ、グロスタ回廊を中心に動いていた。宮廷は動きながら令状を発給していた。エドワード王の宮廷はロンドンとグロスタを楕円の中心にして上意下達を行っていたのである。

(三) 課税する王権^⑤

イングランドの統合王権は、課税する王権であつた。ここでは税を広く解釈して、国王家政の需要を満たすため、原則として土地を単位として、自由人に割り振られたある程度定期的な銭貨による上納と定義しよう。その先駆は海外から侵入してきたデーン人に和平のために支払った緊急

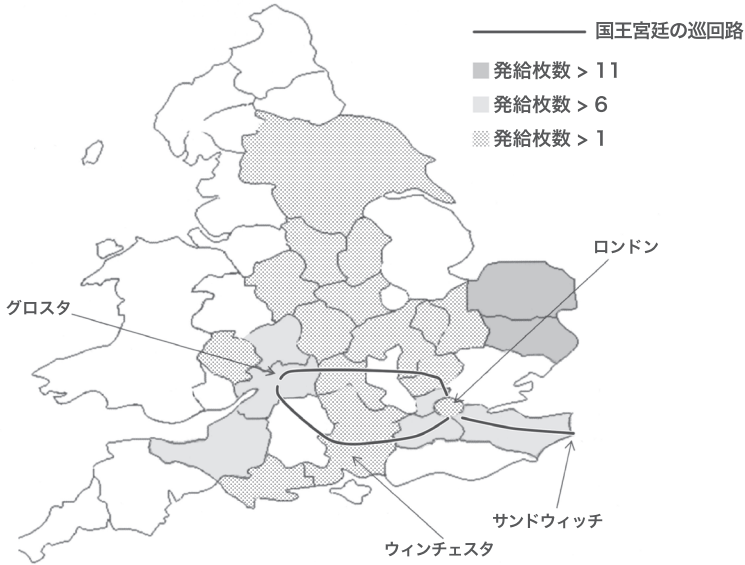


図7 エドワード証聖王の令状の発給先と宮廷の主な所在地

の援助金のガヴォル (gafol) である。最初のガヴォルは、九九一年のモールドンの戦いでビュルフトノースを殺害したデーン人の軍勢に支払った一万ポンドである。⁴³⁾ ここから一一世紀前半にかけて、膨大な額のゲルドが徴収された。とくに有名なのが、デーン人の船団を雇うために徴収されたヘルゲルド (heregild) であろう。これが一二世紀にパイプ・ロールでデーン・ゲルドと表記された税の直接的な起源である。ゲルドは、ヘンリ二世治世の前半の一一六二年頃まで、断絶を経験しながら徴収された。

【表2】は主として『アングロ・サクソン年代記』に記録されたガヴォルとヘルゲルドの額である。これらは純度の高い銀のペニー貨で支払われ、スカンディナヴィアに運ばれて北海交易を潤した。九九一年以降は、それ以前は北東から流れてきた銀が、ドイツ銀をもとにイングランドでペニー貨に打ち変えられて、スカンディナヴィアに流れていった。ゲルドは州ごとに集められ王宮へ運ばれた。パークシャの『ドウムズ・ブック』は、年に一ハイドから七ペンスを徴収したと記録している。その額は年ごとに変動がみられる。高額の有名な一〇八四年のものは六シリングが課された。ヘンリー一世は一一三〇年までは、一ハイド二シリングを課した。⁴⁴⁾ ヘンリー二世は一一五五／五六年にゲルドを復活したが、一一六一／六二年を最後にゲルドはその

表2 991年—1041年に徴集されたガヴォルとヘルゲルドの額

年	額(数字の単位はすべてポンド)	史料と備考
991	10,000	C Dのみ記載
994	16,000	
1002	24,000	
1007	36,000	Eは30,000
1009	3,000	東ケントのみ
1012	48,000	Eは8,000
1014	21,000	ヘルゲルド
1018	72,000+10,500 (ロンドンから)	
1041	21,099+11,048 (後に)	ヘルゲルド

C、D、Eは『アングロ・サクソン年代記』のヴァージョンを示す

ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峡世界の「構造」と展開（鶴島）

歴史に幕を引いた。国王は、一一五八年に貨幣制度を改革したのち、土地税に変えて、動産税などの新たな税システムを構築していったのである。貨幣制度と税制度は密接に関連していた。統合王権は、後述するように純度の高い銀貨の製造と流通を統制し、それを税として回収するシステムを構築していったのである。

【史料5】

ゲルドはエドワード王の治世に、バークシャ中で普通に支払われた。一ハイドから三・五ペンスが降誕祭に支払われ、同額が聖霊降臨祭に支払われた。⁴⁵⁾

II. 社会とアソシエーション⁴⁶⁾

一、社会

(一) 親族構造の変化と新貴族

一〇世紀における血族あるいは拡大家族から単婚小家族への親族構造の変化が、部族制度解体のなかで生まれてくる統合王権の前提である。

イングランド人の貴族集団は開放系で、流動性があった。ここで貴族という場合、エアドルマンやアールといったラテン語では *dux* (伯) と表記され、王国あるいはヨ-

ロップレベルで活動する大貴族と、地域的な小貴族であった「よき人」であるセインを指している。セインの最大公約的な意味は「人に仕える者」である。大貴族と小貴族という区分は便宜的で、両者の間には流動性があった。それでも、この二つの集団にはそれぞれ独自の秩序化の掟^⑧コード^⑨が稼働していた。以下、二つの紛争解決を取り上げ、社会文化的で政治的な掟について検討することで、これらの階層にせまっていきたいと思う。しかし、その前にエアルドールマンとアールについて簡単に触れておこう。

(二) エアルドールマンとアール

エアルドールマンとは、王あるいは国王に奉仕した最高位の人物に与えられた称号である。一〇世紀に統合王国が形成される過程で、一定の管区を統轄する職の様相を帯びていった。しかし、管区のみとまりは緩やかで境界は固定されていなかった。そもそも領域支配を意味する称号ではなく、国王の代理としての当該地域の民の支配者であった。例えば、エセルレッド治世のエアルドールマンは、「マールシア人の主君」とか「ハンプシヤの主人」としばしば表記された。かつての王族に由来する者が多い。

「伯」と訳す earl という言葉は、スカンディナヴィアから来た人々の政治的植民が始まって、本格的にイングラ

ドにもたらされた。彼らは王になるには十分ではない貴頭を、jarl (ヤール) とよんでいた。その英語表記が earl (伯) である。一〇世紀末までにイングラント人の支配領域では国王の権威を代表する人物を「エアルドールマン」、スカンディナヴィア人の勢力が優勢な領域では「伯」とよんだ。二つの称号は、ほぼ五〇年間、並行して使用されたことになる。しかし、両方とも統轄する人々に対する国王の代理人という意味で、そこに機能上の違いはなかった。いずれの称号もラテン語は dux であつた。

クヌート王の時代になって、エアルドールマンという言葉は使用されなくなり、伯が一般的な称号となつた。それと同時に、一〇二〇年代、クヌート王によって引き立てられた伯が台頭してきた。とくに力をもっていたのが、マールシアの王統に起源をもつマールシア人の伯のレオフリック、それからスカンディナヴィア起源のノーサンブリア人の伯シワード、そして地方貴族からのし上がり、クヌートと親族関係に入ったウェスト・サクソン人の伯ゴドウインの三巨頭であつた。

長い一世紀には、王国統治にとって必須の人、財、奉仕を徴収する基本的単位は、州となつていった。しかし伯が支配を及ぼす州は、ウイリアム一世の治世まで、国王の意図によって恣意的にグループ化された。国王命令に答え

る限りで州は統治組織として機能したのであって、固定化されつつも、まだ完全に国制に埋め込まれた制度にはなっていないかった。しかし一〇〇年ごろまでに、伯のもっていた地域的支配者としての機能を州における国王役人のシエリフが奪い、伯は職としての性格を失って王国における最高の貴族を意味する称号に変わっていったのである。例えば、ウイリアム一世の異父弟であるバイユー司教オドは、征服後ケント人の伯となった。『ドウームズ・ブック』に記録された一〇八六年当時のイングランドの全所領の評価額は約七万三〇〇〇ポンドであるが、オドの所領は約三〇三五ポンドを占めていた。その内、ケントにおける彼の所領評価額は約一八一三ポンドに達した。この数字はケント全体の四一パーセントを占め、カンタベリ大司教領の一五六〇ポンドの三五パーセントを凌ぐものであった。しかし【図8】は、彼の所領が、ケント、オックスフォードシヤ、リンカンシヤの三箇所を中心に、イングランドで最も豊かな地域に広がっていたことを教えてくれる。ケント伯だからケントにのみに所領が集中していたわけではない。彼の伯としての活動は、その伯職が征服前の機能を継承したものであることを示している。オドは一〇八八年に最終的に失脚して、その巨大所領群は解体した。そのなかで複数の「封建的バロン領」が生まれてきた。彼の例が示

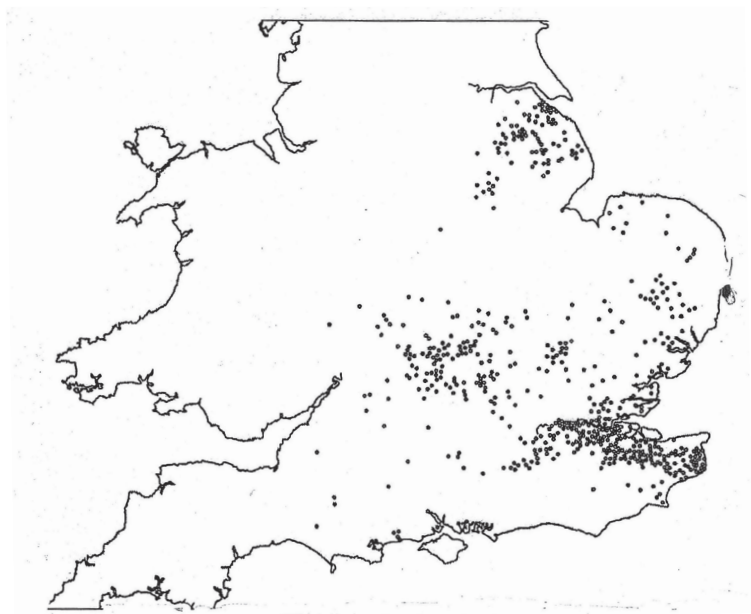


図8 バイユー司教オドの所領

すように、征服直後の大所領の解体のなかで、イングランド的な封建的（あるいは封土的）所領群が現れてきたのである。

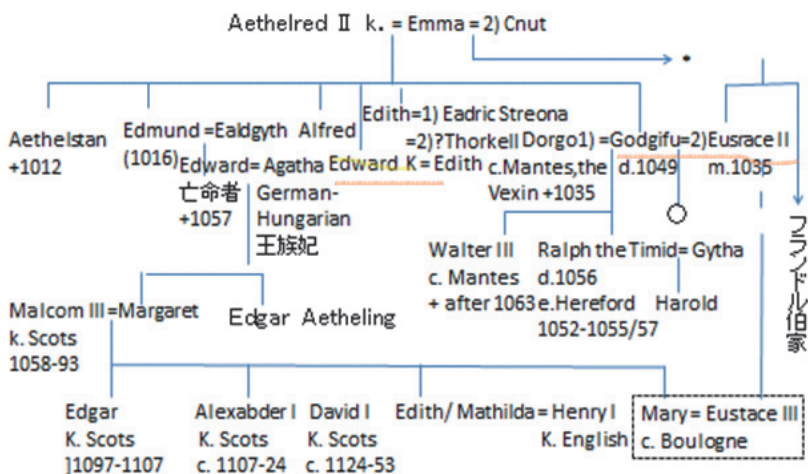
(三) 大貴族、マクロ社会の紛争解決におけるコード

ここで【史料6】の『アングロ・サクソン年代記』に記載された一〇五二年から五二年にかけて起ったある事件（一般には反乱とも内乱ともよばれる事件）を検討して大貴族たちが共有していた政治的捷と紛争解決のプロセスからその社会を一瞥してみよう。【図9】のエドワード証聖王の系図と【図10】の当時のドーヴァの都市プランも参照願いたい。

【史料6】

ブローニユのユースタスが海を超えてきて、国王にむかって、①彼が望むことを話した。…ドーヴァ近くに来たとき一行は武装した。市内で滞在する適当な場所を探した。彼の家来の一人がある家に滞在することを望んだが、家主はそれを拒否した。それで家主を傷つけた。これに対して家主はこの者を殺害した。ユースタスと家来たちは馬に乗り件の家に来て家主を②刃で (Theorðæ) 殺害した。そして丘の上のバ

史苑 (第七五卷第二号)



C = count

図9 アルフレッドの王統2

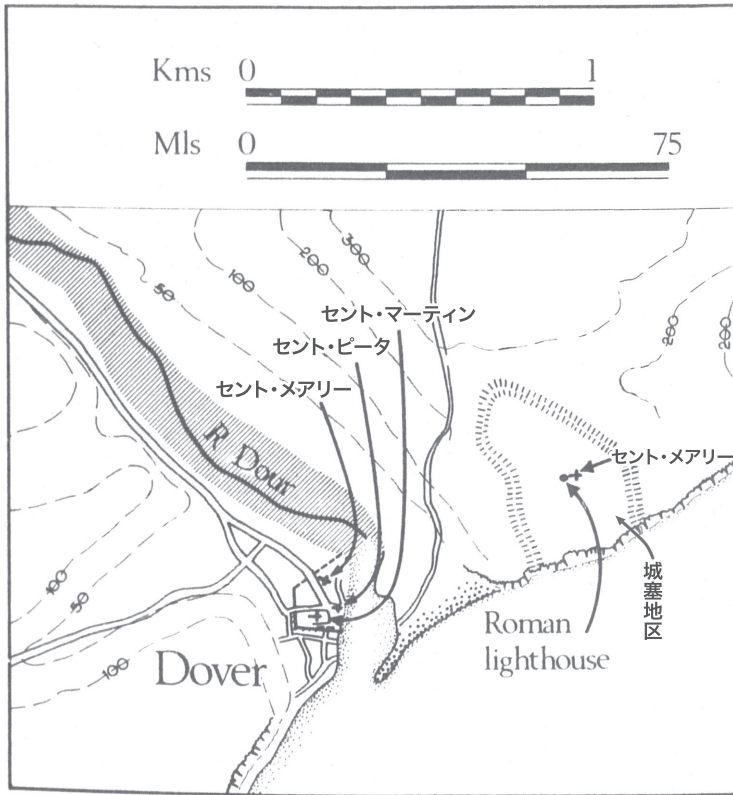


図10 11世紀のドーヴァの都市プラン

出典：T. Tatton-Brown, 'The Towns of Kent', J. Haslam ed. *Anglo-Saxon towns in Southern England*, Chichester, 1984, p. 22 を改変。

ラ内外で二〇人の市民を殺害した。これに対して市民は一九人を殺害し覚えていないくらいいの数のものに傷をおわせた(③市民側の戦闘能力)。ユースタスは数人のもとと逃れ王のもとに来てどれほど恐ろしかったかを一方的にまくしたてた。国王は市民に怒りを覚え、伯ゴドウィン呼び寄せ敵意をもってケントとしてドーヴァに行くように命じた。というのもユースタスは市民に非があると云ったからである。しかしそうではなかった。④伯は国王に同意しなかった。それは、自分の支配圏を荒らすなど耐えられなかったからである。

一 国王は聖母マリアの祝日（九月一八日）までに⑤グロスタに来て貴族による集会を開くことを命じた。異邦人「アングロ・サク

ソン年代記』のバージョンFはフランス人と明記」は「[ゴドウィン伯の子]伯スウェイン (Swein) の支配圏のヘリフォードに築城した。これに対して、伯ゴドウィンと伯スウェイン、その弟伯ハロルドの親子はビーヴァーストーン (Beverstone, Glast.) に彼の傘下にある者たちと集結して、国王と民に加えられた侮辱を晴らすための助言と援助を求めるために国王と貴族集會に参加の意思を示した。異邦人が最初に国王のもとにきて、ゴドウィンたちの非を訴え、彼らは国王に対して謀反を企てているから面会してはならないと主張した。(ノーサンブリア人の) 伯シワード (在任一〇三三・五五)と(マーシア人の) 伯レオフリック (在任一〇二三/三二・五七) や彼らとともに北から多くの貴族が集まってきた。…国王と彼のもとにある貴族たちが、ゴドウィンたちに対して敵対行動をとるという情報を得た。ゴドウィンたちは対抗手段をとらなければならなかったのである。もっとも国王に逆らうことはもとより望んでいたことではなかった。貴族會議は、双方がこれ以上の敵対行動をとることやめ、⑥国王が神の平和と完全なる友情を双方に与えるべきことを宣言した。

史苑 (第七五卷第二号)

二 国王と彼の貴族集會は、全貴族による第二回目の集會を秋分の日の⑦九月二四日にロンドンで開催すべきことを宣言した。一方でテムズ川の南と北の軍勢を招集した。そして伯スウェインにはアウトローが宣言された。伯ゴドウィンとハロルドは集會に速やかに出席するように召喚されたが、ゴドウィンは身の安全と人質を要求した。

三 国王は伯の配下にあったセインたちに国王に忠誠を誓うことを求めた。そして国王は使いをやってゴドウィンたちに一二人のものとともに集會に出席するようにもとめた。此度も伯は身の安全と人質をもとめた。そうすれば潔白を証明すると主張した。⑧再びかれらは人質を拒否された。そしてくにを離れる五日間の猶予が与えられた。伯ゴドウィンと伯スウェインはボッシュャム (Bosham、ゴドウィン家の拠点港) に行き、船を出して息子の義理の父であるボードウィン (フレンドル伯) のもとにいき、冬の間、伯の保護下にいた。伯ハロルドはアイルランドに向かい冬の間、レンスタとダブリンの王ディアルマド・マク・マイル・ナ・モー (Diarmuid mac Mael na m-Bo) の保護下にいた〔事後処理で、国王はデヴォンシャ、サマセット、ドーセ

ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峽世界の「構造」と展開（鶴島）

ット、コーンウォールを彼の血縁であるディアハーストの伯オダ (Odda of Deerhurst) に与えた。またハロルドのもとにあった領域イースト・アングリアをマーシア人の伯レオフリックの子エルフガ (Aelfgar) に与えた。伯シワードはハロルドのハンティンドンシヤを与えられた」。

四 (一〇五二年) 国王と貴族会議は船団をサンドウィッチ (当時の国王船団の寄港地) に派遣した。そして⑨伯「臆病者」ラルフ (Ralph Timid) と伯オダを船団の指揮官に任命した。ほどなく、伯ゴドウインはブリュージュから彼の船団でイーセル川に至り、六月二三日に出帆した。そしてロムニ (Romney) の南のネス (Ness) に到着した。この情報を得るやサンドウィッチに集結していた艦隊は他の艦船とともに出港した。陸上部隊も船団とともに発動が命じられた。一方、ゴドウインは危機を察してペヴェンシ (Pevensey) に向かった。天候が悪化して、追撃の伯たちはゴドウイン伯の行動を捕捉できなかつた。ゴドウインと船団は西に向かいワイト島に到着した。そこに上陸して、住民が、⑩彼が要求したものを払うまで荒らし回つた。それからポートルランドに上陸し同様のことを行つ

た。ハロルドはアイルランドを九隻の船で出帆し、ポートルック (Porlock) まで来た。そこで多くのものが彼に敵対して集まつたが、食料を調達し内陸部に進行してたくさんの住民を殺害し、家畜、人、財産を強奪した。そして東に向かい父と合流した。二人はワイト島で先の強奪で残していたものをかき集めた。そこから⑪ペヴェンシに進み、適切なたくさんの船を集めてネスに至り、ロムニ、ハイス (Hythe)、「フォークストーン (Polkestone) 』にある船を集めた。そして東に進みドーヴァに来て上陸した。そこで彼らが欲した多くの船を徴用し人質を得た。それからサンドウィッチに進み、そこでも同じことをした。いたるところで彼らは人質を与えられ食料を提供された。それからワンスアム海峽の北の口に至り、ロンドンへ向かった。⑫『アングロサクソン年代記』D写本の一〇五二年には、「ケントのすべての者たちそしてヘースティングズの領域と海岸部からの、さらにはエセックスやサリーやその近隣の海民 (バツツカルー: butsecar) 』[「バートの民」はゴドウインとともに生きかつ死ぬことを宣言した。…サンドウィッチに彼らは向かった。途中で出会つたすべての海民を集めてサンドウィッチに到着したときには大艦隊となつていた」とある。』さらに彼ら

はシッピー (Shippey) に至り…ロンドンに到着したとき、⁽⁵⁶⁾国王と伯たちは五〇隻の船団を配置して戦闘態勢をとっていた。ゴドウィンとハロルドは、使者を送り国王に、不正にも彼らから奪いとられたものを回復できるかどうかを訪ねた。国王はしばらくそれを拒否していた。⁽⁵⁷⁾拒否が長く続いたので、ゴドウィンともにいる者たちは、いらだたせてきて国王と彼に従うものに敵対の意思を示しはじめた。それで伯はその者たちを鎮めるのに苦労した。

五 その時⁽⁵⁸⁾司教ステイガンドが、神のご加護と、都市ロンドンの内外の賢者とともに、ゴドウィンとハロルドのもとにきた。そして両方の側から人質を出すことを提案した。そしてそのようになされた。大司教ロバートとフランス人がこのことを聞いたとき、馬に乗り、あるものは、ヘリフォードシャのロバート・ペンテコスト (Robert Pentecost) の城に逃げ込み、…大司教ロバートと司教ウルフと同行者はイーストゲート (East Gate) に逃げ込み、多くの若者を殺害するか傷を負わせた。…ロバートは、大司教職を捨てて船に乗って⁽⁵⁹⁾逃亡した。

史苑 (第七五卷第二号)

六 大会議がロンドン郊外で開催されることが宣言され、すべての伯と最上の人々 (king's thegns) が集まった。そこで伯ゴドウィンは、主君である国王エドワードやこの国のすべての人々の前で、身の潔白を主張した。彼とハロルドをはじめとする一族は無罪となり、国王は彼らとの⁽⁶⁰⁾「友情」を回復し、彼らと行動を共にした者たちの名誉回復を宣言した。伯ゴドウィンと国王との間の不和に責任があるとして、大司教ロバートをはじめとするすべてのフランス人はアウトロローを宣告された。司教ステイガンドがカンタベリの⁽⁶¹⁾大司教職を継いだ。

下線①で、ブローニユ伯が、「彼が望むことを話したい」と義理の兄弟である国王の宮廷を訪れたことから話が始める。

一〇五一年、ユースタス一行はドーヴァーに武装して入り、市民に宿泊の便宜を図るように強要して喧嘩となり家主を⁽⁶²⁾②刃辺で殺害した。伯の行為はハムソクン (Hannson) といつて、ムント権の侵害にあたり国王裁判に属する訴件となる。場所は【図10】の港や市場、そして市民の宅地 (mansura) があつた右岸の地区である。それから、伯たちは馬にのつて丘の上のバラとよばれた城塞地区 (左岸) を攻撃した。

ここにはゴドウィン伯がパトロンの共住教会セント・メリ・イン・カストロ教会があった。伯たちは内外で二〇人の市民を殺害したが、市民たちも負けてはいない。一九人を殺害し多数に傷をおわせた。③市民は戦闘能力を十分に保持していた。彼らは戦士集団であった。伯は国王のもとに来て市民の非を訴えた。エドワード王は市民に怒りを覚え、伯ゴドウィン呼び寄せケントとドーヴァを攻撃するように命じた。しかし、ケントとドーヴァは伯の支配圏で、それを荒らすなど考えられず、④彼は国王命令を拒否した。これは背信行為（treachery）にあたる。

エドワード王は聖母マリアの祝日（九月一八日）に、下線⑤のグロスタで貴族集会を開いた。国王とハロルドの移動経路は【図11】で確認できる。当時の国王宮廷はクヌート王時代からの英語を話す伯たちや地域有力者たちと、エドワードがノルマンディから連れてきたフランス語を話す伯たちや廷臣たちの二本の柱からなっていた。当然両者の間に反目があったが、親密さもあった。例えば、国王の母方の甥の「臆病者」ラルフを伯ハロルド（後の二世）はとてもかわいがっていた。ラルフは、エドワードの姉妹で問題のブローニュ伯の妻ゴドギフ（Godgifu）の前の夫との間にできた子である。これから起こる事件にはこうした家の関係が彩なすが、省略せざるを得ない。

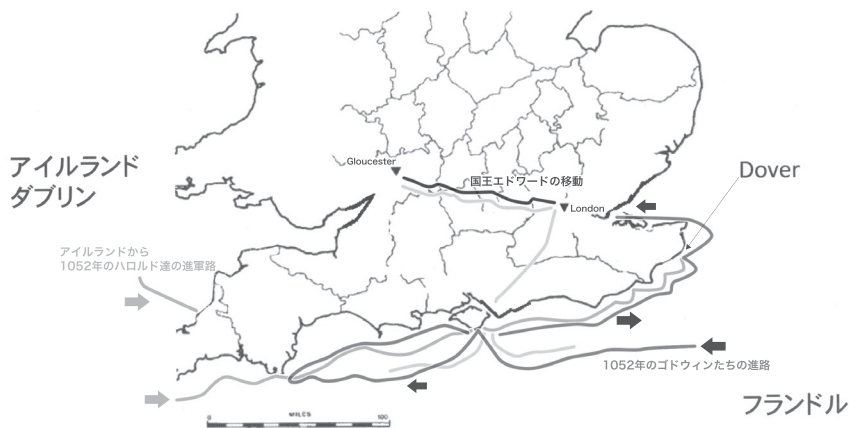


図11 エドワード王とゴドウィンとハロルドの進路

グロスタに在る国王に対して、伯ゴドウィンとその子伯ハロルドらは、近くに陣を張つて、国王にとらみ合つていた。ノーサンブリア人の伯シワード、マーシア人の伯レオフリックも出席した貴族会議は、これ以上の敵対行動をとることやめ、⑥国王が神の平和と完全なる友情を与えるべきことを宣言したが、年代記が異邦人とよぶフランス系の人々の間にはゴドウィン断罪の聲が強く、一回目の調整は失敗に終わつた。「友情」は平和な状態を意味するキータームで、記憶に値する。

そこで⑦国王と貴族集会は、全貴族による第二回目の集會を秋分の日の九月二四日にロンドンで開催した。この集會でもテムズ川沿いに「北岸に国王、南岸サザックにゴドウィン」兩軍は陣を張つたが、話し合ひは決裂した。国王はゴドウィンたちの配下にあつた地域の有力者であるセイエンたちに忠誠を求め、ゴドウィンの軍勢の切り崩しに入つた。そして彼らのもとに使者をやつて再度集會への出席をもとめた。ゴドウィン側は、前回と同じく、身の安全と人質をもとめた。結局、⑧三度目の折衝も失敗に終わり、兩者は、最終的に決裂した。国王はゴドウィンやハロルドたちに「くに」を離れる五日間の猶予を与えた。ゴドウィンは一族の海軍の拠点港ボーシヤムから息子トステイグの義理の父であるフランドル伯ボードウインのもとに、ハロル

ドは、ディアルマド・マク・マイル・ナ・モーを頼つてアイルランドへ逃れた。結局ノーサンブリア人の伯やマーシア人の伯などの「英語を話す貴族」たちが仲裁に入ることはなく和解には至らなかつたのである。

翌一〇五二年六月二三日、ゴドウィンたちは反攻にでた。海峡を東に進み、⑨⑩⑪ペヴェンシ、ロムニ、ハイス(Hythe)、「フオークストン」(Folkestone)、「ドーヴァ、サンドウィッチで船と水兵を集め、大船団でロンドンのサザックに陣を張つた〔図12〕を参照」。『アングロ・サクソン年代記』D写本は「ケントのすべての者たちそしてヘイステイングズの領域と海岸部からの、さらにはエセックスやサリーやその近隣の海民たちは、ゴドウィンとともに生きかつ死ぬことを宣言した」という。ゴドウィンたちは、サセックスからケントの海峡域の海民たちの支持をとりつけたのである。ロンドンのテムズ川兩岸で双方がにらみ合うなか、⑭調停に乗り出したのが、ウインチェスタ司教ステイガンドとロンドン市の有力者たちだった。フランス語を話すグループは、サセックスとケントの海民たちとロンドン市民の支持を得たゴドウィンたちに敗れさつた。彼らは逃亡を開始した。ある者はヘレフォードシヤやエセックスの城に逃げ込んだ。彼らの指導者であつたカンタベリ大司教ジュミエージュのロバートはノルマンディへ逃げ帰つ

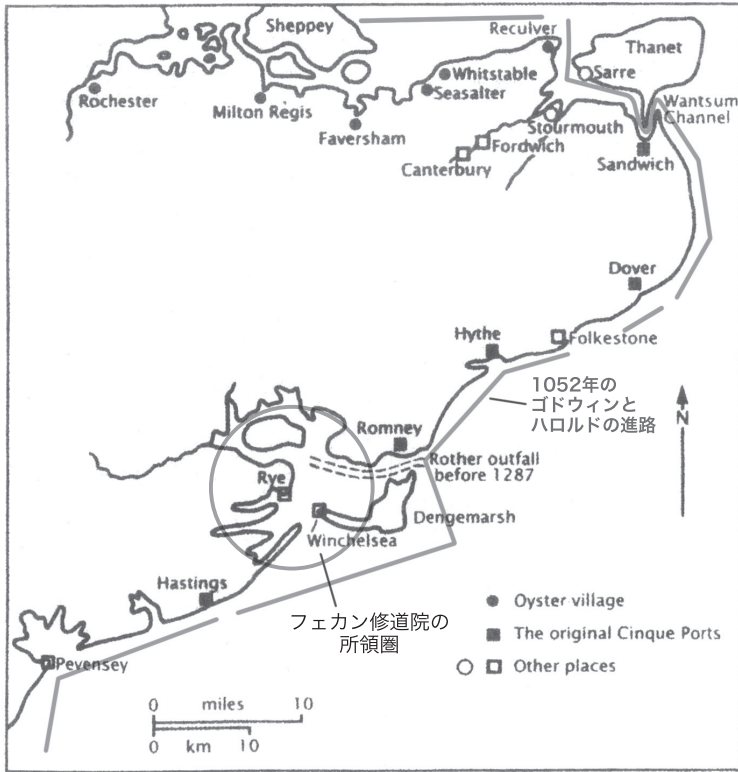


図12 ブリテン島南部でのゴドウィンとハロルドの進路
 註 海岸線は11世紀当時のもの

た。

大会議がロンドン郊外で開催された。すべての伯と最上の人々が集まり、国王は、ゴドウィンたちを無罪とした。そして⑩彼らとの「友情」を回復し、ゴドウィンたちと彼らと行動を共にした者たちの名誉の回復を宣言した。伯ゴドウィンと国王との間の不和に責任があるとして、大司教ロバートをはじめとするすべてのフランス人にアウトローが宣告された。和解の労をとったとしてステイガンダがカンタベリ大司教職を継いだ。これがこれまで「反乱」と言われてきた一〇五一年と五二年の事件の顛末である。

ゴドウィンは彼の配下にあるもののムント権の侵害と彼自身の保護権に対する侮辱を、国王エドワードは伯としてのゴドウィンの命令拒否を問題にしての争いだった。それも、背後にセクト間の権力闘争や愛憎劇があるとしても、紛争解決の手順を踏んでの争いで

あった。友情（平和）を回復することが求められ、そのために、ぎりぎりの折衝が続いた。結果として、アウトローが宣言され、下々のものがずいぶん殺されることはあっても、逃亡の時間や機会が与えられ、大貴族が殺害されることはなかった。和解においてアウトローを宣言されたイングラントに残ったフランス人やゴドウィンに敵対した者たちも処刑されなかった。たしかに和解後ゴドウィン一門に権力が集中していくが、フランス系の人たちも王権を支える礎となっていた。むしろ、マシーア人の伯とノーサンブリア人の伯の力が弱まり、もともと存在していたイングラントにおける北と南の政治的大地溝帯が表面化したことが問題だった。ここには「殺さない統治」が存在していた。それが破られるのは、一〇七五年の「伯たちの乱」におけるノーサンブリア人の伯シワードの子、伯ワルセオフの不可解な斬首刑であった。

(四) 小貴族、ミクロ社会の紛争解決におけるコード

統合王権のもとで、国内的あるいはヨーロッパ的な婚姻圏を築いた大貴族が誕生してくる一方で、地方的な婚姻関係で結ばれた州の「よき人々」の共同体からなる地域社会が出現した。この早熟的な州共同体の出現は、フランス的ラテン的キリスト教世界の半周辺的特徴ともいえる。

る。^①【史料7】を検討してみよう。これは告知文書とよぶ類型の史料である。英語で書かれ、「以下を告知する」(her swutefath on thissum gewrit) で始まるという書面形式に従って命名された。テキストは、英語で書かれ、記憶を助けるリズムカルな散文体と頭韻法を採用している。主語は、一人称と三人称を行き来し、直説話法と間接話法の両方が使用された。カイログラフが基本で、多くは訴訟の記録、それも勝った側からの記録である。^②

(a) 紛争解決の手続き

【史料7】

以下を告知する。ロチェスタ司教ゴドウィン（原告B）とエルフヘアの息子レオフウィン（Leofwine, Aelfeah's son）(被告A)が、スノッドランド(Snodland)の土地に関してカンタベリーでどのようにして和解したか。司教Bが主人たる国王エセルレッドの命によって、司教エルフスタンの死後、使徒の座を継承したときに〔著者註：九九五年〕、①聖堂で、彼の前任者が保持し、それによって所領に対する主張を展開した文書(swutelunga)を発見した。それで彼は所領に関する要求を開始したが、この請願が国王の耳に届くまで、あえ

ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峽世界の「構造」と展開（鶴島）

て神に対する恐れ以外にことを起こそうとはしなかった。②彼の要求は国王に届き、国王エセルレッドは大司教エルフリック（在任九九五—一〇〇五／〇六年）に令状と彼の印璽（*gewrit & his insegl*）を送り、以下のように命じた。彼と東および西ケントのセインたちはこの問題を、両当事者（*be ontale... be oftale*）の言い分を良く聞いて正しく解決すべし。③そこで、司教B、シエリフ・レオフリック（*Leofric*）、修道院長エルフアン（*Aelfhun*）、東と西ケントのセイン、彼らはすべて高貴なる者たちであるが、カンタベリに集まった。そこに、④原告、司教Bは証書を提出した。彼らはこの訴えを審議し、最終的に、⑤司教Bに被告Aがスノッドランドの所領を貸与地として被告Aの一代限りを条件に保有することを認めるよう説得した。原告司教Bはこれを認め、カンタベリに集まっていたすべての人に満足を与えたのである。被告Aは、これに同意して、死後は借りていた土地を何の争いもなく司教領に返すことを約束した。そして司教領から譲渡されていた土地に関する⑥被告Aが保持する証書を破棄し、同時に司教座教会西側の宅地も司教座に与えた。⑦解決のための使者（*loces aereन्द्रacan*）は、修道院長エルフンとセント・オーガステイン修道院長ウルフリック（*Wulfric*）とシエリフ・レオフリ

ック、（チラムの）シレード（*Sired of Chillham*）サルトウッドのウルフスタン（*Wulfstan of Saltwood*）、オードヘルムの息子のエルヘルム（*Aelfhelm, Ordehlm's son*）である。またこの解決のために出席した証人は以下の通りである。すなわち、まず、カンタベリ大司教エルフリック、ロチエスタ司教B、修道院長エルフアンと修道院長ウルフリック、オーピングトンのエルフノース（*Aelfnoth of Oryngton*）、（カンタベリ大司教座聖堂付属修道院）クライスト・チャーチの修道士団、セント・オーガステイン修道院の修道士団、カンタベリの町衆、シエリフ・レオフリック、マリーングのリフィン（*Lifing of Malling*）、シワード（*Siward*）と彼の兄弟（チラムの）シレード、マーシヤムのレオフスタン（*Leofstan of Mersham*）、ウルフヘアの息子ゴドウィン（*Godwine, Wulfheah's son*）、サルトウッドのウルフスタン（*Wulfstan of Saltwood*）、若衆ウルフスタン、レオフウィン・ディットン（*Leofwine Ditton*）、エアドレッドの息子レオフリック（*Leofric, Eadred's son*）、ウルフシージの息子ゴダ（*Godā, Wulfsege's son*）、オーデルムの子エルヘルム（*Aelfhelm, Ordehlm's son*）、パドレスワースのシードウィン（*Sidewine of Paddlesworth*）、ウェアラム（*Waerelm*）、カンタベリ

の役人エセルレッド、グースヴオルド (Guthwold)。もしなに者であれ、この取り決めを変え、ないしは破ろうとするものは、最後の審判のときに神はそのものから顔を背けるであらう。そしてそのものは天上の国から切り離されて地獄の悪魔たちのなかで苦しむことであらう。アーメン⁸³。

これは、紀元千年前後、国王エセルレッドの治世のものである。【図13】を参照しながら、この史料から紛争解決の手順を確認しよう。①で、まず、原告である司教Bが、スノッドランドの所有を証明する文書があるとして、国王に対して権利回復の請願をした。それに対して、②国王は州のセインたちに両当事者 (be ontale... be oftale) の言い分を良く聞いてこの問題を解決するようにと命令を発し、令状と彼の印璽 (gewrit & his insegl) を送った。これによって訴訟は開始された。この場合、令状に印璽がついていたのか、それとも王権の象徴として別に持ち運ばれたのかは議論が分かれるだろう。しかしすくなくとも、王命が、印璽を通して象徴的に現場に国王が現存するかたちで発せられた。地域の紛争解決が統治として組織化され始めたのである。

しかし、訴えがなければ、国王宮廷が動かなかったこと

は、後代との違いを鮮明にしている。一二世紀後半から活動を開始した国王巡察裁判のように、州の存在を前提として、その地で問題を探索するといった、いわば「州のなかの国王宮廷」のような萌芽的な行政的処理法とは違い、訴えがあつて、解決の場としての州が現れたのである。③カントベリに、原告の司教B、修道院長、シエリフそして東と西のケントのセインが集まった。ただ被告Aは出席せず、意図的かどうかは判断できないものの、直接の対決は避けられた。④ここで原告Bは集会に証書を提出した。その間、両者の間では使者を通して和解のための提案が行われた。⑤和解の方法は、原告の教会と司教Bには所有権を、被告の俗人Aには、用益権を与えるものであった。つまり、その土地を貸与地として教会がAに貸し与え、その死後教会に返還されるのである。集会参加者の同意のもと和解が成立した。⑥被告Aは保持していた証書を破棄した。Aが自分の権原を再主張して、問題をぶり返さないためであらう。証書 (ブック) によって所有権を設定した土地をブックランドという。これに対して貸し与えられた土地をレーンランドという。この一つの土地にブックランドとレーンランドという、二つの異なった権利を共同体の承認のもとで設定する方法は、教会と俗人の間の所有権をめぐる紛争の一つの解決策として、一〇世紀後半以降よく用いられた方

表3 ケントの「よき人々」の共同体

	【史料7】 c.1000	S 1390 c.1020- 1038	GDB fol.1 ante 1066
[1] Leofwine, Aelheah's son	◎ (被告)		
[2] Leofric the sheriff	●		
[3] Sired of Chilham	●1 [->[8]]	Siward milesΔ1	[34]⇒▽5 Sired
[4] Wulfstan of Saltwood	●2		
[5] Ælfhelm, Ordhelm's son [miles]	●3	Δ7(father of Aegelwine)	
[6] Ælfnoth of Orpington	○1 (地域の証人)		
[7] Lyfing of Malling	○2		
[8] Siward of Chilham	○3 [->[3]]		
[9] Leofstan of Mersham	○4		
[10] Godwine, Wulfheah's son	○5		
[11] Wulfstan of Saltwood	○6		
[12] Wulfstan Cild	○7		
[13] Leofwine Ditton	○8		
[14] Leofric, Eadred's son	○9		
[15] Goda, Wulfsige's son	○10		
[16] Ælfhelm, Ordhelm's son	○11		
[17] Sidewine of Paddlesworth	○12		
[18] Waerelm	○13		
[19] Æthelred the reeve of Canterbury	○14		
[20] Guthwold	○15		
[21] Godric [of Brabourne] miles		Δ2	▽1
[22] Wulfwig [monever at Canterbury] miles		Δ3	
[23] Wulfsige [the king's reeve]miels		Δ4	
[24] Aelfric, hog [Aelfric minister] miles		Δ5	
[25] Oswald [of Harrietsham] miles		Δ6	
[26] Leofsunu [son of Eadgifu] miles		Δ8	
[27] Aelfwine <i>se reada</i> miles		Δ9	
[28] Radwine miles		Δ10	
[29] Ordnoth miles		Δ11	
[30] Sibriht miles		Δ12	
[31] Godirc Karlson			▽2
[32] Æthelnoth Cild			▽3
[33] Esbern Biga			▽4
[34] Sired of Chilham			▽5
[35] Thorgils			▽6
[36] Norman			▽7
[37] Azor			▽8
[38] Brictsi Cild			▽9 W1 (以下西ケント)
[39] Æthelwold of Eltham			▽10 W2
[40] Askell of Beckenham			▽11 W3
[41] Azor of Lessness			▽12 W4
[42] Alwin Horn			▽13 W5
[43] Wulfward White			▽14 W6
[44] Ording of Horton			▽15 W7
[45] Osbern of Chelsfield			▽16 W8
[46] Leofnoth of Sutton			▽17 W9
[47] Edward of Stone			▽18W10
[48] Wulfstan of Wateringbury			▽19 W11
[49] Leofric of Wateringbury			▽20 W12
[50] Oswald of Norton			▽21 W13
[51] Eadgyth of Asholt			▽22 W21
[52] Æthelræd of Yalding			▽23 W22

- 調停の使者 △大司教家中の騎士で承認 ▽GDBの小貴族

ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峽世界の「構造」と展開（鶴島）



注記 ■1: ロンドン, ■2: ロチェスタ, ■3: カンタベリ, ○1: Orpington, 2: Paddlesworth, 3: Snodland, 4: Malling, 5: Ditton, 6: Chilham, 7: Mersham, 8: Saltwood

図13 紛争解決地図

法である。和解のために働いたセインたちを、史料は、「高貴なるもの」とか「より良き人々」とか「よき人々」と表現した。彼らは、カロリング時代の「法発見人」と同じような仕事をしていく。しかし、その特徴は州共同体的な行為にあり、大陸と違い彼らが専門職化することはなかった。ここに陪審制度の根がある。

この告知文書は、仲裁の詳細な過程も教えてくれる。⑦スノッドランドにとどまっていた被告Aのもとに和解のための使者が派遣された。彼らは、二名の修道院長とシェリフ、そしてチラムのシワード以下の三名の東ケントの有力者である。シワードは【表3】の「3」のシレードと兄弟で、【史料4】のシレードの父親であった。修道院長以外の調停者は【表3】で●で示している。彼らの調停は成功し、前述の和解の結果は、証人の面前でキログラフ文書に認められた。その証人には、【表3】の「8」のシワード以下の東ケントのよき人々だけではなく、No.6, 7, 13, 17などの西ケントのしかもスノッドランド近隣のものたちもいた。彼らはラクファイールド・ハンドレッド (Larkfield Hundred) の構成員であったと推定できる。ハンドレッドの共同体が情報提供の細胞だった。これは『ドゥームズブック』を生んだ当時の審問の基本形であった(図13紛争解決地図)。

ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峽世界の「構造」と展開（鶴島）

仲裁には、衆目という強制が存在した。決定と解決に関わった地域の人々の記憶は強制力をもったであろう。彼らのような地域の有力者家は、王権にとっても地域にとっても、記憶を提供する「よき人々」だった。繰り返される裁判集会とその結果を記憶する人々の集積が、州に輪郭を与えていった。「紛争解決」に参加しそれを記憶に残す素性よき人々こそが「ジェントリ」の起源と言っているであろう。そして、これらの人々の意識する空間が「地域」としての「州」であった。それは、地理的に線引きされる所与の空間ではなく、州の名で、共同行為を行う人々のネットワークとその生活空間であった。地域や統治組織は権力の上からのベクトルだけでできたのではない。むしろ人々の社会的な調整力、記憶力、情報力が存在し、王権はそれに依存して網をかけていくなかで地域は、作り上げられていったのである。

(b) 証明の三つの方法

【史料8】

①スノッドランドの権利証書 (Tandbooc) をロチェスタ司教から聖職者たちが盗み、秘密のうちにアスウィンの息子エルフリック (Aelfric, Ascwyn's son) に売却

と展開（鶴島）

していたからである。：②三つの証明の方法のどれも使うことができなくなるのであった。この三つの方法とは公式にすべての人々に与えられたものである。すなわち「主張の開示」(tale)、「開示の保証」(根拠の提示)「(teames)」、「占有の証明」(ahnunga) である。

【史料8】は、九八〇年のカイログラフの告書文書であるが、当時、三つの一連の所有の証明プロセスが存在していたことを示している。このカイログラフは、前の【史料7】の下線①で述べられた、スノッドランドの証書が盗まれたことに関するものである。ここでは、②三つの方法のみを検討しよう。まず当該の土地を「持っている」あるいは「持っている」ということを主張し、その主張を公にしなくてはならなかった。この「主張の開示」(tale)には、根拠とそれを公にすることが必要であった。それが「開示の保証」(teames)である。そのためには権利証書を示すことがもつとも確実であった。だからこそ、【史料7】で、原告は証書を発見したと主張したのである。しかし、それだけでは不十分で、「占有していた」という事実を証明しなくてはならなかった。これが三つ目の占有の証明(ahnunga)である。占有の証明は、宣誓補助者によって、彼らの「その土地が占有されていた」という記憶を開示することであった。

証書は、請求を開示するには必要な証拠であった。従って、証書がなければ証明のプロセスを進めることはできない。しかし、証書は裁判を開始する根拠とはなっても、判決の根拠ではなかった。最終判断には、関係した人々の記憶の裏付けが必要だったのである。問題の多い訴えが、何度も時間をおいて繰り返されるのは、証人は死亡するから記憶の再生を必要としていたためであろう。いわば「擬制としての裁判」が一定期間をおいて必要とされたのである。紛争の激化を防ぐための「擬制としての裁判」が地域社会の政治的コードとして埋め込まれていたのである。一三世紀になると中央の国王宮廷は、発給したチャータのコピーを保存し始める。記憶は地域の独占ではなくなる。それは構造の展開を意味していた。

【史料9】は、九九〇年頃のバークシャの州裁判集会に触れている。

【史料9】

国王は、「バークシャの」カックハムスリ(Cuckhamlsley)の州集会に印璽を送り…すべての賢人と州全体「人のこと」に挨拶を送った。彼は原告と被告の間で公正に問題が解決されるように祈りかつ指示した。原告(ontalu)は…①正式の請求開示を行い、②占

有証明(ahmug)を行うことが認められた。王妃エルフスリス以下様々な貴頭たちが…多くのよきセインやよき婦人とともに「宣誓補助者として」現れた。③しかし賢人たちは、宣誓は行わない方がよいと宣言した。それは友情を破壊するからである²⁶⁾。

原告は占有証明を認められ、宣誓補助者が集会に現れた。そのとき集会の賢人たち(地域の有力者あるいはセインあるいは「よき人々」)は宣誓をしない方がよいと宣言した。宣誓をしないというのは、裁判で判決を出さずに和解することを意味していた。宣誓を行い、判決を出すと、どうしても共同体にひびがはいる。新たな紛争の火種にもなる。このケースの宣誓補助者はエセルレッドの母后以下そうそうたるメンバーで結論は見えていた。州の人々は、いらぬ紛争を予防し、州の「よき人々」の共同体間の友情(平和)を維持することを優先したのである。²⁷⁾

国王が地域の「よき人々」に問いかけ、彼らがそれに応えるという構造は征服後も変わらなかった。

【史料10】ピニンデン・ヒース訴訟²⁸⁾

(ランフランクが)大司教についてからしばらくして、彼は、自分の教会が古くから伝わる多くの所領を失った

ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峽世界の「構造」と展開（鶴島）

ことに気づいた。：彼は丹念に情報を集め、そして国王のもとに急ぎ、精力的に問題を訴えた。これを受けて国王は以下のような命令を発した。すなわち、全州集会所が遅滞なく召集されるように、と。さらに、ケントの州のフランス人（フランス語を話す人々）のみならず、とくに土地の伝統的な慣習に精通しているイングランド人（英語を話す人々）も集まるように命じた。：国王は、訴訟において下された判決を聞いて：判決がすべての大貴族の承認をえたことを確認した。：これは書き留められたので、将来記憶に残るであろう。^⑧

征服前、セインたちが教会から貸与地であるレーンランドとして保有していた土地は、ノルマン系の騎士たちによって、ヘイスティングスの戦いで、敵として闘った当該セインの土地とされ、没収あるいは占領された。勝者の当然の分けまえというわけである。これを知ったランフランクは国王ウィリアムに権利の回復を訴え出た。国王命令によって、州裁判集会所が開催され、問題の土地は一度大司教に返還された後、改めて当該騎士たちに、封土として授封された。国王はその判決を認めた。この「ピニンデン・ヒース訴訟」として名高い紛争も、前述のスノッドランド訴訟と同じプロセスを経て解決されたのである。^⑨

(c) ジェントリ

『ドゥームズ・ブック』は、一〇六六年以前のケントにおける、小特権領をもつ地域の有力者について語っている。彼らは、特権の代わりに国王に奉仕する地域の有力者であった。

【史料11】

国王は、自主地の所有者 (aldiarus) が死亡した時は、彼らの土地に相続税 (relevario) を課すことができる。以下の土地に関しては別である。すなわち、カンタベリ大司座教会、セント・オーガステイン修道院、そしてセント・マーティンの教会 (ドーヴァ)、さらに以下のものに対しては、国王は現在において死刑に関する裁判権のみを行使できる。すなわち、ブラボーンのごドリク (Godric of Brabourne) 【表c】の第三コラム【1】、カールの子のごドリク (Godric Carlson) 【2】、エセルノース・チャイルド (Aethelnoth Child) 【c】、エスバーン・ビガ (Esbern Bigga) 【4】、チラムのシレード (Sired of Chilham) 【5】。：前述のエセルノース・チャイルドや彼と同じような者たちの土地から、国王にカンタベリかサンドウィッチで六日間の護衛が提供される。^⑩

ジェントリという言葉は、「素性よきもの」という意味である。そして通説的には一四世紀以降あるいは一三世紀後半に出現して、州宛の令状によって招集された議会議ジェントリをもってジェントリとしてきた。しかし、州に拠点をおいて国王統治を支える素性よきものという意味では、長い一世紀のセインたちも「よき人」としてのジェントリと考えてよいであろう。ただ、彼らは、王権の問いかけの聞き手、あるいは記憶の母体であった。しかし、一三世紀になって、イングランド人の国王はイングランドの国王となり、国王巡察裁判が州における国王裁判を行っていくと構造は大きく展開していった。この萌芽的な制度的領域国家において、王権は発給する文書の写しを作っていた。地域の記憶は中央においても記録されていた。クラッチーの言葉を借りれば「記憶から記録」への展開が始まった²⁴。もともとこの展開を、口頭の記憶という慣行が廃れ、書かれた記録が重視されるようになっていった過程とだけ理解するのであれば、それは単純過ぎるだろう。この展開のなかで、大貴族だけではなく、ミクロ社会のジェントリたちも国王との対話を求めていった。令状で個別の名宛がある大貴族と、州を単位とした州のジェントリが、王宮に集められ、対話による統治が始まった。議会の誕生である。

史苑（第七五卷第二号）

その一方で、一四世紀には、「問いかけの統治」を表していた全王国的なレベルでの審問は消滅し、統治の鎖を議会に譲ったのである。ジェントリを「長い一世紀」から近代まで、長い射程をもつ特殊イングランド的「名望家層」として、その歴史的展開を議論する方が、生産的であると思われる。彼らの展開を通して、イングランドにおける統治構造の展開を検討できるからである。

二、アソシエーション

アソシエーションを、互酬的關係によって結ばれた二次的な機能的集団と定義する。この時代は、政治的、宗教的あるいは経済的機能によって結ばれた諸集団が出現した時代であった。ここでは、政治的結合と宗教的な結合を検討し、とくに両者の補完的な側面をみていくこととする。経済的な結合に関してはⅢ交通でふれることとした。

(一)「封建的」結合

一世紀には、パトロネージは、大貴族のマクロな社会とミクロな地域社会を貫通して、垂直方向に、諸社会を結合していった。中世社会の基軸的なパトロネージと考えられてきた封建制あるいはより厳密に言えばレーン制と定義

ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峽世界の「構造」と展開（鶴島）

されてきた現象は、イングランドでは本格的には「ノルマン征服」以後にノルマンディから導入されて形成されたとされてきた。しかし長い間定義そのものの曖昧さが指摘されてきたし、最近では、レーン制の分析概念としての有効性すら疑問視されている^⑤。レーン制を「臣従礼を通して結ばれた土地を媒介とした軍事的主従関係」と定義すれば、分析概念としてのレーン制は生き残るかもしれないが、中世ヨーロッパを考察するための大黒柱的な役割をこの言葉に与えることはできないであろう。関係が結ばれた地域や時代の環境や状況、人間関係を規定していた様々なコードなど、史料の背後に隠されたいくつもの要素の総体としてしかパトローネージ関係は再構成できない。そのとき、もともとの「レーン制」は、その名で呼ばれた実態を説明する分析概念の主要ではあるが一つに過ぎないことになる^⑥。

ノルマンディでの関係がイングランドでどう移植され、どう展開していったのか。ノルマン人とイングランド人という民族的、あるいは征服者对被征服者という二項対立だけで考えれば、換言すればレーン制は征服者の制度とすれば、この制度の根底にある「わかり合えること」^⑦ コードの変換は、征服後も必要はない。しかし現実はより複雑で、そうである以上、重要なのは、征服後にこのコード変換がどう行われたかである。ノルマンディでレーン関係を結ん

でいた騎士たちは、イングランド人とのような関係を結んだのか。そのとき元々の彼らの意識は変わったのか変わらなかったのか。それとも新たな共通認識を築き上げたのか。それはどのようなものは、これからのさらなる検証をまたなくてはならないだろう。

上記の単純な定義であれば、征服前のイングランドでも、レーン制を想定できる事例が、それなりの数で存在する。前述したレーンランドによって設定された教会とセインの関係もそうである。一例を挙げよう。一〇二〇年から一〇三五年の間のある時期、カンタベリ大司教エセルノースはラクルヴァ (Reculver) の教会に属する五〇エーカの土地を、エルフウォルド (Aelfwald) とエアドレッド (Eadred) という二人のセイン (minister) に貸与した^⑧。このレーンランドの貸与のチャータには、証人として二人の大司教の騎士 (miles) が名を連ねていて、そのうち九人が同定可能である。順番に書くこと次のようになる（表3）参照。関係するチャータも付記した）。

① 騎士チラムのシワード (Siward of Chilham miles; S 981, 1002, 1090) ② 騎士ブラボーンのコドリク (Godric of Brabourne miles; S 1044, 1400, 1471, 1473) ③ 騎士にして銭貨製造人ウルフウィグ (Wulfwig the moneyer miles) ④ 騎士にして国王役人ウルフシーグ (Wulfsig,

the King's reeve, miles; S 1473) ⑤ 騎士にしてセインの
のヘルフリック (Aelfric minster, miles; S1044) ⑥
騎士ハリエットシヤムのオスウエアード (Osward of
Harrisham, miles; S1467, 1473) ⑦ 騎士エゲルウィン
の父ヘルヘルム (Aelhelm father of Aegelwine, miles;
S1400) ⑧ エフトギフの息子騎士レオフスヌ (Leofsunu,
son of Eadgifu, miles; S1220, 1461) ⑨ 騎士エルフウィン
(Aelfwine se reada, miles; S 1471) の九人である。詳しく
説明は紙幅の関係で省くが、①のシワードは【表3】の
[8]のシワードと同一人物で、[3]のチラムのシレード
の兄弟か息子、そしてドウムズデイ・ブックのケントの
最有力セイン・シレード[34]の父である。いずれもケン
トの有力セインであり、同時に大司教の騎士として、その
軍事力を担保していた。

しかし、それだけでは、軍事的主従関係の説明としては
十分ではない。二つの証拠の力を借りよう。一つは、征服
前の教会も軍事力を整えていたことである。例えばカンタ
ベリのセント・オーガステイン修道院はヘイスティングズ
の戦いに修道院の兄弟を動員していた。彼らは修道院と祈
禱兄弟盟約(後述)を結び、兄弟と呼ばれたセインたちで
ある。もう一つは一四世紀の年代記『ウィリアム・ソーン』
にある一三世紀のトマス・スプラットの叙述である。

【史料12】
この時期に(一〇四〇年頃)国王エドワードの承諾を
得て、エセリック・ビガは、ボディシヤムとウイリント
ンにある土地を、彼の騎士ウエイドとロスウインがこの
土地を彼らの生涯の間保有すべきことと、彼らの死後、
土地は修道院のものとなるという条件で(カンタベリ)
セント・オーガステイン修道院に贈与した。⁸¹⁾

一〇四〇年代に、二人の騎士がエセリック・ビガから
生涯保有で土地を保有していた」というのはレーン関係を
示す重要な史料であろう。エセリック・ビガはセント・オー
ガステイン修道院長からこの土地をレーンランドとして借
り受けていた。彼の息子の可能性があるオスバーン(【表
3】第1コラム[33])は修道院の命日一覽(necrologium)
において記念され、後述する祈禱兄弟盟約にも受け入れら
れていた。命日一覽は、彼の一族がいかに豊かであったか
を教えてくれる。⁸²⁾

『ドウムズ・ブック』で頻出する、「AはXをBより保
有していた。Aは彼が望む主君のもとに土地と共にいくこ
とができる」という表現は、所有権を保持しつつもその土
地をもって有力者に托身(commendatio)⁸³⁾する自由人の存

ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峽世界の「構造」と展開（鶴島）

在を明らかにしている。彼らは自らの土地を主君に貸与して、主君からその土地を保有するという関係を結んでいた^⑤。托身によって、大貴族のマクロな社会から地域のミクロな社会へと縦の関係が結ばれていった。托身の関係の網の目は、時として、土地の帰属をめぐる争いを引き起こした。それを解決し、地域社会に安定をもたらしたのはハンドレッドや州の地域共同体であった。

【史料13】

セント・オーガスティン修道院長は、（征服後司教オドとその家臣が保有していた）この荘園 (Badlesmere) を自分のものと主張した。それは修道院長がここをエドワード王の時代に保有していたからだという。（この荘園が属するファヴァーシャム (Faversham) の）ハンドレッド（の人々）は、彼の証人となった。これに対してある男が、彼の父がこの土地をもって望むものに行くことができた、と主張した^⑥。

…州（の人々）はバドレスメア (Badlesmere) が征服前にセント・オーガスティン修道院のものであったことを証明した^⑦。

個別的ではあれレーン制的関係が存在したと言ってよ

い。レーン関係が、互酬的な関係から、国制として最終的に諸社会を制度的に垂直に結合していくのは、一〇八〇年代末に「征服前的な職としての伯」が消滅してからのことと言える。それでもイングランドにおいては、自立的な伯領は、ウェールズとの境のチェシャ伯領とスコットランドとの境のダーラム司教領といった辺境伯領に限定され、地域的枠組は、ハンドレッドと州が担っていたのである。

(二) 霊的結合^⑧

ロチユスタ司教座聖堂付属修道院に残る一一二〇年頃に編纂されたカーチュラリであるテクストウス・ロフエンシス (Textus Roffensis) は、一一世紀末の祈祷兄弟盟約を生き生きと描いている。

【史料14】

チェルスフィールドのアーヌルフ (Ernulf of Chelfield) は、司教グンドルフとロチユスタのセント・アンドルフの修道士たちにチェルスフィールドの彼の毎年の十分の一税の半分、すなわち穀物、ラムの毛、子豚、チーズ、鹿の皮、可能であればロバの子、と五エーカー付の一人の農夫 (unum villicannum : 下記【史料21】の『ドゥームズ・ブック』で下線の「奴隸」(servus) とされた人々であろう) を両親と彼の魂の安寧のために譲渡した。こ

れに対して、司教と修道士たちは、彼と妻と①彼の家来 (Homines) でアーヌルフが望むものは何人でも、修道士の兄弟として仲間に受け入れた。つまり、祈りの恩恵の分け前を与えたのである。証人は以下の通り。①大助祭アンスキティル (Anschitil' 一一九六-一一〇七年)、修道院長カーンのラドゥルフ (Radulph of Caen)、修道士ハンフリ (Hunfrey)、②聖職者ラドゥルフ (Radulph)、③司教の執事サイモン (Simon)、その兄弟④エセルウオールド (Aethelold: sic)、ウイド・ビセツト (Wido Biset)、⑤アーヌルフの執事ハイムフレッド (Haimfred)、その他大勢^④。

一一〇〇年頃、チェルスフィールドのアーヌルフは、妻や家来たちとともにロチユスタ司教座聖堂付属修道院の祈祷兄弟盟約に受け入れられた。「家来たちとともに」という一文は記憶に値する。祈祷兄弟盟約とは、修道院の建立や維持に貢献した俗人の死にさいして、彼らを修道士として受け入れ、埋葬し、命日には祈祷をおこない、修道士たちと生死を共有する盟約関係である。史料の証人欄をみてほしい。史料の下線③以下がアーヌルフ側の証人である。この司教の執事サイモンは両方の証人と思われる。理由は後述する。①の大助祭の存在で盟約が結ばれたのが一一〇〇

年頃と限定できる^②。

下線⑤にアーヌルフの執事ハイムフレッドがいる。彼はアーヌルフの家来で祈祷兄弟盟約を結んだ。

【史料15】

アーヌルフ (Ernulf) の家来ハイムフレッド (Haimfred homo Ernulf) はチェルスフィールド (Chelsheld) にもっている土地の十分の一税を譲渡した。彼は、司教によって祈祷兄弟に受け入れられた。

【史料16】ではエスダンのアーヌルフ (Ernulf of Hedin) の家来ウルフメア (Wulfmaer) が盟約を結んでいる。彼は、その十分一税から判断すると単純にいつても年収五ポンドはあったわけで、村の小騎士という立場であろう。エスダンのアーヌルフはチェルスフィールドのアーヌルフとは別人である。彼らの関係にはについては後述する。

【史料16】

エスダンのアーヌルフの家来ウルフメアは、われらの修道士のボルドウィン (Baldwin) の兄弟である②エセルウオールド (Aethelwold) の助言を受けて、われら修道院の兄弟と仲間となることを受け入れた。そして年間

ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峽世界の「構造」と展開（鶴島）

一〇シリングの価値がある彼の十分の一税をわれらに寄進した。⁽⁹⁴⁾

【史料17】

われらの修道士のボルドウィン (Baldwin) の兄弟であるエセルウォルド (Aethelwold) は、彼の十分の一税のすべてと、動産を寄進した。そして臨終のときに、すべての財産とともに馬と武器を寄進した。そして司教と修道士たちは、修道院の兄弟に仲間として彼を受け入れたのである。⁽⁹⁵⁾

ウルフメア)はこの盟約を【史料14】の④エセルウォルドの助言で受け入れた。【史料17】は、エセルウォルドが、祈禱兄弟盟約を司教座聖堂付属修道院と結んで、死に臨んで修道士として最期をむかえるために財産と騎士の象徴である馬と武器を寄進したことを教えてくれる。エセルウォルドは、名前からウルフメアと同じくイングランド人で、ゴディントン (Goddington) の領主であった。⁽⁹⁶⁾ 一一九八年の最終和解譲渡証書によると、チェルスフィールドのアーヌルフの孫チェルスフィールドのサイモン (Simon of Chelsfield) の所領はチェルスフィールド、ゴディントン、ストロード (Strood) などであったことが確認できる。⁽⁹⁷⁾ エ

セルウォルドの土地はアーヌルフの所領群の中にあつたのである。エセルウォルドは、チェルスフィールドのアーヌルフの家来筆頭のような位置にいたと思われる。家臣団がまとめて祈禱兄弟盟約に受け入れられたのが理解できるであらう。

次の二つの史料は、祈禱兄弟盟約がレーン制的主従関係を補完していたことを教えてくれる。【史料18】では、チェルスフィールドのサイモン (Simon of Chelsfield) の所領であつたストロードを姓としてもつストロードのアーヌルフ (Ernulf of Strood) とリチャード・ベル (Ricard Bell) が、兩名の妻とともに修道士たちとの兄弟盟約を結び、その遺体を修道士たちが埋葬するとされている。この盟約もおそらくは兩名の主君であるチェルスフィールドのアーヌルフが盟約を結んだことと関連している。【史料19】は、それから二〇年後の一一四三年の話である。チェルスフィールドのアーヌルフ一世の子二世が、やはり二世であるストロードのアーヌルフ (Ernulf of Strood) の贈与を確認にした文書である。そこでは、両者の間に封土を媒介とした主従関係が描かれている。しかし、こうした贈与は、封土そのものが移転されてしまうこととなり、奉仕関係が曖昧になる可能性があつたため、主君であるアーヌルフは予防措置をとっている。

【史料8】

リチャード・ベル (Ricard Bell) とストロードのアーヌルフ (Ernulf od Strood) は、兩名の妻とともに我らの祈祷兄弟盟約にはいった。兩名は彼らの十分の一税を我らに与えた。我らは彼らを埋葬する。

【史料9】

主たるロチェスタ司教アスケリン (在任一一四二年—一一四八年: Ascelin) 城代ラルフとロチェスタのすべての市民たちと全シャムウェル (Shamwell) ・ハインドレッド (の人々) にチェルスフィールド (Ernulf of Chelsfeld) (二世) が挨拶をおくる。私アーヌルフと妻のアグネス (Agnes) として長男で相続人のサイモン (Simon) 息子たちで聖職者書記のエリヤス (Helyas) と騎士のヒュー (Hugh) は以下のことを認めた。すなわち、私の家来であるストロードのアーヌルフ (Ernulf of Strood) (二世) が息子をロチェスタの教会で修道士にするために行った贈与、ピニンデン (Penenden) と呼ばれる彼の土地の一部とゴドリセスデューン (Godricsdune) と呼ばれる別のところで直領地としてもっていた土地、がすべての奉仕から自由で

史苑 (第七五卷第二号)

あり、修道士たちによって永久に合法的に保有されんことを認めた。もし前述のアーヌルフあるいは別の相続人あるいは彼の継承者が、彼の封土から (feudo) 私に負った慣習的な奉仕から離れていくようなことがあれば、彼は私から保有している他の土地から放逐されるが、この贈与自体はすべての争いごとから自由で有り続ける。…このことの証人は以下の通り。①司祭スワード (Syuard) 、『アーヌルフ (Ernulf) の息子たち』、すなわちサイモン (Symon) 、『ヒュー (Hugh) 』、エリヤス (Elyas) 、『妻アグネス (Agnes) 』、兄弟のサムソン (Samson) 、『②主君の甥のリチャード (Richard) 』、騎士アダラルフ (Adalulf) 、『③執事ウィリアム (William) 』、会計係アーヌルフ (Ernulf) …一一四三年。

チャータの証人団は、チェルスフィールドのアーヌルフの家系が、イングランド人であることを示唆している。この証人団は①アーヌルフの家族、②彼に近しい人たち、③彼の家中のものたちで構成されていた。執事 (dapifer) や会計係 (dispensator) が役職としてどの程度専門的であったかは推し量れないが、その問題は取り敢えず置いておくことにしよう。ネイションを解決する糸口は、ロチェスタとは別のところから見つかった。レスターシャのレデ

ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峡世界の「構造」と展開（鶴島）

イング修道院のカーチュラリに一一三八年から四八年頃のものと思われるチャータが転写されている。その証人欄に【史料19】の①と同じ人物が同じ順番で証人として記載されている。

【史料20】

この同意と譲渡の証人は以下の通り。①司祭シワード (Syward)、前述のアーヌルフの三人の息子たち、すなわちサイモン、ヒュー、エリヤス、②ゴディントンのサイモン (Simon of Goddington) と彼の息子ウイリアムとその他大勢である。^(註)

司祭シワード、アーヌルフの三人の息子たちであるサイモン、ヒュー、エリヤスの四人はセットとして表れる。シワードはアーヌルフ二世の家付きの単なる聖職者ではなく、証人として彼の息子たちの先にくる人物であった。考えられるのは、彼の叔父にあたるアーヌルフ一世の兄弟である。②ゴディントンのサイモンは、エセルウォルドの後継者の可能性がある。征服後イングランド人は社会的環境で名前を大陸式に変えていった。それでも初期のころは、家族の誰かが英語の名前を踏襲していた。それに同一人物が、大陸式と英語の両方の名前をもつことも珍しくはな

ったのである。^(註)

逆には、大陸から移住してきた人々が英語の名前で記録されることは、あまりなかったと考えられる。それらを考慮すると、チェルスフィールドのアーヌルフは、在地のイングランド人領主と違って間違いないであろう。

ここで別の問題が発生する。チェルスフィールド (Chelsfield) は『ドウムズ・ブック』では、エスダンのアーヌルフ (Ernulf of Hesinde) が保有していたと記録している。両者の関係はどうなっていたのだろうか。

【史料21】

エスダンのアーヌルフ (Ernulf de Hesinde) はチェルスフィールド (Chelsfield) をバイユー司教オドから保有する。…二〇人の村人が四人の零細保有者とともに八つの犁隊を構成している。…①四人の奴隷…エドワード王の時代、一六ポンドに評価されていたが、征服後には一二ポンドそして審問時点で二五ポンドの価値ありとされた。しかし、②ここを保有するものは、三五ポンドを支払う。^(註)

これまで議論してきたチェルスフィールドのアーヌルフと、エスダンのアーヌルフとは同一人物ではない。エスダンのアーヌルフはアルトワ出身の大貴族でウイリアム王の直属封臣であり、その系図は【図14】のようになる。一方、

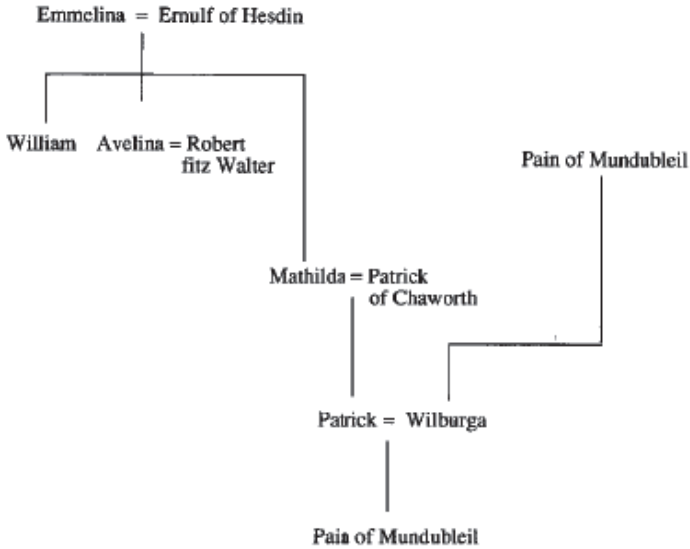


図14 エスダンのアーヌルフの系図

チェルスフィイルドのアーヌルフは、おそらくは征服前のチェルスフィイルドを拠点としたセインであったエスバーン (Esbern : 表①の [45]) の子で、その系図は【図15】に示した。

一一六六年に『カルタエ・バローヌム』という史料を残した審問調査があった。ヘンリ二世が、州裁判集会で読み上げられた国王直属封臣への令状を通して、直属封臣が保有する封土の名前と陪臣の名前、そして騎士役の数を復命することを命じたものである。チェルスフィイルドのアーヌルフ一世の孫サイモン (Simon) が、エスダンのアーヌルフの相続人 (娘マティルダの孫) である国王直属封臣マンドブレイユのペイン (Pain of Mundubleil) に五人の騎士役を負っていた。

【史料22】

マンドブレイユのペインのカルタ。ここにマンドブレイユのペインの騎士たちがいる。チェルスフィイルドのサイモンは、五騎士役。

エスバーン (Esbern) のような征服前の「よき人々」は『ドウムズ・ブック』のなかでは十分に記録されなかった。また、一〇八六年当時の、在地に根を張った有力者が記録

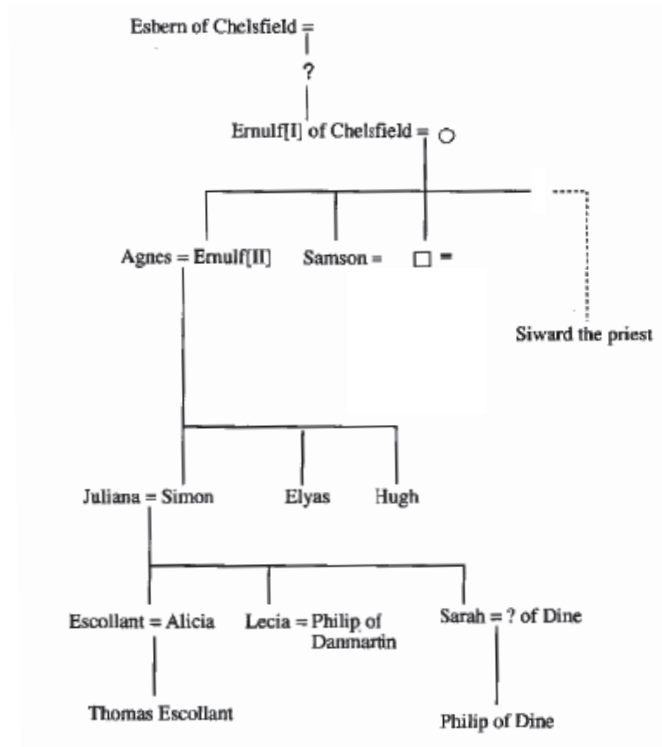


図15 チェルスフィールドのアーヌルフの系図

されることもほとんどなかった。【史料21】②の「ここを保有する者」とはチェルスフィールドのアーヌルフ一世であろう。しかし彼の名は『ドゥームズ・ブック』の記録の範囲外にあった。しかし、そこにもパトロネイジの豊かな世界が広がっていたのである。祈祷兄弟盟約のリストは、イングランド人とノルマン人が同じ「祈り」の関係に入っていたことを明らかにしている。生と死を結ぶ関係は、それまでの「ネイション」の殻を破り、両者を新たなイングランド人へと融合していったのである。彼らは、同じ盟約関係に入ること、霊的関係を通じて現世での絆を強めた。チェルスフィールドのアーヌルフとともに修道院と祈祷兄弟盟約を結んだ家来たちの子孫は、主君の孫のサイモンが、エスダンのアーヌルフの子孫であるペインに供出した五人の騎士役をそれぞれ負担した在地騎士たちであったろう。

このように、さまざまな史料を紡いでなんとか、征服後の封建化の過程を画くことができるのである。それがこれまで十分になされてこなかった理由の一つに、「主君にどれだけの奉仕を負担するか」といった、「相互保証的な」封建制とは本来



図 16 1300 年頃の小麦をロンドンに運ぶ運送費の等高線

単位はペンス。水上輸送が安いことを実証している (B. M. S. Campbell *et al.*, *A Medieval Capital and its Grain Supply*, Norwich, 1993, p. 61)

出典: R. Britnell, *Britain and Ireland 1050-1530*, Oxford, 2004, p. 18

相容れないライトウルギ的な分析概念しか使用してこなかった、イギリス歴史学界の方法論的な問題性が横たわっていたのではないだろうか。封建制概念を廃棄しても、なにも解決しない。いま必要なのは多様な分析概念と史料を読み解く柔軟な方法論であろう。

III 交通

ここでの「交通」は、註(4)の規定より踏みこんで、「環境によって規定された状況に照応した社会関係と生産Ⅱ流通関係、そこにおけるコミュニケーション関係の総体」という意味に使用する。

一、海民と生業

(一) 市場圏と陸の論理

【図16】は、陸上運送と水上運送のコストを勘案した、市場圏モデルである。流通のコストや移動の時間を考慮すると、モデル図は複雑な等高線を画く。コストには、単なる経費だけではなく人間や役畜が移動することに



図17 『ドゥームズ・ブック』に記述された鯨と鮭の場所

よる生命体的な運動量も考慮しなくてはならない。一九世紀の鉄道文化は、私たちに中世史を研究するさいも、陸の論理と農業を優先させる態度を植えてきたのかもしれない。しかし、短距離においても水上輸送の量とコストの優位は明らかである。

農業、農村、農民、というのは一一世紀を研究するものにとっては扱いづらい言葉である。それは当時の広い意味での生産が、「環境から価値を引き出す」行為だからである。生業と言いつてもよい。職業が専門化された時代とはちがった、職一つを表現するにしても、そこそ多様性を包含するような「柔らかな分析概念」を必要としているのではないだろうか。陸の論理について言えば、課税を目的とした審問の報告書である『ドゥームズ・ブック』には、サミュエル・ピープスが叫んだように、「海の情報」がない。さらに、『ドゥームズ・ブック』では、三方を海に挟まれたケントには漁師は一人もでてこない。それは、おそらくは地域の担税力を問うという審問の性格から当然ともいえる。このことはケントに漁師が存在しなかったわけではない。しかし、問題はそれを、一一世紀後半のイングランド社会の全体像を表すとして受け入れてきた私たちのマインドにある。同じ言葉でも、審問に答えた地域の人々の言葉の意味は、それこそ村から村で違っていた可能性がある。

『ドゥームズ・ブック』は統計処理には向かない情報源なのである。

『ドゥームズ・ブック』で名前を挙げられている魚は、鯨、鮭、ウナギ、の三種類だけある。その理由はおそらくいづれも、納税品として利用されたからである。【図17】は、その場所をドットしたもので、ウナギはイングランドほぼ全域で確認ができるためここでは割愛した。大まかに東の鯨、西の鮭の納税圏が見てとれる。網野善彦の提起した、東の鮭、西のブリの文化圏を想起させる。イングランドにも、東西の生態系による小文化圏を想定できるのではないだろうか。もちろんこのことは東に鮭がいないとか、西に鯨がいないということではない。しかし、一世紀の鯨はグロスタシャでは高級魚であった。牡蠣が一世紀の史料で記録された事例は、現時点では一例、カンタベリー付属修道院の手帳帳だけしか確認していない。そこには左手をグーのように握りしめて小指と薬指の間に右手の人さし指を差し入れて上下する所作が書かれている。現在でも、セントの北海岸、ウィットステールあたりでは、平牡蠣にナイフを差し込んで食べさせる屋台がある。なぜ、牡蠣の記録がないのかは、断言することはできない。しかし、考えられる一つの理由は、当時、牡蠣が貧者のデ INA、限界生存消費財だから納税のための財にならなかったのではない

だろうか。

『アングロ・サクソン年代記』を読むと、前述のゴドウィンの名誉回復の軍事遠征には、サセックスからケントにかけての海民集団が大きな戦力として深く関わっていた。また当時の国王や貴族の遠征に海上行動が大きな役割を担っていた。長い一世紀は、イングランドにおいて、あるときは水夫、水兵、あるときは水上運搬人、そして漁師、はたまたあるときは海賊といった海民たちの活動が活性化して時代だった。海の活動を抜きにしてイングランド史は語れない。

(二) 海と民

(a) 鯨の暦

一世紀は、温暖化と浮網などの技術革新によって、組織的活動を行う鯨漁集団が出現した時代だった。【史料23】は、一〇四〇年ごろに、鯨の回遊に合わせた「鯨の暦」が使われたことを示す事例である。これはケントからサセックスにかけてのものである。鯨は回遊魚だから、各地によって漁期がことなる。鯨の群れは、八月後半から徐々に南下し、九月末から一月にかけてイースト・アングリアの沖合に達した。これがグレート・ヤーマスの鯨市を支えた群れであった。英仏海峡には一二月から一月に群れが入っ

ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峽世界の「構造」と展開（鶴島）

てきた。ノルマンデイの一大鯨漁の基地であったフェカンの一一世紀の鯨の大都市は、二月二六日の聖ステイーヴンの日から開催された⁽¹¹⁾。海峽から北海の人々は、鯨の回遊に従った暦で暮らしていたのである。

【史料23】

ハロルド王（二世）は（ケントの）サンドウィッチを（カクタベリの）クライスト・チャーチから取り上げて自分のために使った。その状態は「二年間の鯨の年（*twegen haeringe timan*）続⁽¹²⁾」⁽¹³⁾。

各地で漁期が違うということは、漁をもとめて海民も移動したことを意味する。「バイユ어의綴織」には一〇六四年頃、ノルマンデイ公ウイリアムのもとに王位継承の確認で使節となったゴドウィンの子ハロルド一行が海峽で西風に流され、ポンチューーに漂着し、その地の伯ギーによって捕縛されたシーンが描かれている。さて、ギーはどうして漂着者がハロルドだと認識できたのだろうか。これについては一二世紀中ごろのジャジー島出身の聖職者詩人ウエイズが教えてくれる。【史料24】を参照してほしい。ハロルドを見たことのあるラ・メイというソナム川河口域の支流に住む地元の漁師は、英語を理解し、おそらくドーヴァな

と展開（鶴島）

どのイングランドの鯨船団に参加して、そこでハロルドを目撃したのである。彼がハロルドの海軍に参加した可能性も排除できない。鯨漁の漁師は同時に水兵であった。

【史料24】

私はハロルドがどのような誤りをしでかしたのかは知らない。操舵手のミスなのか風のせいなのか。いずれにせよ彼がコースから外れたことは知っている。ノルマンデイに行かずに、ポンチューーに行かざるを得なかったのである。戻ることはできず、そこに到着したことを隠すこともできなかった。その地域の漁師の一人（*Un des perscheors de la terre*）が、イングランドにいったことがあって、そこでハロルドをしばしば目撃していたことである。彼は、顔と話す言葉で彼がハロルドであることを認めた。そして秘密裏にポンチューー伯のもとに行き、このことを話した。…伯はこのものの申し出を受けてハロルドを示してもらった。⁽¹⁴⁾

(b) 水夫役（かこやく）

【史料25】は、『ドゥームズ・ブック』におけるドーヴァの水夫役（かこやく）の記述である。そこでは、国王に二〇隻の船を一五日間提供し、各船には二一人の男が乗り

込むことになっていた。そして、「ミクルマス（九月二九日）からセント・アンドルーの祝日（十一月三〇日）までは、集落は「国王の休戦」、すなわち平和のもとにおかれた。九月二九日から十一月三〇日が、サセックスとケントにあるペヴェンシ（Pevensey）、ヘイスティングズ（Hastings）、ロムニ（Romney）、ドーヴァ（Dover）、サンドウィッチ（Sandwich）などの鯨漁集落のグレート・ヤーマスの沖合における伝統的漁期であった。この二ヶ月間はグレート・ヤーマスの大鯨市の開催日だったのである。男たちが出漁している間、港の平和は国王のもとにおかれた。

【史料25】

ドーヴァの市民は国王に一年に一度二〇隻の船を一日間提供する。それぞれの船には二人の男が乗り込む。彼らはこの奉仕を国王のために行った。というのも国王は彼らに裁判権（*sac & soc*）を与えたからである。…ミクルマス（九月二九日）からセント・アンドルーの祝日（十一月三〇日）までは、集落は「王の休戦」、すなわち平和にはいる。もし誰であれ、この平和を破るものがあれば、そのために科料を支払った。この集落に住む者は誰であれ、慣習による上納を行った。それでイングランド中の通行税は免除された。…平和の侵害に関しては一〇〇シリングを

支払うべし。^⑤

前述の【史料6】でゴドウィンに命を捧げると宣言したペヴェンシ、ヘイスティングズ、ロムニ、ドーヴァ、サンドウィッチの五つの港は、一二世紀後半以降、国王の海軍として活動する代わりに鯨漁の特権を獲得したシンクポートとして史料上に表れてくる。しかし、その始まりは、ゴドウィンが、いわば「海の領主^⑥」として海峡の鯨船団をまとめあげ、自らの配下においていたことにある。息子のハロルドが国王となると、彼らは国王の海軍としての機能もあわせもった。だから、ウイリアム公は、九月二九日の解禁日にむけてグレート・ヤーマスの沖合にむけて船団が出港したのである。二八日に、ペヴェンシ、翌二九日にはヘイスティングズに上陸したのである。馬や人員、物資を運ぶウイリアム艦隊にとってハロルド旗下の船団にインターセプトされることは、壊滅を意味した。イングランド側の海民の留守を狙ったのである。おそらくは動員されたであろうノルマン側の鯨漁の解禁日は、鯨の南下の時期が遅いことから、一二月以降と想定される。とすれば、ウイリアム軍の海民たちには精神的余裕があったことになる。この時差はきわめて重要だが、さらなる検証が必要とされる。そして、なによりもウイリアムはこうした戦略上必要な情報を握っ

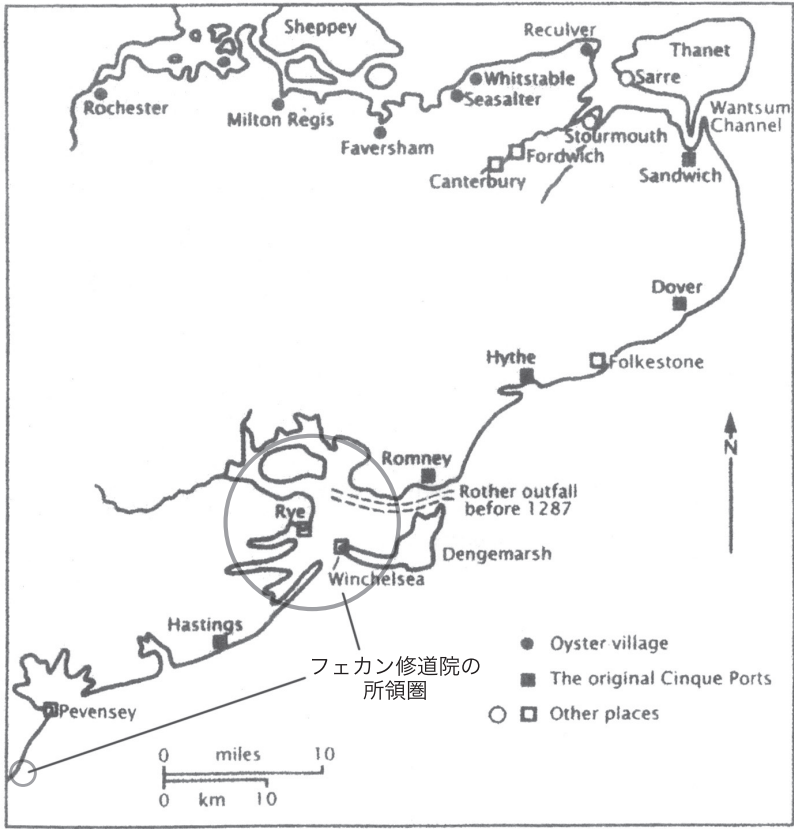


図18 フェカン修道院の所領と鯨漁の港(後のシンクポート)

ていた。もっともこの点は、ハロルドも同様であった。

(三) ノルマンディの修道院と海民

ノルマンディ公の修道院フェカンは、一〇一七年にクヌート王によって、現在のライ地域に相当するラムズリ(Rammesleah. co. Sussex)の所領と港を与えられていた。征服前に、修道院の所領はライを中心に、ペヴェンシにかけて展開していたのである(【図18】参照)。従って、ウイリアムは、どの時点でどこに上陸するかを、フェカン修道院からの情報をもとに計算ができた。ノルマン軍の海峡横断は、冒險主義的な試みではなく、日常的な交通をもとに練られた緻密な作戦行動であった。

【史料26】(以下は内容の要約である。)(a)一〇一七年にクヌート王はフェカン修道院にラムズリライを中心とした広い領域と港を与えた。

(b) 一〇二八から一〇三五年にクヌート王は、ブリード
〔筆者註：Brede: ヘイスティングのすぐ東隣りで現在の
ライに繋がる〕とラムズリライの広い領域と港、さら
にウィンチエルシ (Winchelsea) の流通税を与えた〔こ
の箇所は後からの書き込みであろう。その位置からして
もかつ当時存在しない集落の名前から〕^④。

(c) 一〇四二から一〇四七年に、エドワード王はフェカ
ン修道院にステイニング (Steyning) の土地〔ヘイス
ティングズから西に約六〇キロメートル〕を与えた^④。

イングランドで海民の出現した時期は、当然、対岸にお
いても同じく海民が出現した時期であった^④。一一世紀のノ
ルマンデイにおける海民の活動を知る史料は断片的だが、
【史料27】は、一一世紀末の同意書である。ここから、フ
ェカンの修道院長が自らの海民集団と船団を統制していた
こと、ノルマンデイ各地の海民が、フェカン修道院長の船
団の指揮下に入って漁に参加したことがわかる。フェカン
は中世後期の史料からは、鯨漁の一大中心地であったこと
が知られており、一一世紀においても鯨漁の指導的な港で
あったと考えられる^④。ただ、鯨漁は特別だったようで、カ
ーンには、すでに特別の鯨漁ギルド（但し内規をもって
いたかなど組織は不明）が存在し、これに関してはフェカン

修道院長配下の船団もその統制下にはいることが記されて
いる。この鯨漁の漁師たちの裁判権はカーンのサン・エテ
イエンヌ修道院長が保持していた。ルーアンやカーンは鯨
漁の基地で、その肉は、とくにルーアンのものは、征服前
からイングランドに移出されていた（後述史料31参照）。

【史料27】

以下は、フェカンのトリニテエの修道院長ウイリアム
とカーンの修道院長ギルバートの間で取り交わされたデ
イヴ (Dives) 川で捕獲されたチョウザメと鯨に関する
取り決めである。カーンの修道院長はこの取り決めによ
って以下のことを承認した。すなわち、フェカンの修道
院長は、①フェカン修道院に属する民と彼の船団に乗つ
て漁に従事したそのほかの民すべてが捕獲したチョウザ
メを所有することができる、（ただしこの）庇護下にな
い民には、慣習によって所有するチョウザメを捕獲する
カーンの修道院長の庇護下の民は含まれない。これに対
して、捕獲された鯨に関しては、カーンの修道院長は以
下のことを承認した。すなわち、フェカンの修道院長は
「この漁に参加する」これまで所有していた彼のすべて
の船団を、②捕鯨漁民のギルドの統制下におくこと、た
だし、捕鯨漁民たちに対して示すことのできる慣習に従

ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峽世界の「構造」と展開（鶴島）

ってそうする。しかしして、もし捕鯨民自らが、フェカンの修道院長と彼の庇護下にある民に対して不正なる行為を行った場合には、カーンの修道院長は、忠実に十全なる正義を「彼の配下にある」これら捕鯨民に対して行うこと。「以上のとおりである」以下証人である。「略」。

もう一つ史料を示そう。『ウイリアム公の船舶リスト』は、一〇七二年頃に作成された、ノルマン征服に船と騎士を供出した聖俗の貴族たちのリストで、一四名の聖俗貴族と七七六隻の船と二八〇人分の騎士役が記録されている。この数が実数かどうかは別にして、このなかでフェカンの修道士で施し係のレミギウスが一隻の船と二〇人の騎士を連れて参戦している。レミギウスの伝記を書いたウエルズのジェラルドは、レミギウスが、「修道院長に一〇人の騎士（「リスト」では二〇人）を任されてイングランドに来た。その様は分遣隊を指揮する隊長のようだった」と伝えている。一〇六六年の四月一三日、復活祭の洗足木曜日にウイリアムはフェカンで宮廷を開いていた。そこで、修道院長が監督していた海民の動員の話が行われ、施し係の修道士レミギウスがその指揮者に任じられたのであろう。その後彼の昇進はマームズベリのウイリアムのいう通りその活躍によるものであった。

【史料28】

(a) フェカンの施し係で、後のリンカン司教は一隻の船に二〇人の騎士。

(b) (レミギウスは) 自身と彼の修道院長が彼の奉仕のために送った一〇人の騎士と共にイングランドに来た。それはあたかも必要なことの管理を指揮する分隊の高貴な長ようだった。

(四) 環海峽世界の技術と情報

一〇六六年のノルマン征服の海峽横断は、潮、風、上陸地点の状況を熟知した熟練の船乗りと環境に馴染んだ船と統制のとれた船団がなければ不可だった。【史料29】にあるウエイスの父親が見たという六九六隻の船数が正確だとすると、これまで無邪気にそう信じられていたようには、すべてを新造船でまかなうことはできないだろう。竜骨のオークをそろえるとセーヌ河流域の環境破壊が発生するという研究がある。半年の工期は短すぎる。伐採、運搬、製材、乾燥、造船、それだけの人材をノルマンディはそろえることはできなかっただろう。ノルマンディは決して特別豊かな領邦ではなかったのだ。既存の船を使用したのだから。それには艦隊行動のできる練船団が最適だった。

【史料29】

父はサンヴァレリから出航した船の数は六九六隻という。私は全体で三千隻が航海に供されたという資料を見出した。

船団は二七日の夜、サンヴァレリを引き潮にのって出帆した。その日の満潮がグリニッジ標準時で一五時一四分、日没が一七時二四分、月齢六日で月入りが二二時一七分であるから、一八時までには公海上で船団を編成したであろう。二二時以降は船団は闇の中を星を頼りに進んだ。二八日のペヴェンシの干潮が三時三七分、日の出が六時〇一分であった。二八日深夜の引き潮にのってペヴェンシへイステイングズの船団が出港した後、ウイリアムの船団は、午前の満潮への上潮にのって午前九時頃に湾内に入港したと推測される。出帆がリーショアとなる南風をまっとういうおよそ素人じみた俗説はともかくとして、サンヴァレリ・ソナムからペヴェンシまで、一三〇キロメートル、時間にして一五時間ほどの航路を、潮流をよみ、暗い海峡を大船団が大きな乱れもなく進まなければならなかった。しかも、地理的状况を熟知していたフェカン修道院の所領のある近辺で、大船団が安全に停泊できてかつ橋頭堡を容易につくれる唯一の場所、ペヴェンシ湾に、ピンポイントにつくた

史苑（第七五巻第二号）

めには、船団を操舵する海民の技能がどうしても必要だった。上陸してからウイリアムはハロルド王と使者のやりとりをして王位の継承について交渉を行った。それに尽力を尽くしたのがフェカン修道士ヒュー・マーゴット (Hugh Margot) という人物であったことは偶然ではない。数多くの修道士や聖職者が両陣営にいて、交渉や手紙の起草を行っていたのである。実際修道士も戦闘に参加していた。海民も同様であったろう。

(五) カーン石の運搬と海民の指導者ウイタール

【図19】は「バイユアの綴織」で偵察に出たウイタールという騎士にウイリアムがハロルド軍の状況を問いたしている場面である(左手にウイリアム、右手にウイタール)。

【史料30】は「一世紀後半のサン・ベルタンのゴシユランの手によるカンタベリのセント・オーガスティン修道院の『聖アウグステイヌスの奇跡譚』の一コマである。

【史料30】(要約)

ウイリアム一世の治世、一五隻の船がイングランドからカーンの港に到着した。船団は、現地でウェストミンスターの王宮のために石を購入してイングランドへ運ぶための王の差配人である、①「よき人」(probus homo)



図 19 「バイユーの綴織」のヴィタル。「ここでウィリアム公は、ヴィタルにハロルドの軍勢をみたかどうかを尋ねた」

単 (HIC VVILLELM DVX INTERROGAT VITAL SI VIDISSET EXERCITV[M] HAROLDI)

出典：鶴島博和「『史料』が語る騎士の姿」國方敬司・直江慎一編『史料が語る中世ヨーロッパ』（刀水書房、2004年）

ヴィタルと接触した。②ヴィタルは同時にカンタベリのセント・オーガスティン修道院の祈禱兄弟に受け入れられていた。というのも修道院の再建のための石の調達に功績があったからである。彼は一人の船長を説得して修道院の再建（一〇七三年に始まる）のための石を運ぶようにと依頼した。そして前代未聞の破格の条件を提示したのである。船長が合意すると、ヴィタルは③修道院長スコランド宛の、印章のついた契約書（*litteras sigillatas*）を手渡した。晴天の早朝、準備が整うと一五隻の船団は海に乗り出した。最初風は順調であったが、三分の一もこないうちに、突然海は荒れだして④南風が荒れ狂った（追い風はノルマンディ海岸ではきわめて危険な風である）。一四隻の船は乗組員や積み荷とともに沈んでしまった。唯一残ったのが修道院へ石を運んでいた件の船であった。乗組員は、積み荷を捨てようとしたが、船長はそれを制止した。神と聖アウグスティヌスに祈った。嵐は荒れ狂っていたが、なんとかサセックスのブランバー（*Bramber*）にたどり着くことができた。その浜で船長は新しい船を建造し（船長＝船主）、荷を積み替えてカンタベリに着いた。そこで、船長はヴィタルの契約書を修道院長に手渡した。修道院長スコランドは、契約書に書かれている額を支払い、さらにポーナ

スを払った。⁽²⁸⁾

征服後ロマネスク教会建築などに用いられたカーン石の購入を国王ウィリアムのために現地カーンで差配したのは、ヴィタールという名のよき人であった。「バイユーの綴織」の偵察に出たヴィタールと石調達の差配人のヴィタールは同一人物である。当時修道院は再建ラツシユで、石の調達に労があつたとヴィタールは、自分の封主でもあつたセント・オーガスティン修道院長、スコランドによって修道院の祈祷兄弟盟約にむかえられた。ヴィタールは、ノルマン征服でバイユー司教オドの配下でイングランドに渡り、都市カンタベリとその周辺に所領を与えられた。同時に、セント・オーガスティン修道院長やカンタベリ大司教によつても授封された。一〇八八年の司教オドの失脚とノルマンデイへの撤退にも付き従わず、ケントの地域レベルの騎士として在地化していった。

さて、奇跡譚の顛末は次のようなものである。彼は、修道院長スコランドに頼まれて一人の船長に石材運搬の仕事を依頼した。船長は船主でもある。船長は、嵐を乗り越えて、石を無事にカンタベリに届け、契約書に記載された以上の報酬を得た。一一世紀後半の北ヨーロッパに「契約書」あるいは「送り状」が存在したことを示す最古の事例であ

らう。ヴィタールも船長もラテン語を見て大体の内容は理解する実務的読み能力があつたのである。さらにカーンに出向いたイングランド人の船長たちはみなフランス語ができたであろう。

【図20】は、ヴィタールの系図と一〇八六年当時の所領である。一〇八八年以降、ヴィタールはケントに定住し、在地ジェントリとなつていった。彼の娘婿はウィリアム・カウヴェルというカンタベリ最初のノルマン系市場役人(Port reeve、都市のシェリフ)であつた。ヴィタールの所領はすべて海沿いにあつた。彼は、海民に対して指導的な立場にあつた騎士であり、石調達の役人あるいは商人であり、カンタベリのリディングイト付近に居を構えた市民であつた。【図28】にヴィタール一族がカンタベリで居住していた指定地区を表示した。息子ハイモは、ヘンリ王の子ウィリアムの命令で、地元の海民を指導してサンドウィッチの船にかかわる紛争解決に奔走していた。一二世紀中頃まで同家は、ストウールマウス(カンタベリを流れるストウールウ川の河口という意味)という海への出口を拠点として、海との強い関わりを維持したが、やがて内陸に拠点を移していった。

一〇六五年に献堂式を終わらせたウェストミンスタ修道院は、ノルマンデイのジュミエージュによく似たロマネス

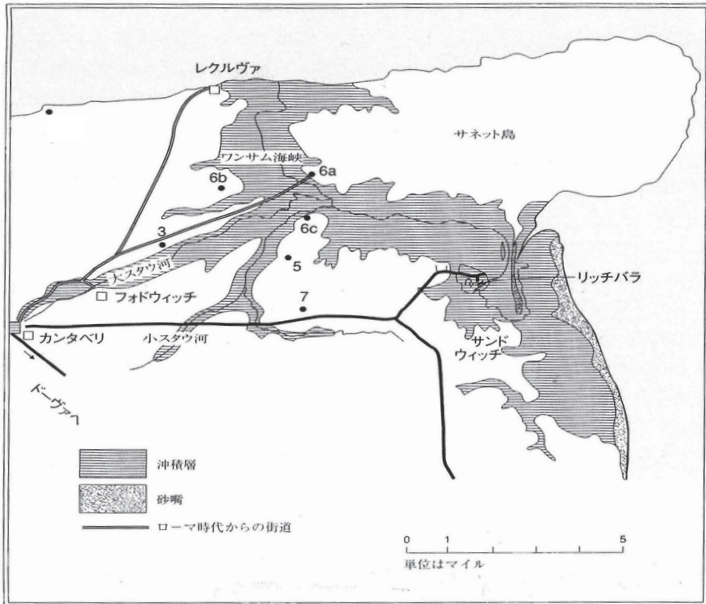
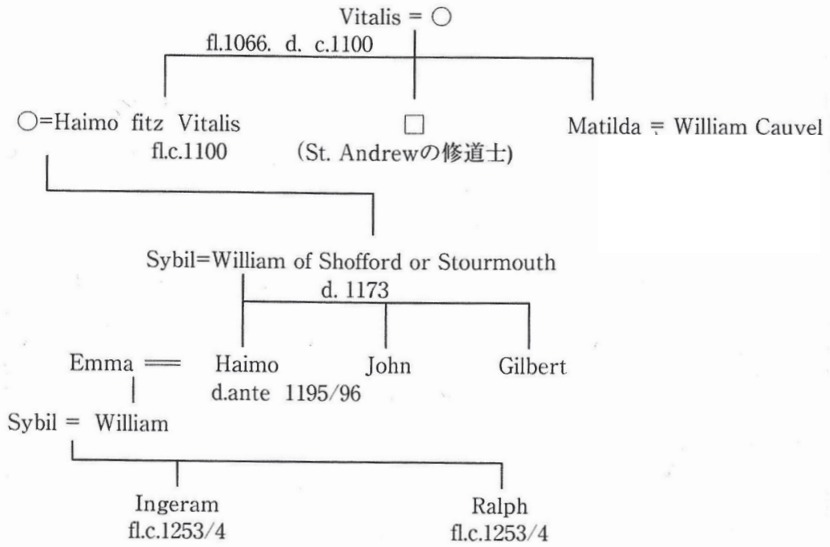


図20 ヴィタルの系図と所領

ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峡世界の「構造」と展開（鶴島）

ク様式の教会といわれる。征服前から石工の集団はノルマンデイからイングランドへ移動していたのであろう。ただ征服前に使用した石はレグイト石などの地元の石であった。征服によってロマネスク様式が伝わったというよりは、ノルマンデイにとってカーン石の販売ルートが出来上がったとみる方が正確であらう。⁽¹⁸⁾

(六) 環海峡世界の交易

【史料31】は、『第四エセルレッド王法典』にある「ロンドンの慣行」(The Institute of London)と一般に言われるもので、一〇〇〇年頃のロンドンと大陸諸地域との交易を知る重要な史料である。法典は、ミサにおける説教の世俗版である。これによると交易先は、ルーアン、ノルマンデイ、イル・ド・フランス、ポンチュ、フランドル、ユイ、リエージュ、ニヴェルそして皇帝の臣民であった。皇帝の臣民は、ケルンを中心としたドイツ人で皇帝の保護下にあったユダヤ人を意味したであらう。ロンドンはこちらの北フランスやラインラントの地域や都市と交易を盛んに行っていた。交易品で明記されていたのは、イングランドからの羊毛と大陸からの厚板、魚、とくにルーアンからの鯨やイルカそしてワインなどであった。問題は、征服によって流通の経路、質と量がどう変わったのかである。一〇四九

年から九三年の間で、ノルマンデイのサン・ロー(Saint-Lô)の交易が一四倍になったともいわれる。⁽¹⁹⁾ これらの問題を、次に銀と貨幣の流通から考えてみよう。

【史料31】

- 一 アルダースゲイト (Aldersgate) とクリップルゲイト (Cripplegate) は、衛兵によって守られていた。
- 二 もし小舟がビルングスゲイト (Billingsgate) に到着した場合、流通税として二分の一ペニー (obolus tolonei) を支払うべし。帆をもつ大型船であれば一ペニー。
- 二・一 大型船 (coel) あるいは貨物船 (hulcus)⁽²⁰⁾ が到着、あるいは停船しているとすれば、流通税として四ペンスを支払うべし。
- 二・二 厚板 (lignum) を運んでいる場合は、流通税として一枚の厚板を差し出すべし。
- 二・三 布に関する流通税は、週に三日、日曜日、火曜日、木曜日に支払われるべし。
- 二・四 (ロンドン) 橋にきたものでボートに魚を積み荷としてもっている場合は、流通税として二分の一ペニーを、大型の場合は一ペニーを支払う。
- 二・五 ワインもしく鯨やイルカを運んできたルーアンか

ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峽世界の「構造」と展開（鶴島）

らの人は、大型船の場合六シリングを支払い、魚の五パーセントを提出する義務がある。

二・六 フランドル、ポンチュー、ノルマンディ、イル・ド・フランスからきた人々は、商品を示し、流通税を支払うべし。

二・七 ユイ、リエージュ、ニヴェルからきて、ロンドンを通る人々は、商品の展示料と流通税を支払うべし。

二・八 自らの船で来た皇帝の臣民（ケルンを中心とするドイツのユダヤ人）たちは、我々と同じ（交易の）権利を有する資格がある。

二・九 小売りで購入した羊毛と溶かした脂肪以外に、これらの人々には船のために三匹の生きた豚を（食料として）購入することが許されている（この主語はドイツ人と考えられる。一二世紀にロートリンゲンからの人は食卓で三匹の豚を食することが認められていた）。

二・一〇 しかしして、彼ら「冬営を認められた人々」は、ロンドン市民に対して先物買いをする権利は認められていない。彼らはその流通税を払わなくてはならない。そしてクリスマスに、二の長さの灰色の布（あるいはミニヴァ）と一の長さの茶色の（布）そして一〇ポンドの胡椒、手袋五セット、二サドル・ケツグ（馬の背・単位）の酢を支払う。復活祭も同じである。「一二世紀の史料であ

るが、ロートリンゲンからの人は四〇日を超えて都市に留まることはできないとされていた。クリスマスと復活祭に支払うということは、ロンドンでの冬営を認められていた人々である」。

二・一一 もし、彼らが市場にきた場合は、大型バスケットで雌鶏を売る場合は、そこから一匹が流通税として支払われるべし。一バスケットの卵からは五個の卵が流通税として支払われるべし。

二・一二 チーズやバターといった、日々の生活の食料を扱う女性は、クリスマス前の二週間前に一ペニーを、一週間前に一ペニーを支払うべし。

二、銀貨の流通と帝國的象徴性

(一) 二つの銀の道

中世を通して実際に流通していたのは、ペニー、ペニヒ、ドウニエと呼ばれるディナリウスという少額の銀貨一種類のみである。ブリテン諸島において銅のステイカ (styca) や銀のシャット (scat) にかわってカロリングにならなく、最初にペニー貨を発行したのは八世紀の後半のマーシア人の王オッファであった。ではイングランドの銀はどこからきたのか。大陸との交易によって南からそれなりの量の銀貨が流入したと思われる。ただ、後述するように、イング

ランドでは一〇世紀以降、海外から銭貨や銀塊は一度溶かされてペニオ貨製造され直したのでその量を推定することは難しい。一二世紀にカーライル、一三世紀にデヴォンで銀山が発見されるまで、イングランドにおける銀山が開発された記録はない。ただ『ドウムズ・ブック』からはマシアの根拠地の一つであったダービーシャで鉛の採掘が確認でき、それなりの量の銀も算出した可能性はある。これがオツファの銀幣の一つの物理的な保証となったのかもれない。しかし、それだけでは十分ではない。

(a) 北からのイスラーム銀

最初の大きな銀の流入経路は、北からのものであった。七九三年からスカンディナヴィア人の進入が記録されはじめた。そして八六五年からの「大軍勢」を皮切りに本格的な定住が記録された。同じ頃、九世紀後半からまとまった量のイスラームのデイルハム銀貨がイングランドに流入を開始した。ヴァイキングの侵攻と定住によって「ヨーロッパ」北部との交流が盛んになったのである。イスラーム商人とスカンディナヴィア人の交易者によつて、八世紀当時のユーラシア大陸西部の経済的中心であったコンスタンティノープルとバクダット枢軸地帯から、ドンルドニエブル水系を通じて、スカンディナヴィアとの交易路が形成され、大量

のイスラームのデイルハム銀貨とデイルハム銀貨が「ヨーロッパ」北部に流入した。

北欧で発見されたデイルハム銀貨はおよそ二〇万枚、そのうちスウェーデンで一八万枚（ゴトランドの一二万枚を含む）で、西に行くに従いその数は減少している。イングランドで発見されたデイルハム銀貨は一六四枚、金貨ディナールは七枚と数は少ない。ただ、イングランドでは、海外銭貨は溶かされてペニオ貨に作り直されたことから、実際に流入した銭貨の数は相当数に上ったであろう。そ

表 4 9 世紀から 11 世紀までのイングランドにおけるイスラーム貨

王朝	埋蔵貨	個別発見銀貨	個別発見金貨	総数	/(A-B) %	/A %
アッバース	31	24	2	57	50.0	33.3
サーマン	28	8	0	36	31.5	21.1
後期ウマイヤ	1	3	0	4	3.5	2.3
ウマイヤ	0	2	1	3	2.7	1.8
同定できない銭貨	40	16	1	57 B	—	33.3
その他	7	4	3	14	12.3	8.2
計	107	57	7	171 A	100	100

Naismith (2005) より作成。計を 100% に合わせるために端数を処理した。



図 21 9 世紀から 11 世紀までのイングランドにおけるイスラーム貨の地理的分布

出典：Naismith, 'Islamic Coins from Early Medieval England' より

の内訳は【表4】の通りである。埋蔵は九箇所、個別発見貨は五七枚である。その地理的分布は【図21】に示した。その多くが、北海を向いた、スカンディナヴィア人が活動し、あるいは植民した地域に集中している。また、製造した王朝が判明する貨幣一〇五枚（金貨は無視する）をみると、アッバース朝とサーマン朝のものがそれぞれ五四パーセントと三四パーセントであり、全体の八八パーセントを占めている。これに対して後期ウマイヤ朝のものは四枚で、そのうちサウサンプトンで見つかったものがあるのは象徴的である。これは西フランクからのものである。しかし西フランクにおいては、ロワール川以北ではデイルハム銀貨は稀であった^⑧。圧倒的にイスラーム銀は北回りで入ってきたのである。これによってノーサンブリアの銅貨ステイカは消滅する。ヴァイキングの侵攻はイングランドにおける本格的な銀貨流通の道を拓いたともいえる。

九二五年頃、エセルスタン王が登極するころには、ブリテン諸島は、イスラーム世界^⑨ロシア（ドニエプル^⑩ボルガ水系）^⑪スカンディナヴィアを結ぶ交易ネットワークの西端に位置していたのである。イングランドから海峡を越えて南にデイルハム銀貨が貫流することはなかった。イングラントやウェールズからデイルハム銀貨が確認できなくなるのが九二五年頃、スコットランドでは九五〇年頃、そ

してアイルランドでは九七〇年頃である。これらの時期は、イングランドにおける統合王権の成立と、そのブリテン諸島への影響力が拡大した時期と関連している。これは偶然ではない。

(b) ドイツ銀

一〇世紀になると、デイルハム銀貨への依存度は急速に減少していった。それにかわって、イングランドに銀を供給したのはドイツであった。九六〇年代のハルツ山系のゴスラ銀山を皮切りに一〇世紀後期から一一世紀の初めにかけて発見されたドイツの銀山は、それまでのヨーロッパの銀の流れを変えた。この銀山の開発以降、ライン^⑫テムズ回廊、ケルン^⑬ロンドン回廊が、北西ヨーロッパ銀流通の基軸となっていく。やがてそこで使用されたドイツのペニヒとイングランドのペニーが、ヨーロッパの一つの基準通貨となり、一三世紀にはペニーがペニヒを凌駕していくのである^⑭。

イングランドでは一二世紀前半のカーライル銀山の開発まで、銀の流通に影響を与えるほどの銀山は存在しなかった。大量の銀は、羊毛交易によってもたらされた^⑮。この時期から羊毛はイングランドの戦略商品であったのである。北のスカンディナヴィアからの流入が減少すると、ライン

ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峽世界の「構造」と展開（鶴島）

川・ミューズ川の流域からの銀の流入が中心となった。銀はロンドンやドーヴァといったブリテン島の南東に入り、そこからヨークやチェスタへ拡がり、さらにはアイルランドに達した。海峽ではフリーセン人の活動が目立った。フランス商人の本格的な活動が始まるのは征服以後のことである。

（二）イングランドにおける銀貨製造と流通

（a）一つの型の銀貨の流通

エセルスタン王は「王国には、市場で造った一つのタイプの貨幣しか流通させてはならない」と宣言した（史料32）。これは原則となっていた。中世イングランドにおけるペニー貨の原型を作ったのは後述するエドガ王の九七三年の銭貨改革である。その九七三年から一〇九〇年までイングランド国内に流通していた海外銭貨は全体の四パーセントとメタカフは推定している。海外の銭貨は一〇七〇年から一一七〇年の間、ペニー貨に造り直され、イングランドの埋蔵貨から消滅した。当時としてのイングランド銭貨の国内流通専有率には驚くべきものがある。海に向こうから入ってくる銭貨は、一度ペニー貨に打ちかえられてイングランド内で流通した。⁸⁵一〇世紀には、銀貨製造は、南東部から西部へ、ミッドランドへ、北西はチェス

タまで拡がり、ヨークでも再開されたのである。一〇世紀末までには、バラや市場と結びついた銭貨製造が強化されたのである。

【史料32】

王国には一つの貨幣制度 (an mynet) しかあってはならない。そして誰も市場町 (port) 以外で銀貨を打造してはならない。

もし銭貨製造人が罪をおかせば「品質をさげるとか軽くするとか」、その手を切斷すべし。⁸⁶

（b）ミント圏と市場圏

大陸と比較すると、もともとイングランドのミントはきわめて堅調で、九七三年のエドガ王の貨幣制度改革以前でさえ、すでに35都市でミントが活動していた。⁸⁷本論が対象とする時代では、ミントは一人の親方を中心とした銭貨製造人集団のことで、場所あるいは工場ではない。工場化していくのはヘンリ二世のときからである。ドイツにおける銀山の開発による銀の絶対量の増加にともない、ミントの数は、一〇世紀の終わりには七〇に達した。⁸⁸【図22】はスバッフォードが作成した、ミントが所在する都市を中心とした半径二四キロメートルの領域を円で表したミント圏と

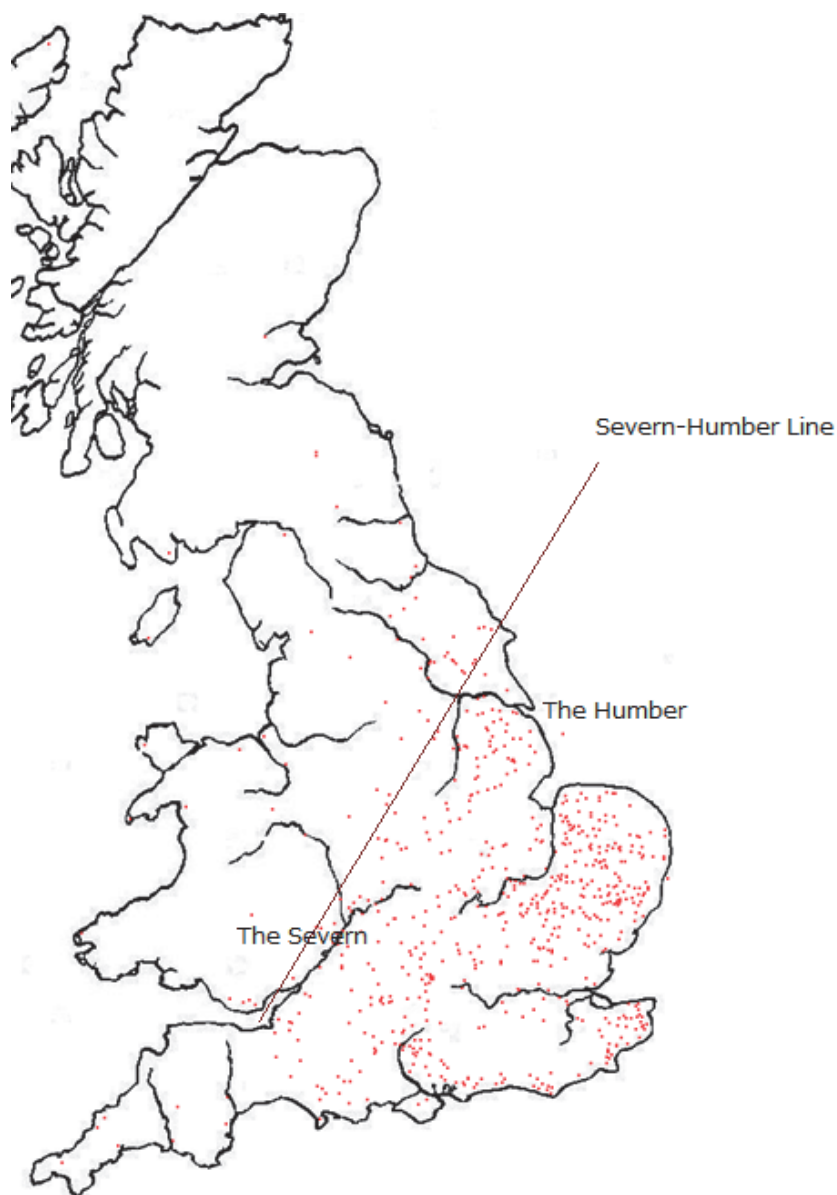


図 23 個別発見貨が発見された場所

出典：Early Medieval Corpus (single finds) Map より（最終閲覧日 2014 年 5 月 7 日）

でもいうべきものである。ハンバ川河口からセバーン川河口へ引いた線の南東部で、ミントが密に展開していたことがわかる。【図23】は、アルフレッド王即位の八七一年から一〇六六年までの一九六九枚の個別発見貨が発見された場所である。個別発見貨は、持ち歩いた人が落としたりわけ、通貨としての銭貨の流通域を示している。銭貨が発見された地域とミント圏は重なる。この比較から、ミント圏は局地的市場圏とある程度は連動していたという仮説を立てても良いかもしれない。実際の局地的市場圏は、これに環境、生産、流通の形態とコストの諸条件をいれなくてはモデルとしては利用できないが、そうであっても銭貨が市場で使用されたと言えるであろう。【図22】を【図21】のイスラーム銭貨が個別に発見された地域と比較してほしい。北東から流入していた銀が、南東からの流入へと移動したのが軸の変化（90度程度回転）から了解されるであろう。

【史料33】

①カンタベリでは七人の銭貨製造人がいるべし。王には四人。大司教には二人。「セント・オーガスティン」修道院長には一人。②ロチェスタでは二人が王のために、一人が司教のために。③ロンドンでは八人。④ウイ

史苑（第七五卷第二号）

ンチエスタでは六人、⑤ルウィスで二人。⑥ヘイステイングズで一人。⑦チチエスタで一人。⑧サウサンプトンで二人。⑨ウエアラムで二人。⑩ドルチエスタで一人。⑪エクセターで二人。⑫シャフツベリで二人。そのほかの都市では一人。

(C) 型（タイプ）の定期的変更と課税

エドガは、戴冠式を行った同じ九七三年に、ペニー改革を断行した（【図24】参照）。イングランドのペニー貨の特徴は、①王権によって国内で流通される型（タイプ）が統一されたこと、そして②その型が定期的に変更されたことである。エドガのペニー貨は、表に国王の肖像、裏に十字架と製造人の名前と打刻地を刻印した「ローマ帝国型」の銀貨であった。カロリングの銭貨が「モノグラム型」であったのと対照的である（【図25】参照）。この型の基本形は、製造人の名前が消える一二七九年のエドワード一世の改革まで続く。王権は貨幣の打ち型のマトリクスを独占し、一一三五年まで、二年から一〇年という短期間でその型と量目を変更した。九七三年から一一三五年までの一六二年間で六〇の型が知られている（表5）。この型の短期的変更の制度は一一五八年のヘンリ二世の改革によって終焉を迎えた。リンカンシャの発見地の名前をとってティルビ

貨として知られる銭貨に代表されるヘンリ二世の改革貨は一一八〇年の「シヨート・クロス」まで型の変更はなかった。「シヨート・クロス」は一二四七年のヘンリ三世の「中抜き」のロング・クロス（voided long Cross）まで変更されず、「中抜き」のロング・クロスは一二七九年のエドワード一世の改革まで変わらなかったのである。

【史料34】は、変更が実施されていたことを示す数少ない史料である。物乞いですら銭貨の改造を知っていたのである。では、なぜ短期で型が更新されたか。まず更新制度によって、王権は銭貨製造人から製造の請負料と銭貨の切り替えの手数料をとることができたし、品位と量目の保証ができた。また、国王の肖像が刻印された新たな型の銭貨を発行することで土地をベースにしたゲルド徴収を確実にすることができたのである（皇帝のものは皇帝に^⑩）。更新制度が放棄されるのは一一五八年のヘンリ二世の改革によってである。同時にゲルドも消滅した。銭貨を更新して手数料をとるよりも、フロー状態にしておく方が経済的メリットが発生したのである。貨幣の発行数は急増し、一一八〇年代にはインフレーションを引き起こした^⑪。こうした新たな経済状況に対応して、新たな税システムが生まれてきたのである^⑫。



図 24 エドガ王の改革ペニー

表は+ Edgar Rex Anglorum 裏は+ Grind（製造人）Lincoln（製造場所）と刻まれている。

出典：Early Medieval Corpus of Coin Finds（最終閲覧日 2014 年 5 月 20 日）



図 25 シャルル禿頭王 (840-77) の名で製造されたペニー貨。

表面には Carlus Rex、裏面は MET/ALO (Melle) と製造地が打刻されている。使用時期は 9 世紀から 12 世紀。重量は 0.51g。鶴島所蔵。

表 5 973 年～1135 年までのペニー貨の型の変遷

type	King	Years	type	King	Years	type	King	Years
1	Edgar	973-75	21		1046-48	41		1089-92
2	Edward	975-78	22		1048-50	42		1092-95
3	Aethelred	978?	23		1050-53	43		1095-98
4		979-85	24		1053-56	44		1098-1100
5		985-91	25		1056-59	45	Henry I	1100-02
6		991	26		1059-62	46		1102-03
7		991-97	27		1062-65	47		1103-05
8		997-1003	28		?	48		1105-06
9		1003-09	29		1065-66	49		1106-07
10		1009-17	30	Harold II	1066	50		1107-09
11	Cnut	1017-23	31	William I	?	51		1098-1111
12		1023-29	32		1066-68	52		?
13		1029-36	33		1068-70	53		1111-13
14	Harold I	1036-37	34		1070-72	54		?
15		1040-42	35		1072-74	55		1117-19
16	Harthacnut	1035-42	36		1074-77	56		1119-21
17		1036-42	37		1077-80	57		1121-23
18		1040-42	38		1080-83	58		1123-25
19	Edward	1042-44	39		1083-87	59		1125-35
20		1044-46	40	William II	1087-89	60		1107-?

出典：Tsurushima, ‘The Moneymers of Kent’, p. 51. 型 (type) の順番や発行年は暫定的である。この表の作成においては、Dr Martin Allen に示唆をえた。

【史料34】

一人の男が現れた。着ているものや物腰から貧しい男であったが、（聖職者だった）ウルフリックに、弱よわしく、新しい錢貨を乞うた。ヘンリー一世の御代、イングランドでは新錢貨の製造が行われていた。とはいっても、新しいものはまだそれほど出回っていなかった（著者は錢貨の更新が一般的ではなくなった時代からみている）。

萌芽的ではあっても、イングランドは北西ヨーロッパにおける貨幣経済の拠点となり、錢貨の形での銀の貯水池であり給水地となった。これがあって初めて、イングランド人の統合王権は、「イングランド人」に課税できる政体となったのである。

(三) 銀貨の帝国性

(a) 統合王国の銀貨システム

錢貨製造人は職人たちの頭領として、錢貨の打刻と製造を請負い、打ち型を守り、品位を保証し、両替人を兼ねることでその流通に寄与した（史料35）^①と^②参照^③。もちろん王権は、錢貨造人を強力に統制した。イングランドにおける錢貨製造のシステムを構築したのはエセルレッド二世（在位九七八—一〇一三、一〇一四—一〇一六年）で

あった。その眼目は貨幣製造を国王が独占することであつた。種々の「定め」がどこまで実効性をもっていたかは、検討の余地はあるが、中世のレベルでは独占が達成されたといつてよい^④。基本的には錢貨製造人は国王のもとにあつたが（③）、大司教、司教や修道院長の支配下にあつた製造人も多数いた。しかし、それでも打ち型の母型と量目とその発行の場所（④）と時期を決定し、彼らの不正に対する処罰権をもつていたのは王権であつた（⑤⑥⑦）、もつとも初期には大司教なども処罰権をもつてはいたが。錢貨製造場や製造人の数は、定め通りにならなかつたものの、それでも国王が指針を提示したのである。国王は彼の純正のペニー貨が流通することを命じることができた。

あつた。その眼目は貨幣製造を国王が独占することであつた。種々の「定め」がどこまで実効性をもつていたかは、検討の余地はあるが、中世のレベルでは独占が達成されたといつてよい^④。基本的には錢貨製造人は国王のもとにあつたが（③）、大司教、司教や修道院長の支配下にあつた製造人も多数いた。しかし、それでも打ち型の母型と量目とその発行の場所（④）と時期を決定し、彼らの不正に対する処罰権をもつていたのは王権であつた（⑤⑥⑦）、もつとも初期には大司教なども処罰権をもつてはいたが。錢貨製造場や製造人の数は、定め通りにならなかつたものの、それでも国王が指針を提示したのである。国王は彼の純正のペニー貨が流通することを命じることができた。

【史料35】（以下の内容の要約）

- ① 彼（錢貨製造人）は、彼の雇用する職人によって、正しい量目と品位をもつた錢貨を製造しなくてはならない^⑤。
- ② すべて量目は、国王の錢貨製造場で採用された基準に従わなくてはならない^⑥。
- ③ 国王以外は錢貨製造人をもつてはならない^⑦。
- ④ すべての主要な都市には三人の、他の都市には一人の錢貨製造人を置くべし（史料33）^⑧ 参照^⑨。
- ⑤ 悪しき錢貨を打造した錢貨製造人は誰であれ三倍の（重

い) 審判を受けるべし。

⑥ 悪貨や偽造貨を作り、それを国内に流通させる者の監視を怠ってはならない。

⑦ 秘密の場所で錢貨を製造する錢貨製造人はその命を失う。

⑧ 誰であれ、正しい量目と品位の錢貨の受け取りを拒否してはならない。たとえそれがどこで製造されたものでもあつてもである。

錢貨製造人は国王、司教、修道院長の支配下にあつたが、同時に地域の「よき人」でもあつた。この点がイングラントにおける特異な錢貨製造と流通を支えていたのである。まず次の二つの例を見ていただきたい。最初は一一世紀後半のサン・ベルタンのゴシユランによる『聖アウグスティヌスの奇跡譚』である。

【史料36】(鶴島要約)

カンタベリの市民(cives)であるウルフロン(Wilfron)とエセルレッド(Aethelred)の兄弟とエセルレッドの息子シレード(Sired)は彼らの技能を駆使して貧困から身を起し豊かな生活をおくるようになった(de inopia ad divitem sufficientiam)。三人は協力して貨幣製造人も含

史苑(第七五卷第二号)

むあらゆる種類の金属加工の職人を求めて、イングランドの都市を旅した。そして彼らから、(仕事に使つた)打ち型、灰、浮きかす(ドロス:purgamentum)、一酸化鉛(リサージ:spuma)、鉍滓(スラック:scoria)、壊れた坩堝(金箱か銀箱(の混ざつた箔片)) (Skewings; scopaturas)を得たのである。三人はそれらからわずかばかりの高価な金属を得ていた。ある日、彼らはバースにやってきた。そこでいつも通り、Skewingsを大量に買ってそれを洗浄のために近くの川の土手に運んだ。そこで「炉として使用するのだろうか」道にあつた大きな石を掘り出して国王のハイウェイに損害を与えた(pergrandem lapidem de regia via extractum)。それで土地の統治者によつて逮捕された。ウルフロンとエセルレッドは、二〇シリングを払つて解放された。シレードは若すぎてそのような金をもつていなかったが、聖人アグスティヌスの執り成しで救われた。

この話は、浮きかす、一酸化鉛、鉍滓など存在から、当時、灰吹き法によつて銀精製がなされていたことを表している。また、このカンタベリの三人の職人は高度な技能をもつていて、銀加工の副産物や道具に付着した滓から銀や場合によつては)金をさらに抽出できたのであろう。こうした技術はまた試金(銀)にも利用されたであらう。二〇シ

リングを即座に支払える程度の持ち合わせを旅の職人はもっていた。シレードはおそらく職人見習いで料金を払えず、体罰を受けるところを聖人によって救われたというのが話の落ちである。ポワトゥのメレの錢貨製造場の跡地などをみると、石の台座と薪があれば作業場は比較的容易に設えることができたと思われる。しかし、大量の燃料の使用は地域の森林や草地の権利を侵害し争いを引き起こしたことは容易に想像がつく。⁽¹⁶⁾

三人はカンタベリに居住し、サン・ベルタンのゴシユラの『聖アウグスティヌスの奇跡譚』に描かれているところからも、セント・オーガスティン修道院と密接な関係をもっていた。【史料33】のエセルスタンの「定め」でも修道院は一人の錢貨製造人をもっていた。九七三年から一三五年までの錢貨製造人を見ると、エセルレッドとシレードという二人の錢貨製造人が確認できる。エセルレッドはエドワード証聖王のタイプ24（一〇五三・五六…通称「尖ったヘルメット」pointed helmet）、タイプ25（一〇五六…「王権／鷲」Sovereign / Eagles）、タイプ26（一〇五九・六二…ハンマー型十字架）Hammer Cross）を製造した。シレードは、父を継ぐかのように、タイプ27（一〇六一・六五）、タイプ29（一〇六五・六六）を製造している。地域を回りながらエセルレッドとシレードの親子は財をな



図 26 シレードのタイプ 29

国王肖像は正面を向いている。裏面は+ SIRED



図27 錢貨製造人ウルフウィグ騎士(Wulfwig miles)の打造したハロルド一世のペニー
(Harold I, type 15, Fleur-de-lis, fleur reverse, 1038-1040)
ミント：カンタベリー 貨幣製造人：ウルフウィグ (Wulfwig (=WVLWIG))
出典：<http://www.englishhammered.com/anglosaxon/mint/mintc.html> (最終閲覧日 2015年1月6日)

し、修道院の錢貨製造人となったのであろう。そのもとはかつての彼らのような職人がいて、親方のエセルレッドやシレードの名前をもつ工房が形成された。これが当時の錢貨製造人である。錢貨に打刻された製造人の名前はブランドであった。^⑩

一〇六六年の「征服」の後、二人は錢貨製造人としては史料上から消えた。ウイリアム征服王は、カンタベリの南側の市壁の内部に最初の城を建設した（現在のデイン・ジョン）。その際、土地を収用して城を建てた際に、修道院に対して一人の市民から地代の取得ができなくなったことへの補償のリストがある。その一人のなかにエセルレッドやシレードの名前がある。貨幣製造人の兩名と同一人物かどうか確証はないが、同一人物であれば、リディングイトの側に居を構えていた前述のヴィタールの隣人であった【図26】参照。一二二九年から三〇年頃のセント・オーガスティン修道院長ヒュー (Hugh II of Trotescliff)：在任一一二六・五一)のチャーターの証人に、州のシエリフ、ルアロン (Rualon of Avranches) やボルドウィン・カウヴェル (Baldwin Cauvel) と並んで、錢貨製造人グレゴリ (Gregory) やエグモンド・ジュニア (Aegmund Junior) が現れている。グレゴリはタイプ57とタイプ58を製造している。ボルドウィン・カウヴェルは、前述したヴ

ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峽世界の「構造」と展開（鶴島）

イタールの娘婿ウィリアム・カウヴェルの息子である（【図20】参照。ヴィタールの孫か）。エグモンドという名前のカンタベリの錢貨製造人がウィリアム二世期からヘンリー一世期まで活躍し、タイプ40、41、43、46、54、59のペニー貨製造に関わっていた。エグモンドは、シニアとジュニアの親子の二人の錢貨製造人を意味していたかもしれない。いずれにせよ彼らは修道院の錢貨製造人であったであろう。四人ないしは五人の錢貨製造人の系譜を確立できたといえる。そして彼らは、州のシェリフや大商人と並んで修道院長の証人となりうる「ジェントリ」であった。

もうひとつの事例は、は前述したウルフウィグ（Wulfwig、【表3】の「21」という名の錢貨製造人に関するもの。ウルフウィグは、大司教の騎士（miles）でもあった、証書の証人となった同じ騎士仲間にはチラムのシワードといった州の有力者がいた。ウルフウィグはカンタベリにおけるクヌート治世後半とハロルド一世の治世の傑出した錢貨製造人であった。【図27】は彼が打刻した錢貨である。銀貨の質と量目は、地域の有力者としての製造人の名前が保証したのである。⁽¹⁸⁾

錢貨製造の過程をモデル化して、その過程を追ってみよう。まず、王権が打型を造る。その作業は国王が指定した金銀細工師が独占的に担っていた。新しい打型が造られる

と、錢貨製造人は一八シリリングを支払ってそれを受け取った。⁽¹⁹⁾ 彼の名前と製造地が打刻された裏面の打型を受け取った時点で製造人として認められたことになる。そのあと、製造の請負料として二〇シリリングを支払った。その三分の二は国王が、三分の一は第三のペニーとして伯が受け取った。⁽²⁰⁾

王権や内外の商人たちが、銀塊あるいは海外のもしくは古い銀貨を錢貨製造人のもとにもちこむ。錢貨製造人は両替商を兼ねていたので、前述のシレードがリディングゲイトの側に住んでいたように、かなりの割合で市門の側に住んでいたであろう（【図28】参照）。彼らはまず試金して、それに見合った銀の重量に従ってそれをイングランドのペニー貨と両替した。そこから五から七・五パーセントの手数料を受け取った。⁽²¹⁾ 当時のペニー貨の品位がだいたい九二・五（これは後のスターリングの基準品位となる）から九五パーセントであった。ここから右のメタカフの推奨も首肯しうるであろう。一組の打型から仮に一万枚のペニー貨が打造されたと仮定すると、製造人の手数料収入は五〇〇ペンス（二ポンド一シリリング八ペンス）か七五〇ペンス（三ポンド二シリリング六ペンス）ほどであった。ここから、打型代や請負料（ここでは一組の打型に対するものとして計算している）を差し引くと、打型一組あたりの収

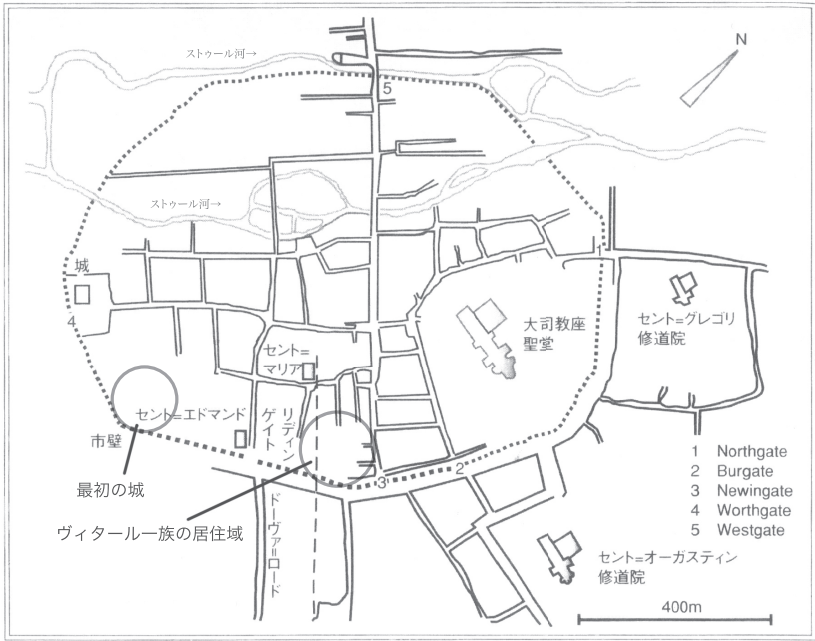


図 28 11-12 世紀の都市カンタベリー

益は三シリリング八ペンスあるいは一ポンド四シリリング六ペンスとなる。この額は、豊かな錢貨製造人というイメージからほど遠いものである。^⑧問題は、彼が何組の打型を保持していたか、彼の名のもとで何人の職人が働いていたか、による。

こうして一つの型のペニー貨が王国内で流通していった。そうは言っても市場ではいくつかの型のペニー貨が流通していたであろう。しかし、ゲルドなどの税の支払いが銀貨で行われたことが、新しいペニー貨の発行に一役買ったであろう。^⑨

ペニー貨の表の国王像は、証書や令状冒頭定式や印璽と同じく、国王が面前に現存することをイメージ化したものである。これが錢貨の権威を保証した。ペニー貨の裏面の十字架と錢貨製造地と製造人の名前は、証書の十字架と証人よろしく、王権の権威と銀の品質を地域有力者が保証したことを意味していた。錢貨製造人は、移動もしたがバラに拠点をもった職人集団の親方で、銀貨に打刻された製造人の名前は親方の名前であると同時にブランド名だった。彼らは、地域の「よき人々」からなっていたのである。

ヘンリ二世は、一七〇年にシェリフ審問を行い、州シェリフの役人化を推し進め、州統治を行政化していった。と同時に、それより少し遅れて、自立的で豊かな錢貨製造



図 29 ノルマンディ公ヘンリー世のドゥニエ貨（鶴島所蔵）

人を粛清して、より国王役人的なものにしていった。この

動きは、エドワード一世の一二七九年の改革で貨幣の裏面から、製造人の名前が消えることで一つの帰結を迎えた。

貨幣の信用価値は、地域の名望家としての製造人のブランド名から、王権とその統制下にある製造場による保証へと移行したのである。それはちやうど、王権が証書の写しを作ることで、地域の証明力を中央に吸い上げていく過程と、時差を伴ってはいしたが、同じ動きであった。

製造人は両替人でもあった。ヘンリー一世は、製造人の両替行為を、彼が所在する州に限定した。この銭貨製造人の両替人という機能は、ヘンリー二世によって、製造と両替の役割が分離され、銭貨製造人は製造に専念させられること、終わりを告げたのである。

(b) 帝國的性質

① 永続性をもった良質な銀貨

非公式の「帝国」的イデオロギーをもつイングランド王権は、良質な銀貨をスターリングとして作り続けていった⁽⁸⁾。否そうしなくてはならなかった。もちろんそこに帝国としての実体はない。戴冠式は、教皇ではなく通常はカンタベリ大司教によって行われた。よく「帝国」と称されるイングランドの「実体」は、王国と支配領邦あるいは地域

表 6 銀の含有量

Type (通称)	King/Lord	Years	Mint/moneyer	量目(g)	Ag%	Pb%	Fe%	Au%	Ni%	Cu%	Zn%
7 (Crux)	Aethelred	991-97	Winchester/Leofwold	1.615	96.66	0.38	0.19	0.81	0.05	1.69	0.22
8 (Long Cross)		997-1003	London/Godman	1.441	95.26	0.44	0.09	0.87	0.18	2.82	0.33
10 (Last Small Cross)破損		1009-17	?[r]? / ?	0.662	92.92	1.41	0.10	0.75	0.18	3.01	1.63
13 (Short Cross)	Cnut		Dover/Leofwien	1.150	95.30	0.77	0.05	0.53	0.22	3.01	0.11
? ⁽¹⁾ 破片				?	87.58	1.11	0.12	0.50	0.22	10.22	0.24
20 (Radiate/Small Cross)	Edward	1044-46		0.35	95.22	0.84	0.21	0.68	0.16	2.56	0.33
23 (Expanding Cross)Half		1052-53	London/?	0.823	97.73	0.31	0.10	0.72	0.08	0.94	0.12
39 (Paxs) ⁽²⁾	William I	1083-87	Thetford/ Aelfwine	1.370	86.56	0.91	0.04	0.58	0.31	11.02	0.57
59 (Henry I type15) *	Henry I	1125-35	London/ Smaewine	1.431	93.38	1.16	0.05	0.80	0.23	4.30	0.08
Telby 破片	Henry II	1158-80		?	94.94	0.43	2.32	0.64	0.07	1.56	0.03
Telby (Spink 1339)	Henry II	1158-80	Canterbury/ Wiulf	1.414	91.13	1.52	0.04	0.52	0.20	6.47	0.12
Short Cross Half	Henry II	1180-89	London/?	0.498	91.28	0.91	2.01	0.78	0.13	4.84	0.05
Short Cross Half	Henry II	1180-89	London/ God [ard]	0.615	95.51	0.98	0.11	0.72	0.18	2.43	0.07
Short Cross(Spink 1347)	Richard	1189-99	Lonodn/ William	1.203	96.68	1.00	0.08	0.35	0.11	1.06	0.05
Short Cross(Spink 1351)	John	1199-1216	Canterbury/ John	1.221	97.37	0.62	0.17	0.62	0.11	1.06	0.05
Short Cross Half	Henry III	1217/18-42	London/?	0.731	98.02	0.33	0.13	0.64	0.09	0.74	0.05
Long Cross Voided	Henry III	1242-72	Canterbury/ Robert	1.371	95.75	0.90	1.26	0.65	0.06	1.33	0.05
Long Cross Voided Half	Henry III	1242-72	London/ John	0.543	96.65	0.46	0.49	0.62	0.15	1.56	0.07
Long Cross	Edward I	1272-1307	Canterbury	.. ⁽³⁾	95 ⁽³⁾	0.7	1.6	0.3	0.1	2.6	0.1
Long Cross	Edward I	1272-1307	London	.. ⁽³⁾	92 ⁽³⁾	1.4	2.6	0.4	0.2	3.7	0.1
Long Cross	Edward I	1272-1307	London	.. ⁽³⁾	96.70	0.81	0.14	0.56	0.08	1.66	0.05
Long Cross	Edward I	1272-1307	Bury St Edmunds	1.105	96.08	0.77	0.09	0.34	0.16	2.48	0.07
Long Cross	Edward II	1327-1377	Canterbury	1.189	95.60	0.53	1.47	0.50	0.07	1.78	0.04
Long Cross	Edward III	1327-1377	Canterbury	1.213	97.33	0.19	0.52	0.60	0.10	1.20	0.06
Half Groat	Elizabeth I	1558 -1603	London	.. ⁽³⁾	94	0.4	2.9	0.3	0.1	2.0	0.0
Short Cross Half	William I the Lion		Edinburgh?/Hue (Walter?)	0.604	93.57	1.10	1.25	0.47	0.20	3.35	0.07
Denier	Charles the Bald	9 th C.-12 th C.	Melle	0.530	60.99	2.48	0.00	0.41	0.26	34.37	1.50
	Archbishop	12 th -13 th C.	Arles	0.479	18.21	0.86	0.00	0.41	0.12	79.84	0.97
	Alfonso VIII		Leon	.. ⁽³⁾	24.54	1.19	0.29	0.02	0.15	72.96	0.85
		9 th C.-12 th C.	Melle	0.530	60.99	2.48	0.00	0.41	0.26	34.37	1.50
	Archbishop	12 th -13 th C.	Arles	0.479	18.21	0.86	0.00	0.41	0.12	79.84	0.97
マリアテレジア銀貨			.. ⁽³⁾	95	00	0.0	0.3	0.2	4.1	0.1	

Ag 銀、Pb 鉛、Fe 鉄、Au 金、Ni ニッケル、Cu 銅、Zn 亜鉛

註 (1) Cnut と呼ばれているだけで、確証はない。(2) Paxs 貨幣は本来、国王が戴冠したあとに発行される。定説では William I のものとされるが、二世の可能性がある。(3) いくつかの計測データには重さがない。鶴島の計量器ではばらつきが大きく信頼性に欠けるため省略した。またデータも小数点第 2 位で四捨五入しているものがある。幾つかの成分は省略しているので総計は 100 にはならない。

測定条件 装置名：蛍光 X 線分析装置 SII ナノテクノロジー (株) 製 SEA5300A、測定時間：300 秒、雰囲気：大気、測定面積：Φ1mm、照射電圧：50kV、照射電流：76 ~ 120 μA

* イギリスのヌミスマティストは、1066 年のノルマン征服を境にして、専門が分かれる傾向にある。そのため、分類番号や通称の様式も異なっている。本稿は、長い 11 世紀をイングランド人の王による人的結合国家の時代と捉え、「ノルマン征服」を、その時代のなかで起こった最も大きな、しかし、下位の展開としているため、973 年から 1135 年までは型の番号を通し番号としている。

の複合体であった。ウィリアム二世やヘンリー一世は、イングランド人の王としてのペニー貨を発行する一方で、ノルマン人の公として、兄ノルマン人の公ロバート二世が発行したのと同じドゥニエ貨を出し続けたのである（[図29](#)を参照）。彼らは公式の皇帝ではなかった。それでも「ケルト的辺境」に対するイングランド人の王権がもつイデオロギーは、文明対野蛮の「帝國的相貌」をもっていた。中世を通してイングランドの王権がほぼ独占的に製造した銭貨における銀の含有量は概ねスターリング標準の九二・五パーセントを超えており、スターリングは銀含有量のミニマムな保証にすぎなかったといえる。^⑧ 王国内でひとつの型のペニー貨を通貨とするためには、高品質で安定した量目の銀貨が必要とされた。^⑨ 要点は、イングランドが、それを実行していったことにある（[表6](#)）。

② 流通枚数と重量基準

一〇〇〇年頃のイングランドで流通していたペニー貨は三六〇万枚から七二〇万枚程度であった。一一五八年には、ドイツ銀の枯渇という状況もあり、四八〇万枚から一二〇〇万枚程度の流通量になったと推定されている。その後、フライブルクの銀山の発見などで銀の流通量は急激に増大した。一一八〇年代から一二二〇年代のインフレー



図 30 拡大十字架型・軽量(Expanding Cross type, Light Coinage(1050-53), 1.16g)

ミント：セトフォード 銭貨製造人：レオフリック (Leofric)

出典：<http://www.yorkcoins.com/>（最終閲覧日 2014 年 5 月 21 日）

シヨンはその証拠といえる。ただ、一世紀のイングランドの人口を二〇〇万人とすると、流通に関しては、平均で一人せいぜい一枚から四枚の通貨を手にしていただけになる。この程度を活況な流通と呼ぶ経済規模であったことは念頭に置く必要がある。身分制の強い社会で平均をとる意味は薄いであろうが、しかしこの「程度」を認識しておくことは重要であろう。私たちはいま、ヨーロッパ貨幣経済の「始まり」にいる。一体、長い一世紀において、商人はどれだけ銀貨を使用したであろうか。この問題は、これから継続して検討していきたい。

クヌート王は、錢貨の新しい重量基準として、それまでのカロリング・ポンドに加えて、一マルク二一六グラムのマルク・システムを導入した。王権のこの重量基準は、^⑧一世紀の末までにはイングランド、スカンディナヴィア、ノルマンディ、フランドル、ラインラントにおける統一的な重量基準として使用されるようになっていった。各地域は、イングランドの重量基準に合わせて錢貨の量目を設定した。^⑨ノルマンディでは、「二〇スターリング・シリングは四〇ルーアン・シリング」という二分の一ポンド単位が使用された。「二〇スターリング・シリングが一小マルク」という三分の一ポンド単位も使われた。^⑩これに対して唯一帝国ミントのあるケルンで製造されたペニヒはスターリン

グ・ペニーと等価であった。

ここで、【史料6】にあった、一〇五一年に、ブローニユ伯ユースタスが「望んだことはなにか」を再考してみよう。サリ・ハーヴェイは、伯が自らの錢貨にイングランド通貨の重量基準を求めたとした。一〇五一年当時、二つの重量基準が存在したと思われる。【図30】はタイプ23、通称「拡大十字架」(Expanding Cross)で一〇五〇から五三年に流通した。この錢貨は四年の短い時期で、二つの重量基準が使用された。図30のタイプ23は、最初から使用されたもので軽く、一・一六グラムしかない。これに対して、【図31】は、後期に使用された重いタイプの重量基準で作成されたペニー貨で一・七五グラムある。当時製造されたフランドル伯の銀貨は軽く〇・六グラム程度であるのに対して、問題を起こしたブローニユ伯ユースタスのものは〇・八グラムと重い。いずれの貨幣もペニー貨に対して二分の一の比率で量目を設定していた。ゴドウィン伯はフランドル伯を支持し、軽い型の一・二の比率に合わせようとしたのに対して、ブローニユ伯は重い重量基準に合わせようとした。ハーヴェイは、一〇五一年の「フェーデ」の経済的背景として、エドワード王とブローニユ伯対ゴドウィンとフランドル伯との間の重い基準と軽い基準の争いがあったという。^⑪いずれにせよ海峡を挟んで北フランスの諸領邦君



図 31 拡大十字架型・重量 (Expanding Cross type, Heavy Coinage ? (1052-53), 1.75g)

ミント：リンカン 錢貨製造人：ゴドリック (Godric)

出典：<http://www.yorkcoins.com/> (最終閲覧日 2014 年 5 月 21 日)



図 32 エセルレッド二世の CRUX 貨幣 TYPE 7 (991-97)

ミント：カンタベリ 錢貨製造人：ゴドウィン

出典：Early Medieval Corpus of Coin Finds (最終閲覧日 2014 年 5 月 20 日)



図 33 ダブリン・ミントのクラックス貨

銘：+ SITI R+ DIFLIMELI (Sithric King of Dublin, 1042 年死亡) + FASTOL O-DIFLIM (Fastol of Dublin)

出典：<http://www.irishcoinage.com/M00001.HTM>（最終閲覧日 2014 年 1 月 20 日）



図 34 フランドル伯ボルドウィン四世によるエセルレッド二世の CRUX 貨の模倣貨 (989-1036)

ミント：サントメール 銘：+ BALDUIN AU, croix longue cantonnee de quatre lettres CRVX+ C AUDOMARU, tete coiffée profil droit. 1.20 g

出典：C. Richebé, *Les Monnaies féodales d'Artois du Xe au début du XIVe siècle*, Paris, 1963.

ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峽世界の「構造」と展開（鶴島）

主はペニー貨の量目を基準として銀貨を製造しようとしたのである。

③ 基準通貨

高品質のイングランド銀貨は、北ヨーロッパの基準通貨としてドイツのペニヒと相並びたつた。量目を合わせるだけでなく、模倣貨がイングランドの周辺地域で製造され始めた。アルランド海域では、九九七年にダブリンのミントがイングランド西部のミントから打型をもつてきて、九九一から九九七年の間に大量に製造された、エセルレット二世のタイプ7（クラックス、[図32](#)）を模倣し、アイランド海域地方で使用した（[図33](#)）。ただし重量比は三分の二で、マルク基準である。

環海峽世界では、フランドル伯ボルドウィン四世も、サントメールでこのクラックス・タイプの模倣貨を出している（[図34](#)）。クラックス・タイプは一一世紀の模倣貨の代表格となった。

一一世紀のイングランドは、ヨーロッパの北西端における、ペニー貨による銀の貯蔵庫であった。一三世紀までにはイングランドのペニー貨は、低地地方や北ドイツや東ヨーロッパまで広く流通していった。ポラード貨やクロッカード貨のような、エドワード一世の改革銀貨の模倣貨もた

くさん出回り、場合によ

つては大陸世界の基準通貨としてペニヒを凌駕していった。もう一方の基準通貨ペニヒ製造の中心地だったケルンにおいてさえ市民間の不動産契約にイングランドのペニー貨が使われるまでになつていたのである。イングランド通貨そのものが帝国主義的だった。

量目の安定性と品質の高さと、その保証と王権のもつ本質的に帝国主義的なイデオロギーはイングランド銀貨を基準通貨に押し上げていった。しかし、それだけであろうか。同時代の他の地域や王国の銀貨

表7 個別型の推定製造枚数と流通枚数

時代	1タイプの製造数推定最小値	1タイプの製造数推定最大値	推定流通枚数
c. 973-1016	c. £ 40,000-£ 140,000	c. £ 170,000-£ 550,000	c. £ 15,000-£ 30,000
1016-42	c. £ 30,000-£ 70,000	c. £ 200,000-£ 450,000	c. £ 15,000-£ 30,000
1042-66	c. £ 10,000-£ 30,000	c. £ 60,000-£ 200,000	c. £ 20,000-£ 50,000
1066-1135	—	—	c. £ 10,000-£ 25,000
1135-58	—	—	c. £ 20,000-£ 50,000

出典：Allen, ‘The Volume of the English Currency, c. 973-1158’, p. 500

と比較して、イングランドのペニー貨は美しいという印象をもつ。受け手の受容嗜好、この貨幣の神秘性に繋がっていく要素は、もしかしたら、一九世紀になぜ、マリア・テレジア銀貨が中東の決済通貨として使用され続けたのかを説明するのもかもしれない。⁽²⁰⁾この想定は想像の域を出ず非科学的であるが、史料があれば検討してみたい。

(四) ノルマン征服の見えない側面

一世紀の前半、ノルマンディなどの北フランス海岸部は、ドイツ銀の流入経路としては支流であった。ノルマン征服は、その意味で、大きな銀の流れをイングランドと北フランス、フランドルに作る一大切開手術であった。ノルマン人の公の資力では、この一大プロジェクトは担えない。ノルマンディやフランドルなどの大陸の商人が瞬く間にイングランド交易の拠点に入り込んでいったにはそれなりの見返りがあったからであろう。ウィリアムがルーアンからドイツ人のユダヤ人に対抗するかのよう、ユダヤ人を連れてきたのは一〇七〇年であった。ノルマン軍の背後には、銀貨の宝庫イングランドを羨望した交易者たちがいたであろう。彼らの投資もまた征服の重要な動力だった。

終わりに

ボロメオの環的構造は、異なった「コード」をもつ集団間の接触によるエントロピーの増大によって摩擦を起こし、その結果、新たな「コード」を作り上げていった。審問によっていた「問いかける統治」は、課税による中央と地方の摩擦のなかで、州などの地域の制度化と州における国王宮廷の巡察などを通して、徐々に時間をかけて「話し合う統治」へと展開していった。一四世紀には明らかに審問の終焉と表裏一体の関係にあったことは忘れてはならない。王国は、イングランド人の国王をいたたく人的結合国家からイングランド王のもとでの「制度的領域国家」あるいは「行政による統治」へと全機構的(旧い言葉ではあるが、歴史的実体の「大きな話」でなく観察者の認識として使いたい)展開を遂げていった。⁽²¹⁾審問と地域の紛争解決の鍵であった「よき人々」は「議会と結びつくジェントリ」となり、製造人の名前は銭貨から消えていった。名望家が保証していた銭貨の品質保証は王権の独占となっていたのである。鯨漁の海民はシンクポート・システムに編成され、国王海軍を担っていった。その過程で、ウィタールのような騎士で、海民の指導者で、役人で商人であつ

た人物は、州の騎士として在地化していった。「よき人々の共同体」は「州共同体」へと変質していった。一二世紀中頃から、新たな構造化が始まった。

それにしても、イングランドの統一性は突出していた。王国で一つの型の銭貨の流通。面積としてほぼ同じである北イタリアにおいて、一三〇〇年には約四〇の異なる通貨が存在していたことを考える時それは明らかである。マクロの視野では、中核地帯の多様性と半周辺のイングランドの統一性にみられる、構造的差異はどう説明したらよいのか。ミクロの視点で言えば、なぜ中世イングランドに「保険制度」がないのか。こうした自問をしながら筆を置きたい。とはいえ、これらはすべて、「長い一一世紀のイングランドと環海峡世界」が、原ヨーロッパに埋め込まれていく、構造的展開の中で起こった「関係」であった。

(1) 本稿は、二〇一四年五月三一日に立教大学で開催された第六回日本西洋史学会大会における公開講演の原稿を大幅に加筆修正したものである。また、ロンドンを拠点として研究を続けてきた筆者は英語表記に慣れ親しんできたこともあり、英語での表記を優先した。但し慣例となったものは、その限りではない。従って英語とフランス語が同名の表記で混在することがある。またウィリアム・ポティエ (William of Poitiers) のように使用した史料の表記に準じた。キヨームとはしない。oはllでつないだ。同名の拙著を省略した要約版でもある。一般的な固有名詞はカタカナ表記したが、なじみのないものや煩雑となると判断したものは欧文を併記した。また表、図、史料、註などでは欧文表記を原則とした。そのため同一人物がカタカナと欧文で表記される場合もある。使用した省略形は以下の通りである。

- AC: *Archaeologia Cantiana*
 ASCh: *The Anglo-Saxon Chronicle*, ed. and trans. by M. Swanton, London: Routledge, 1996.
 ANS: *Anglo-Norman Studies*
 ASW: *Anglo-Saxon Writs*, ed. by F. E. Harmer, Manchester: Manchester UP, 1952.
 Attenborough, *The Laws: L. Attenborough, The Laws of the Earliest English Kings*, New York: Russel & Russel, 1922 (1963) .
 Bede, *EH: Bede's Ecclesiastical History of the English People*, ed and trans. by B. Colgrave and R. A. B. Mynors,

Oxford: Clarendon Press, 1969.

BL: British Library

EHR: *English Historical Review*

GDB: *Great Domesday Book*, ed. R. W. H. Erskine, London: Aleo Historical Society, 1986.

LDB: *Little Domesday Book*, ed. by A. Williams and G.

Martin, 6 vols. London: Aleo Historical Society, 2000.

Robertson, ASC: *Anglo-Saxon Charters*, ed. and trans. by

A. J. Robertson, Cambridge: Cambridge UP, 1939.

Robertson, *The Laws: The Laws of the Kings of England*

from Edmund to Henry I, ed. and trans. by A. J. Robertson, Cambridge: Cambridge UP, 1925.

TRHS: *Transactions of the Royal Historical Society*.

(2) 一九八〇年は、日本の西洋史学界にとって一つの分水嶺

となった。社会構成史体系から「考察様式としての社会史」

へ流れは淀むことはなかった。いまとなつては「社会史」も

死語となったのであろうか。「経世済民の学」にもならな

かったし、「死亡通知書」を突き付けられることもなかった。

それでは我々は先学の「哲学」をどこまで批判的に継

承してきたのだろうか。歴史に固執はなく。あるのは「歴史」

である。己が関心から時空間を研究対象とするとき固有有名

詞の歴史が出現する。筆者が、中世にはあるはずのない「フ

リテン」を研究対象としたのは、「地理的概念としてのヨー

ロッパの北西部に生まれた「運命共同体」の生きかまを活写

したかったからに他ならない。そのときに「フリテン」と

いう分析概念が必要であった。なぜそんを選択したかは「哲

学」の問題であらう。海外に行く「ハン」原史料を読む「ハン

ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峽世界の「構造」と展開（鶴島）

国際的な学会で報告し、論文や著作を発表することが、特別のことではなくなった昨今ではあるが、日本西洋史学界は、依然としてかの地の各国の歴史学界の支店の域を出ていないのではないだろうか。「世界」に情報を発信し刺激を与える学的行為を継続することが、先学を継承し、西洋史学界の「歴史」を作り出していく「道」ではないだろうか。

(3) 史料論のランタンには、別途「序説史料論への視座」（仮題）を予定している。但しこれは新しい研究ではない。立ち位置を明確にするための「はじめ」である。鶴島博和「バイユーの綴織を読む」（山川出版社、近刊）は、この二つのランタンで照らして切りとった写像「歴史叙述」である。従って、本稿は、筆者のそのどれを除いても崩れてしまう、全体を成している三つの要素の一つである。

(4) 柄谷行人『世界史の構造』（岩波書店、二〇一〇）を歴史学からどう位置づけるかは現時点では判断停止としたい。ただ本書は「交通」を再考する機会を与えくれた。ここでいう交通は、人、モノ、思考のフローとそこに生まれる関係性の意味で使用している。従って、その根底には、ある種の相互理解（「わかりあえない」も含めて）があり、それは本稿の通奏低音でもある。

(5) 北海から英仏海峡を念頭においているが、叙述の力点は後者にある。

(6) Otto Brunner, *Neue Wege der Verfassungs- und Sozialgeschichte*, Göttingen: Vandenhoeck u. Ruprecht, 1968（石井紫郎ほか訳『ヨーロッパ：その歴史と精神』（岩波書店、一九七四）。英語圏では R. Bartlett, *The Making of Europe: Conquest, Colonization, and Cultural Change, 950-*

1350, New Haven: Princeton UP, 1993.

(7) ウォーラスティン以来人口に膾炙してきた、「中心(中核)

|| 半周辺 || 周辺」理論は、本稿が課題とする時期のブリテン史を構造的に考える際には、分析概念としては、依然として有効である。それは、ライン || ローワール川間あるいはパリ || ローマ枢軸と表現される、フランクの中核地帯の、経済・政治・文化的制度が、イングランドを経由して、あるいはイングランドの変質をとげて、北と西に、スコットランド、ウェールズ、アイルランドに伝播していったからである。この三地帯の接点は、グレーゾーンである。イングランド南東部は海峽を挟んだ大陸地帯と密接な関係を持ち、中核的でもあった。同じことは、ボーダー地方やロジアンそしてウェールズ南東部にもいえる。ただ中心(中核) || 半周辺 || 周辺という地帯構造区分に価値意識を持ち込んではならない。

(8) イングランドを中心とするブリテン史の場合、一一世紀をその前後の時期もいれて「長い二世紀」とするには特別の理由がある。「二〇六六年問題」である。一〇六六年の「ノルマン征服」はイングランド史においては決定的な画期と考えられてきた。中世は一〇六六年に始まるというのは長い間一般的常識であった。従って、一〇六六年以前の「アングロ・サクソン時代」の位置づけはあまり明確でなかった。「前封建イングランド」という、およそ無概念な言葉が使用されたこともあった。それだけに、「一〇六六年問題」を相対化し、新たな視点から歴史を書き直すためには、「長い一一世紀」は有効な分析概念なのである。

(9) *The Carmen de Hastingae Proelio of Guy Bishop of*

Amiens, ed. and trans. by Frank Barlow, New York and Oxford: Clarendon Press, 1999, lines 733-835.

(10) 教皇庁のスコットランド王国とアイルランドに対する認識は、一四世紀のアープローズ宣言とレモンストランスキの対応によく表れている。

(11) 部族とは、祖先を共通とするという共同幻想あるいは建前によって結ばれた民集団である。神話の神々につながる。公式王国の国王系図は、ギリシヤ・ローマの神話につながる。

(12) *The Gesta Guillelmi of William of Poitiers*, ed. by R. H. C. Davis and M. Chibhail, Oxford: Oxford UP, 1998, p. 152.

(13) スーザン・レイノルズ(鶴島博和監訳)「ナシヨナリズムとネイション概念 近代もしくはそれ以前」『歴史評論』五八四(一九九八)・五二二頁。H. Tsurushima ed. *Nations in Medieval Britain*, Donington: Shaun Tyas, 2010.

(14) エセルウエアード(Aethelweard)はその年代記で「ブリタニア nunc Anglia appellatur」を記す(『The Chronicle of Aethelweard』, ed. A. Campbell, London: Nelson, 1962, p. 9)。「九九八年頃に亡くなったエセルウエアードは、アルフレッド王の兄に繋がる貴族でエアルドールマンで記述と同時に年代記作者でもあった。彼の年代記の最後の記述は、九七五年から九八八年の間の最初と思われる。これがAngliaがイングランドを意味した最初の用例であろう。英語のイングランド Englandondは九九四年のエセルレッド王とデーン人の間の協約に現れる(II Aethelred, 1.1; 7.2 in Robertson, *The Laws*, p.60)」。この情報は Dr Ann Wil-

iams による。

(15) ヌルマン祖語を共有する集団。

(16) D. Bates, *Normandy before 1066*, London: Longman, 1982.

(17) Bede, *HE*, ii, 1.

(18) 通説的には法典と訳するが、「定め」とか「政策方針」とよむべきものである。

(19) もろろんそれ以前から交通がなかったわけではない。サットン・フー(Sutton Hoo)の遺跡をみればそれは明らかである。要は、体制の展開を後押しする質と量を問題としている。その分岐点は「九世紀中頃の「大軍勢」のころに求める」ことがよい。

(20) Ine 46-1, in Attenborough, *The Laws*, p.50.

(21) P. Wormald, 'Bede, the *Bretwaldas* and the Origins of the gens Anglorum', P. Wormald et al. ed. *Ideal and Reality in Frankish and Anglo-Saxon Society*, Oxford: Oxford UP, 1983, pp. 99-129; S. Foot, 'The Making of *Anglo-Saxon: English Identity before the Norman Conquest*', *TRHS* 6th series 6 (1996), pp. 25-49.

(22) 七世紀以降に作成されるようになったチャータは、教皇庁の *privilegium* 形式をモデルとしていた。そのチャータをディプロマとよぶ。やがてより簡便な形式のものがあった。その形式は、同時代に発給されるようになった令状(writ)の形式と類似している。それを *Writ-Charter* として区別することもできるが、本稿においてはその区別を行わず、いずれもチャータと呼ぶ。証書は、その持ち手を変えても書面の有効性が失われない文書をさすこととする。チャータを証書と呼び換えることもある。征服後のチャー

ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峽世界の「構造」と展開（鶴島）

タは「Writ-Chartre形式である。エドワード証聖王のチャータ(S1051: 1042x1066)にその端緒をみる(10)が、エドワード(Eadwardus dei gratia rex Anglorum)」。

- (23) P. H. Sawyer ed. *Anglo-Saxon Charters: An Annotated List and Bibliography*, London: Royal Historical Society, 1968.

- (24) 長兄王とする場合も有るが、誤訳である。本来、一〇世紀末にウィンチェスタのオールド・ミンスタの修道士ウルフスタンの著『聖エセルヴォオルド伝』に「エドワード殉教王と比較して彼よりも古い王という意味で使用された。この王は古王¹²¹」M. Lapidge and M. Winterbottom eds. *Wulfstan of Winchester: The Life of St Ethelwold*, Oxford: Oxford UP, 1991, pp. 2-3.

- (25) 大陸のザクセン人を意識した可能性もある。

- (26) 「アングル」と「サクソン」が融合した Ongolsaxona (S 427)・Angulseaxna (S 566) とした英語の表現。Anglo-Saxonum rex (S 355)・Anglosaxonum rex (S 355) としたラテン語の表現がないわけではないが、いずれも「と」を省略したものと考えてくる。ただ、同じ一〇世紀のころの写本であるマームズベリーの修道院長でシャーボンの初代司教であったアルドヘルム（在位六七五・七〇九）のものと呼ばれる散文体の詩『純潔にこころ』(De virginitate)の序文は、この問題を考えるのに興味深い。古英語「ラテン語」時としてギリシア語が混じるハイブリッド・テキスト体 (Hybrid textuality) の序文は「アルドヘルム、高貴なアングロ・サクソン人の中でもっとも高貴である詩人に

「構造」と展開（鶴島）

じつプリテンの司教」(Ealdelm, æpele sceop, etiam fuit, ipse on æðele Angloseaxna, byscop on Bretene) とある。E. V. K. Dobbie ed. *The Anglo-Saxon Poetic Records: A Collective Edition 6: Anglo-Saxon Minor Poems*, London and New York: Routledge, 1942, pp. 97-98. 一〇世紀には、イングランド人を示す言葉として「アングロ・サクソン人」が、少なくとも貴頭の間では使用されたのかもしれない。しかし、この言葉は、一〇六六年以後使用されなくなった。Cf. M. Irvine, *The Making of Textual Culture: Grammatica and Literary Theory 350-1100*, Cambridge: Cambridge UP, 2006, p. 423; M. Lapidge, *Anglo-Latin Literature 900-1066*, London: Hambledon Press, 1993, p. 121.

- (27) 「アングロ・サクソン」は一五八六年、ウィリアム・カムデンの *Britannia* にラテン語形で再び現れた。英語では、一五八九年に George Putehanm に「アングロ・サクソン」として「アングロ・サクソント」は一六〇二年に John Colville が初出である。William Camden, *Britannia, sive Florentissimorum regnorum, Anglie, Scotie, Hi-bernie, et insularum adiacentium ex intima antiquitate chorographica descriptio*, London, 1586, 43; George Putehanm, *The Arte of English Poesie. Contrived into three Books*, London, 1589, iii. iv, 120; John Colville, *The Parenese or Admonition of Io. Coluille*..., Paris, 1602. これらの書誌情報は内川勇太（東京大学大学院人文社会系研究科博士課程在籍）の提供による。

- (28) メイトランド的「ケルト的辺境」(Celtic Fringe) は

議会でも用いられた言葉である。ブリテンにおけるイングランド中心史観をよく表現している。ここでは、イングランド人の王権の「帝国主義的」(この言葉の定義はとりあえずペンディングしておく)な様相を表現するのに使用した。地理的文化的分析概念としては、とくに関係論の立ち位置からは使用しやすい言葉である。F. W. Maitland, *Domesday Book and Beyond*, Cambridge: Cambridge UP, 1897 (1989), p. 16.

(29) 教皇が戴冠式を司式しない以上、彼そして彼以降のイングランド人の諸王が皇帝を名乗ってもそれは、僭称にすぎない。その意味で非公式という言葉を使用した。教皇庁の自首性と自律性が確立し、ドイツ人の皇帝との関係が制度化されるに従い、一一世紀後半以降、イングランドの国王は「皇帝」を名乗っていない。

(30) L. J. Downer ed. *Leges Henrici Primi*, Oxford: Oxford UP, 1972, pp. 94-5. 「デーン・ロー」(Deone Lage) という言葉は、ヨーク大司教ウルフスタン(在位一〇〇二—一〇一三)の手になると言われる「エドワードとグスルムの協約」が初出である (Attenborough, *The Laws*, p. 106)。これは、イングランド人の王権の下、ウェスト・サクソンの法域とは異なった地域を示す最古の例である。しかし、この「デーン・ロー」は、「協約」では七条二項にしかあらわれず、「イングランド人の地域とデーン人の地域」(mid Englum and mid Dendum) という形式が一般的である (3.1.2; 6; 6.1.4; 7.1.9.1)。グスルムはイースト・アングリアの支配者であったから、ここでいう「デーン・ロー」はイースト・アングリアであるが、一〇世紀から一一世紀にかけて、「デーン・

ロー」と称する地域は、かつてのフアイブ・バラかヨーク王国のことであり、ここでの「デーン・ロー」は筆の滑りであろう。なおここでのデーン人とは、異なった慣習のもとで暮らす人々のことで、単純に民族性の問題に還元してはならない (Ann Williams の筆者への私信)。

(31) 典型例は、一二世紀後半のイングランド人が 아일랜드に侵略した際、当時の史料は彼らを「サクソン人」と読んだことである。しかし、現代のアイerlandの歴史家は、彼らを決してイングランド人とは表記せず、ノルマン人とかアングロ・ノルマン人とする。ここにはなかなか消せない政治的軋轢がある。もっぱらケルト圏の人々がイングランド人の意味でサクソンを用いる事例としては、OEDにおいては一八一〇年のウォルター・スコットの *Lady of Lake* で、アイreland人に対するローランドのスコット人を指す例が最も古く、続いて一八六二年の *Thackeray* の *Adventures of Philip III* で、アイreland人に対するイングランド人の意味で用いられた例が挙げられる。

(32) S. Keynes, *Edgar, rex admirabilis* and 'A Conspectus of the Charter of King Edgar', in D. Scragg ed. *Edgar, King of the English, 959-975: New Interpretation*, Woodbridge: Boydell Press, 2008, pp. 3-59 and 60-80.

(33) この *rector* を司祭とするのはかなりの意識であり、さらなる検討が必要である。*Rector et gubernator* はキケロ『国家論』二・五二に對て出てくる。国家を船のように導きし者という意味で、「守護者にして教導者」とでも訳すべきである。この対の最古の用法は、マールシア人の王オッファによるものであり、一〇世紀にはいつてエアドレッド王とエ

ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峽世界の「構造」と展開（鶴島）

アドウイ王の時代に用例が増え、エドガ王の時代に減少にむかい、エドワード王の時代で終わりとなった。エセルスタン王のチャータ(S.427)は、ラテン語と古英語両方が表記されているが、その中では *rector* は、古英語の *bryten-walda* に対応されている。この場合は支配者を意味している。しかし教会人にもこの対のタイトルは使用されており(S.1442)、「統合王権の持っていた教会国家的性格を強調するために「司祭」と訳した。岡道男「キケロの『国家論』その指導者像(二・五一)をめぐって」『法制史研究』三四(一九八四)、二三―四六頁。中世の史料における古典からの引用は、それが文書史料であれ記述史料であれ、細心の注意が必要である。

(34) 英語で書かれたチャータでは、称号は単純になる傾向がある。しかし、「我エドワードはキリストのもとでイングランドの国王にして支配者」(+ *ic Eadwerd cyng & Engla-landes wealdend under Criste: S1047*) も教会国家的の原理を示している。なおイングランドの国王という表現は古英語のチャータにみられる。Cf. 「我エドワード、イングランド人の国王」(*ic Eadwerd Engla Landes cyngc: S1032*)。いずれも真正性が高いというのが諸家の一致した意見である。S1008, 1009, 1017, 1020, 1058, 最初の二例にある「イングランド人の国王であると同時に全アルビオンの国王」(*rex Anglorum et eque totius Albionis*) という表現は興味深い。イングランド人とアルビオンが分離され、アルビオンが北に限定され始めている。やがてこの言葉はスコットランド王の称号となる。

(35) 吉田孝『日本の誕生』(岩波新書、一九九七)。

「構造」と展開（鶴島）

(36) S.723「我エドガ、イングランド人の国王にして野蛮人ならびに異教徒たちの指導者」(*ego Eadgarus gentis Anglorum et barbarum atque gentium rex ac pdux*)。

(37) これをイングランド中心主義として排除するのは容易だが、ブリテン諸島史の方向性は、その先駆性ゆえに、あるいは地理的位置ゆえにイングランドが動因となったことは否定できない。これは関係論であって、価値の問題ではない。ウェールズ、スコットランド、そしてとくにアイルランドの研究者のその立ち位置からの全体的アプローチを期待する。「ケルト」の枠だけにとどまっていたは先へは進めない。相互の分析概念の衝突と切磋琢磨が必要である。

(38) ASW, pp. 92-103; *The Facsimiles of English Royal Writs to AD 1100*, ed. by T. A. M. Bishop and P. Chaplains, Oxford: Clarendon Press, 1957.

(39) 「(九月二四日) マティルダが死す。彼女はマーシヤムと Agana をクライスト・チャーチに寄進した」。鶴島博和「British Library MS Cotton Vitellius C. xii, fos: 114r-155r に関する一考察」『西洋史研究』四三(二〇一四)、九〇頁。

(40) ASW, no. 35, p. 185.

(41) 本稿が対象とする時期では、地域有力者(名望家)を小貴族と位置付けている。それは国王に対する勤務の反対給付としての何らかの特権を享受しているという、貴族の定義による。議会貴族や爵位貴族へと貴族が展開していく前の話である。

(42) 本稿では紙幅の関係上ガヴォルやゲルドに焦点をあわせ、*scot* や *nurdrun* などは除外した。一一二九/三〇年のパイプ・ロールで記録された国王が徴収した約二三〇〇〇ポンド

- そのうちデーンゲルドは二四〇〇ポンドであった。【表②】の『イングロ・サクソン年代記』の数値の信憑性をめぐっては、キリンガム・ローレンの論争がある。M. K. Lawson, 'The Collection of Danegeld and Heregeld in the Reigns of Æthelred II and Cnut', *EHR* 99 (1984), pp. 721-38; J. Gillingham, 'The Most Precious Jewel in the English Crown': Levels of Danegeld and Heregeld in the Early Eleventh Century', *EHR* 104 (1989), pp. 373-84; M. K. Lawson, 'Those Stories Look True': Levels of Taxation in the Reigns of Æthelred II and Cnut', *EHR* 104 (1989), pp. 385-406; J. Gillingham, 'Chronicles and Coins as Evidence for Levels of Tribute and Taxation in Late Tenth and Early Eleventh-Century England', *EHR* 105 (1990), pp. 939-50; M. K. Lawson, 'Danegeld and Heregeld Once More', *EHR* 105 (1990), pp. 951-61.
- (43) タワーポンド(三三〇グラム)と計算する(三・三トンの銀貨)なる。
- (44) J. A. Green, 'The Last Century of Danegeld', *EHR* 96 (1981), pp. 241-258; J. A. Green, *The Government of England under Henry I*, Cambridge: Cambridge UP, 1986; J. O. Prestwich, 'War and Finance in the Anglo-Norman State', *TRHS* 5th series 4 (1954), pp. 19-43.
- (45) GDB, fo. 56v.
- (46) 社会は秩序化された集団という意味で使用しているが、それでは秩序的な編成であるアンシェーションとは区別がつかなくなる。前者は、親族、地域、階層といった生得の関係を、後者は、本稿では、パトローネージ、生業と葬

- 儀で結ばれた関係などを念頭においている。こうした視角からの叙述であるため、本稿では、税や貢納の徴収の最小単位である荘園(manor)、食や生活資材(農業、漁業、林業、生活用品)の基本的生産単位である農村)やその経営上の権利総体としての「所領」手工業や流通の基本的単位である「都市」については省略した。別の機会に論ずる予定である。
- (47) 語源は「子供」。これは、貴顕の称号としてのチャイルド(child)や家中騎士を表すプエラ(puera)と同じ系列の用語である。
- (48) 意識的であれ無意識的であれ、関係者が「わかりあえる」行動規範を「ブタン」。
- (49) A. Williams, *Kingship and Government in Pre-Conquest England, c. 500-1066*, London: Macmillan, 1999. ハアルドールマンとあれ伯とあれ、地域の支配者ではなく、地域の人々に対する支配者である。マースではなくマース人の伯である。
- (50) 評価額とは地代取得可能額のこと。基本的には以前の実績に基づく仮定(2)である。
- (51) H. Tsurushima, 'The East Miles: Some Images of Three Knights, Turold, Wadard, and Vital', in M. M. Lewis et al. ed. *The Bayeux Tapestry: New Approaches*, Oxford and Oakville: Oxbow Books, 2011, p. 82.
- (52) 本稿においては、バラは、アルフレッド王以降の防備を施した集落に、交易の拠点としての市場機能と全てではないが銭貨製造の機能が加わった定住地であるとして一般には定義できる(史料6②のように、単なる要塞も史料上バラと呼ばれるので)。一一世紀はそこまでは、のちに国王チャータ

ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峽世界の「構造」と展開（鶴島）

を発給された自治都市としてのバラが生まれた。

- (53) *ASCh.*, 1051. ゴドウィン家は、サセックスの貴顕から成り上がった。ゴドウィンの時代には、ケントにまでその勢力を伸ばしていた。

- (54) レミンスタの女性修道院長の誘拐、従兄弟のベオルンの殺害などが直接の理由であろう。

- (55) ここで牡蠣を専らとする海民集団を殺戮している。ゴドウィンを支持した海民は、後述するように鯨漁に従事していた。同じケントでも、北と南では生態系の違いから漁労の種類が違っていた。ゴドウィンの力は北部海岸には及んでいなかったようである。

- (56) サザック(Southwark)の聖オーラヴ教会(Olave's Church)はゴドウィンの私的礼拝堂であり、彼はサザックに拠点をもっていたことがわかる。ロンドンの海民もゴドウィンよりである。

- (57) ジュシエージュ修道院の修道院長で、エドワード証聖王の助言者であった。エドワードがイングランド人の国王として帰国したのち、ロンドン司教となり、一〇五一年にカントバリ大司教となった。この人事が、近親者を押すゴドウィンとの間の軋轢を生み、この騒乱の一因になった。

- (58) *ASCh.*, D & E, 1051/1052.

- (59) 主人のムント(家支配)権の侵害で王の裁判に属す。「ウェセックスのすべてのものから国王が受け取ることのできる罰金」、以下のようなものである。すなわち、国王のムント(mund)の侵害、そして人々の家への攻撃(ham-soene) …」(*ICant*, 12, in *Robertson, The Laws*, p. 180)。

- (60) *GDB*, fol. 1rではvillaと表記されているが、二九の家屋

敷(mansurae)が確認できる。それにギルドホール(実体は不明)、四つの教会、一つの貨幣製造場があった(位置は【図10】の右岸)。市場はドゥール(Dour)川の右岸に面

していた。その西側には共住聖職者教会のミンスタ教会のセント・マーティン(St-Martin)があった。バラは左岸の上の丘の上にあった(左岸)。バラの要塞と教会(St Mary)は、ゴドウィンとハロルドによって整備されていた。城は

一〇六四年時点ではハロルドが所有していた。教会はゴドウィンをサポートしていた。ドゥヴァは国王都市ではあったが、バラはゴドウィン家の支配権下にあったといえ

る。Ann Williams, 'The Piety of Earl Godwine', *ANS* 34 (2011), pp. 237-56.

(61) 領邦ではなく州として地域が成立した事例として、東側ではハンガリーを挙げることができる。

(62) 日本史における、在地で作成された「地下文書」との比較が可能かもしれない。

(63) Robertson, *ASC*, no. 69, pp. 140-143.

(64) 長一一世紀におけるセイインや騎士たち個々の家系のプロソングラフイカルな検討は省略した。次の機会に再現したい。

(59) Robertson, *Anglo-Saxon Charters*, no. 59, pp. 122-125

(66) *S1454*.

(67) 鶴島博和「一一世紀イングランドにおける「良き人の社会」と「地域」の誕生」藤井美男・田北廣道編著『ヨーロッパ中世世界の動態像』(九州大学出版会、二〇〇四年)、三四七-七三頁。

(68) 一〇七二年もしくは一〇七五年八月から一〇七六年七月

- にかけて行われた訴訟。ヒニンデン・ヒースはカンタベリーと並んで、西ケントにおける州集会の場であった。「もし彼ら【表3】の第3コラムの面々を含む】が州集会に召喚されたときには、彼らは「ニンテン」(Pennenden) まで来た。」(GDB fo.1)° D. Bates, 'The land pleas of William I's reign: Penenden Heath revisited', *Bulletin of the Institute of Historical Research* 51 (1978), pp. 1-19.
- (69) D. C. Douglas ed. *English Historical Documents, vol. 2, 1042-1189*, London: Eyre & Spottiswoode, 1953, pp. 449-451.
- (70) 鶴島博和「所謂『Norman Settlement』について—ノルマン系騎士とサクソン系在地勢力との支配関係設定をめぐる—」『西洋史学』一二三(一九八一)・二〇—四二頁。
- (71) 当時の封土がレーンランドであったことは、鶴島博和「一一・一二世紀イングランドにおける『feodum』概念について」ケント・Canterbury大司教領を主たる素材として『西洋史研究』新輯九(一九八〇)・三四—五九頁。「騎士」と「セイン」という言葉に互換性があったことは、鶴島博和「一一・一二世紀イングランドにおける『miles』概念について」ケントを主たる素材として『イギリス史研究』三四(一九八三)・一一七頁。
- (72) GDB fo. 1.
- (73) ジェントリのもともとの意味は、素性良き者という意味であるが、この言葉で呼ばれる人たちが、最後まで失うことのない性格は、①地域的な土地所有者、地主②自己共に認める名望家、③地域、とくに王権の地方統治の組織である州に対する帰属意識、④その州の統治と王国政

治へ関与するチャレンスであった。G. Given-Wilson, 'The King and the Gentry in Fourteenth Century England', *TRHS 5th series* 37 (1987), pp. 87-102; P. Coss, *The Origins of the English Gentry*, Cambridge: Cambridge UP, 2003. 鶴島博和「動く森のまわり」中世イングランドにおける騎士とシモンマリーの「記憶」と「記録」の世界『思想』九二七号(二〇〇一)・四一—六七頁。

- (74) M. T. Clanchy, *From Memory to Written Record: England 1066 - 1307*, 3rd ed. Chichester: Wiley-Blackwell, 2013.
- (75) S. Reynolds, *Fiefs and Vassals: The Medieval Evidence Reinterpreted*, Oxford: Oxford UP, 1994.
- (76) この指摘は、一九九七年、東京で開催された第二回日英歴史家会議(Anglo-Japanese Conference)で、スーザン・レイノルズ、森本芳樹とのセッションで行った報告の骨子である。
- (77) S1390. ラクルヴァアの教会については、鶴島博和「母教会論序説——イングランドにおける初期教会史の視角：ラクルヴァア(Reculver)を事例として——」*Haskins Society Journal Japan*, Supplement 1(2011), pp. 1-26を参照。
- (78) N. Brooks, 'The Archbishopric of Canterbury and the So-called Introduction of Knight-Service into England', *ANS 34* (2012), pp. 41-62 at p. 57 n. 72. 同定は基本的に筆者のものである。
- (79) 鶴島博和「一〇—一二世紀のイングランドにおける「国家」と「教会」とくに教会人事と軍事の観点からみた「アングロ・イングリッシュ」期の教会国家体制研究序説」佐藤伊久男

ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峽世界の「構造」と展開（鶴岡）

- 編『ヨーロッパにおける統一的諸権力の構造と展開』（創文社、一九九四）、一二五―一四三頁。
- (80) 「イングランド人の国王ハロルドは、数多くの我が（セント・オーガステイン修道院士たち）の兄弟が死す」（BL MS Cotton Vitellius C. xii, fo. 145v.）。
- (81) *William Thorne's Chronicle of Saint Augustine's Abbey, Canterbury*, trans. A. H. Davis Oxford: Blackwell, 1934, col. 1784.
- (82) 「七月一日、オスバーン・ビガ(Osbern Biga)が死す。彼は、ニューウイントン(Newington, Kent)とサウスチャーチ(Southchurch, Essex)とカンタベリー市内の七十二軒の住宅と、その他たくさんの高価なもの(銀と宝石をちりばめたカズラ二着とアルバ三着、金と銀で飾った福音書二冊、大きなつり香炉と大きな絹の飾り掛け布)をクライスト・チャーチに寄進した。鶴岡『British Library...』、八六頁。
- (83) 例えば、「ムラルはこの土地をブリクシより保有した。そして件の土地をもつて彼が望む主君のもとに行くことができた」(GDB, fo.6v.)。
- (84) この言葉は、圧倒的に『ドゥームズ・ブック』に関するエッセクスとイースト・アングリアに現れる。審問のさいに使用された用語の個性であろう。例えばはズディンガム(Bedingham) はハグニという、国王のセイインによって保有されていた。「彼はまた托身してステイガンデ(大司教)の家来であった。同じ場所には五人の自由人がいて、ハグニはそうちの三人から、エルフガーは二人から托身を受けていた」(LDB, fo. 130v.)。
- (85) H. Tsurushima, 'Forging Unity between Monks and Laity in Anglo-Norman England: The Fraternity of Ramsey Abbey', in Armond-Jan A. Bisterveld et al. ed. *Negotiating Secular and Ecclesiastical Power: Western Europe in the Central Middle Ages*, Turnhout: Brepols, 1999, pp. 133-46.
- (86) GDB, fo. 10r.
- (87) GDB, fo. 12v.
- (88) H. Tsurushima, 'The Fraternity of Rochester Cathedral Priory about 1100', *ANS* 14 (1992), p. 313-37; Do., 'Forging Unity between Monks and Laity'.
- (89) Rochester Cathedral Library, MS A.3.5.
- (90) ラドウルフは司教グンドルフに従ってカーンのサンテティエンヌ修道院からロチェスタに來た。Priorは聖堂參事會長で附屬修道院院長となる。
- (91) Textus Roffensis, fo. 184.
- (92) K. S. B. Keats-Rohan, *Domesday people: Domesday Book*, Woodbridge: Boydell Brewer, 1999, p. 153.
- (93) Textus Roffensis, fo. 190.
- (94) Textus Roffensis, fo. 185.
- (95) Textus Roffensis, fol 184v-185.
- (96) 司教ギルバート・グランウール(Gilbert Glanville, 1185-1214) のチャータからエセルウオルドが行った贈与はチェルスフィールドの小教区内の莊園であるゴディンントン(Goddington) の十分の一税であった。John Thorpe ed. *Registrum Roffense*, London, 1769, p. 47.
- (97) 'Pedes Finium: Kent Feet of Fines 1196-99 Richard I', *AC* 1 (1858), p. 255.

- (98) Textus Roffensis, fo. 201v.
- (99) Textus Roffensis, fo. 230v.
- (100) B. R. Kemp ed. *Reading Abbey Cartularies* (Camden 4th series, 31), London: Office of the Royal Historical Society, 1986, p. 209.
- (101) 鶴島博和「征服」直後におけるサクソン系住民の改名について アングロノールマン期における農村の社会的諸関係の解明に向けて』『史学』(三田史学会) 六〇・一(一九九一) 一-三〇頁; H. Tsurushima 'Domesday Interpreters', ANS 18 (1996), pp. 201-222.
- (102) GDB, fol. 6v.
- (103) 鶴島博和「カルタエロースム」と「インフエウダナイオーネスシシリトウム」中世ヨーロッパ史におけるイングラント封建制社会の構造的特質を求めて』『熊本大学教育学部紀要(人文科学)』三七(一九八八) 二二一-二二頁。
- (104) *The Red Book of the Exchequer*, ed. by Hubert Hall, London: Her Majesty's Stationary, 1897, p. 297: Roll Series 99
- (105) アースルフ・エスタンの家臣団には、主君名アースルフを持つ者が多い。主君の名前を名乗ったのか、主君が名付け親となったのであろうか。検討を要する課題である。
- (106) *The Diary of Samuel Pepys: A New and Complete Transcription*, ed. R. Latham and W. Matthews, 11 vols., London: Bell, 1970-83, ii. 236; H. Tsurushima, 'The Eleventh Century in England through fish-eyes: Salmon, Herring, Oysters, and 1066', ANS 29 (2007), pp. 193-213.
- (107) Robertson, ASC, p. 206.
- (108) D. Sherlock, 'Anglo-Saxon Monastic Sign Language at Christ Church Canterbury', AC 107 (1989), pp. 1-27, at 9.
- (109) 一五九八年、カンタベリー大司教は、エセックスの漁師たちがセントの北海岸で牡蠣の密漁を行い、都市カンタベリーの貧民の食生活に打撃を与えた。『R. Goodall, 'Oyster Fisheries on the North Kent Coast', AC 80 (1965), pp. 118-151, at 121.
- (110) M. Kowaleski, 'The Seasonality of Fishing in Medieval Britain', in S. G. Bruce ed. *Ecologies and Economies in Medieval and Early Modern Europe: Studies in Environmental History for Richard C. Hoffmann*, Leiden and Boston: Brill, 2010, p. 12.
- (111) C. H. Haskins, *Norman Institutions*, Cambridge, Mass.: Harvard UP, 1918, pp. 289.
- (112) Robertson, ASC, no. 91.
- (113) *The History of the Norman People: Wace's Roman de Rou*, ed. and trans. by Glyn S. Burgess, Woodbridge: Boydell Press, 2002, iii, lines, 5605-52.
- (114) エドワード三世が、一三三二年に、グレート・ヤーマスに発給したチャーターでは、大市の期間は、ミクルマスからマルティンマス(二月一日)までの四〇日間であった。Henry Swinden, *The History and Antiquities of the Ancient Burgh of Great Yarmouth in the County of Norfolk*, Norwich 1772, p. 306.
- (115) GDB, fol. 1.
- (116) K. M. E. Murray, *The Constitutional History of the Cinque Ports*, Manchester: Manchester UP, 1935.

ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峽世界の「構造」と展開（鶴島）

- (117) ゴドウィン家の史料上の初出は一〇〇七年のことである。二〇隻の船団を率いて国王海軍と激突し、これを破った。ゴドウィンの父ウルフノース・チャイルド(Wulfnôth Cild)の登場である。二〇隻という数はドーヴァの船団を想起させる(ASch, 1007)。ドーヴァは国王の城塞市場都市であるが、ゴドウィンは、ここに自らの屋敷地や地代や上納取得の権利をもっていた。一〇八六年の記録であるが、ドーヴァの上納は国王に対するものと伯に対するものとに分かれ、前者は二〇パニウエイト(dw)の ora で二四ポンドであったの対して、ケント伯オドは額面で三〇ポンドであった。前者は、国王都市として市場町から、後者はゴドウィン伯が受け取っていた、丘の上に展開していた城塞区からの上納の名残ではないだろうか。GDB, fol. 1.
- (118) 海峽地帯では、潮(本流)は北から流れ、風は偏西風の影響を受けやすい。ヘイスティンズズの船団が、解禁日の九月二九日にグレート・ヤーマス沖で漁の態勢を整えるには、二八日の最初の下潮時に出航しなくてはならない。その後二日の中潮の上潮にのって入ってきたのがウィリアムの船団であった。このように推測している。
- (119) S 949.
- (120) S 982.
- (121) S1054.
- (122) L. Musset, 'Les ports en Normandie du XIe au XIIIe siècles: esquisse d'histoire institutionnelle', *Autour du pouvoir ducal Normand, Xe-XIIIe siècles*, ed. by L. Musset et al., Caen: Annales de Normandie, 1985, pp. 113-28.
- (123) ロベール二世は、一〇八八年から九一年にかけてフェカン修道院に、フェカンにおいて毎年市を、聖ステイヴン教会で大市を、練の漁が続く限り認めた。日付はないが、「聖ステイヴンの教会で」を聖人の祝日(二月二十六日)と読んだ。Haskins, *Norman Institutions*, p. 289.
- (124) T. Fujimoto, *Recherche sur l'écrit documentaire au Moyen Âge : Édition et commentaire du cartulaire de Saint-Étienne de Caen (XII^e siècle), Tome II (ÉDITION)*, no. 87. カン大学に提出した博士論文。ノルマンディの中世漁業に関する文献の提示や学位取得前に情報を提供して下さった藤本太美子に記して謝意を表す。
- (125) MS Oxford Bodleian Library E, Museo 93 do. 8v: E. M. C. van Houts, 'The Ship List of William the Conqueror', *ANS 10* (1988), pp. 159-183 以下。
- (126) M. Fauroux, *Recueil des actes des ducs de Normandie de 911 à 1066*, Caen, 1961: Société des antiquaires de Normandie, no. 230, pp. 441-42.
- (127) *Willelmi Mahnesbiriensis Monachi De Gestis Pontificum Anglorum Libri Quinque*, ed. N. E. S. A. Hamilton, Cambridge, 1870 (2012), pp. 312-13.
- (128) MS Oxford Bodleian Library E, Museo 93 do. 8v.
- (129) 'Giraldi Cambrensis vita S. Remigii', *Giraldi Cambrensis Opera*, ed. J. F. Dimock (Rolls Series), London, 1877, pp. vii, 14-15.
- (130) C. M. Gillmor, 'Naval Logistics of the Cross-Channel Operation, 1066' in S. Morillo ed. *The Battle of Hastings*, Woodbridge: Boydell Press, 1996, pp. 113-128.
- (131) 一〇七〇年頃のシムンエーシムのウィリアムの事績録

のいへてある。三千という数は、誇張で信頼はできない。

(138) 註18に類似の説明あり。

(132) *Mace's Roman de Rou*, iii, lines 6425-6429.
(132) Chr. and G. Grainge, 'The Pevensey Expedition: Brilliantly Executed Plan or Near Disaster?', in *The Battle of Hastings*, p. 139.

(133) Poenitential Ordinance of Ermenfrid, in *Councils and Synods with Other Documents relating to the English Church*, 2 vols. Ed. D. Whitelock, M. Bennett and C. Brooke, New York: Clarendon Press, I, ii, pp. 581-4 at 583.

(134) Scotlandの古く表記もあるが、古い史料では Scotland の *ヤヒドヤヒ*。

(135) R. Gem, 'The Canterbury and the Cushion Capital: A Commentary on Passages from Goseclin's *De Miraculis Sancti Augustini*', in N. Stratford ed. *Romanesque and Gothic: Essays for George Zamecki*, Woodbridge: Boydell Press, 1987, vol. 1, pp. 83-85.

(136) H. Tsurushima, *His Est Miles*, pp. 81-91.

(137) 前述したセント北部海岸で最大の牡蠣の漁村の一つであった「バラ」シールター(Seasalter)は、カンタベリー大司教座教会やセント・オーガスティン修道院の建築にあたった石工の頭領ブリーズ(Blize)が保有していた。牡蠣を石をノルマンディから搬入する際、イングランドから向かう船のバラストとして利用した可能性がある。転覆しやすい空船を避けるようにも現地で販売できるメリットがあったのではないだろうか。Tsurushima, 'Salmon, Herding, Oyster and 1066', p. 207.

(139) *Gallia Christiana*, xi, Paris, 1759, *Instrumenta*, col. 219. 鶴島博和「イングリッシュ・ヨーロッパ形成期におけるその位置と構造」『岩波講座世界歴史』8 ヨーロッパの成長 一―一五世紀』(岩波書店、一九九八)二二―一五〇頁。特に二四四―四五頁。

(140) 船とイライ・ヴァイキングの「ロングシップ」を想定しがちであるが、一―一世紀の海峽世界でも「オール船」や「フルク船」が使用されていた。ウィリアムの艦隊も多様な型の船が使用されたであろう。一度、当時使用された船の整理をしなくてはならぬであろう。 Cf. P. Marsden, *Ships of the Port of London: Twelfth to Seventeenth Centuries AD*, London: English Heritage, 1996, p. 21.

(141) J. P. Huffman, *Family, Commerce and Religion in London and Cologne: Anglo-German Emigrants, c.1000-c.1300*, Cambridge: Cambridge UP, 1998.

(142) Robertson, *The Laws*, pp. 70-73.

(143) 用語の問題であるが、moneyには貨幣という言葉を用いる。貨幣を構成するコイン、紙幣、インゴット、信用のうち、コインには銀貨を、交換の流れにある貨幣には通貨を、インゴットには銀塊という言葉を使用した。銀貨を使ったのは、貨幣の幣が紙素材をイメージさせることを防ぐためである。基本的な文献は、M. Allen, *Mints and Money in Medieval England*, Cambridge: Cambridge UP, 2012; H. Tsurushima, 'The moneymen of Kent in the Long Eleventh Century', in D. Roffe ed. *The English and Their Legacy 900-1200: Essays in Honour of Ann Williams*,

ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峽世界の「構造」と展開（鶴島）

- Woodbridge: Boydell Press, 2012, pp. 33-59; B. Cook & G. Williams ed., *Coinage and History in the North Sea World, c. AD 500-1250*, Leiden and Boston: Brill, 2006; D. M. Metcalf, *An Atlas of Anglo-Saxon and Norman Coin Finds, c. 973-1086*, London: Royal Numismatics Society, 1998; C. E. Challis ed., *A New History of the Royal Mint*, Cambridge: Cambridge UP, 1992; P. Spufford, *Money and Its Use in Medieval Europe*, Cambridge: Cambridge UP, 1988; M. A. S. Blackburn ed., *Anglo-Saxon Monetary History: Essays in Memory of Michael Dolley*, Leicester: Leicester UP, 1986. 多くの情報に、Martin Allen と Sally Harvey の議論や私信にも。
- (14) 少額といて、かなりの価値がある。例えば、10世紀前半の雄牛が三〇ペンス（銀貨三〇枚）、雌牛二〇ペンス、豚一〇ペンス、羊一二ペンスであった（VI Aethelstan, 6-2）。その価値からして日常生活における物々交換の重要性は常に視野にいられておかなければならぬ。
- (145) イングランド内の銀の産出に占めるフランチャーズはクラウテンが12世紀の国内銀の量を高く見積るのに対して、アレンは彼らの議論に懐疑的である。I. Blanchard, *Mining, Metallurgy and Minting in the Middle Ages*, vol. 2, Stuttgart, 2003; P. Cloughton, 'Silver Mining in England and Wales, 1066-1500', unpublished PhD thesis, University of Exeter, 2003; M. Allen, 'Silver Production and the Money Supply in England and Wales 1086-c. 1500', *Economic History Review* 64 (2011), pp. 114-31.
- (146) GDB, fo. 272v, 277.
- (147) 七八七年には北の船の襲来が知られるが、ここでは学説上の画期とされてきた七九三年を採用している。
- (148) 主として R. Naismith, 'Islamic Coins from Early Medieval England', *Numismatic Chronicle* 165 (2005), pp. 193-222.
- (149) デイラハム銀貨の基準重量は二・九五グラムであり、イングランドの銀貨の倍の重みがある。デイナール金貨は、ウマイヤ朝六九五の基準重量は四・二五グラムで、これは当時の中世ローマ帝国（ビザンツ帝国）のソリッド貨の平均値をもとにしたと言われる。第二代カリフ、ウメールの「七デインナール（二九・七五グラム）は一〇デイルハム（二九・七五グラム）である」といふ基準重量がある。Dinar Exchange - The Dinar & Dirham: Gold dinar - Wikipedia. (最終閲覧日二〇一五年二月一日); J. W. Meri ed. *Medieval Islamic Civilization: An Encyclopedia*, London: Routledge, 2006, pp. 162-163.
- (150) M. McCormick, *Origins of the European Economy: Communication and Commerce AD300-900*, Cambridge: Cambridge UP, 2001, pp. 343-51 & Map 12-1は示唆的である。
- (151) P. Spufford, *Money and its Use in Medieval Europe*, Part 2.
- (152) P. H. Sawyer, 'The Wealth of England in the Eleventh Century', *TRHS* 5th series 15 (1965), pp. 145-64. ただし、ベータは「イングランドは「銅、鉄、鉛、銀などの金属の鉱脈が豊かである」と述べている。Bede, *EH*, p. 16.
- (153) 一一一三年の春にフランドル人の商人は「サントメール

から三〇〇マルクの銀塊をもつてきて、羊毛を下ーヴァから船積した。Herman, *De Miraculis S. Mariae Laudunensis*, ii. 4-5; PL 154 cols. 995-77; Sawyer, 'The Wealth of England', p. 16245。

(154) II Aethelstan 14 in Attenborough, *The Laws*, p. 134.

(155) C. E. Blunt, C. S. Lyon, & B. H. Stewart, *Coinage in Tenth Century England: From Edward the Elder to Edgar's Reform*, Oxford: Oxford UP, 1989, pp. 255-57, table 20.

(156) II Athelstan 14.2 in Attenborough, *The Laws*, p. 134.

(157) 所謂アングロ・サクソン時代には、国王の肖像は、ほとんどローマ帝國的な横向きである。エドワード証聖王のタイプ27から正面を向き始めた。ウイリアム一世はそれを踏襲する。ウイリアム二世はヘンリー一世の「横向きと正面の両方を型によつて使い分けする。その理由に關つては、一八二を参照。J. North ed. *English Hammered Coinage vol. 1, Early Anglo-Saxon to Henry III c. 600-1272*, London: Spink, 1994.

(158) I. H. Garipzanov, *The Symbolic Language of Authority in the Carolingian World (c. 751-877)*, Leiden: Brill, 2008, pp. 173-78. ヲ〇ニ〇のタイプと比較は、権力と權威の構造的差異に対つて記号言語論的な光をあつてくれるかもしれない。

(159) 「トターニ」に於る福音書 二二章二〇—二二節と「トルロ」に於る福音書 一一章一七節。

(160) M. Blackburn, 'Coinage and Currency under Henry I: Review', *ANS* 13 (1991), pp. 49-81. <ノ二二世の改革

は錢貨製造の中央集権化への傾斜、すなわち製造場の減少と集中、ロンドンの重要性が高まったこと、より長期的な錢貨の型の更新にその特徴がある。N. J. Mayhew, 'From Regional to Central Minting', 1158-1464', in Callis, *A New History of the Royal Mint*, pp. 83-183, at 83; P. D. A. Harvey, 'The English Inflation of 1180-1220', *Past and Present* 61-1 (1973), pp. 3-30.

(162) 騎士封の課税単位化と動産税の導入である。課税の展開に關つては、R. Britnell, *Britain and Ireland 1050-1530*, Oxford: Oxford UP, 2004; 鶴島博和『カルタエニズ・ローズ』と『ヘンエウタテ・オーネスニシトリトウ』。

(163) M. Bell ed. 'The Life of Wulfric of Haselbury', by John Abbot of Ford', *Somerset Record Society* 47 (1933), p. 13: ... Habet autem tunc temporis in Anglia nummum novum in diebus Henrici regis primi, sed rarum adhuc prae novitate nummismatis.

(164) 錢貨製造人と両替人が職とつて分離するのはヘンリー二世期の改革を通じてである。

(165) 「定め」の意味と貨幣製造との關係に關つては、P. Wormald, *The Making of English Law*, Oxford: Oxford UP, 1999, pp. 339-65; E. Screen, 'Anglo-Saxon Law and Numismatics: a Reassessment in the Light of Patrick Wormald's *The Making of English Law*', *British Numismatic Journal* 77 (2007), pp. 150-72.

(166) IV Aethelred 9.1 in Robertson, *The Laws*, p. 76.

(167) IV Aethelred 9.2 in Robertson, *The Laws*, p. 78.

(168) III Aethelred 8.1 in Robertson, *The Laws*, p. 68.

ヨーロッパ形成期におけるイングリッシュと環海峽世界の「構造」と展開（鶴島）

- (169) IV Aethelre 9 in Robertson, *The Laws*, p. 76.
(170) III Aethelred 8 in Robertson, *The Laws*, p. 68.
(171) IV Aethelred 8 in Robertson, *The Laws*, p. 76.
(172) III Aethelred 16 in Robertson, *The Laws*, p. 70.
(173) IV Aethelred 6 in Robertson, *The Laws*, p. 76.
(174) *Acta Sanctorum*, May, vi., Paris & Rome, 1866, p. 402.
(175) S. Rippon, P. Cloughon and C. Smart, *Mining in A Medieval Landscape: the Royal Mines of the Tamar Valley*, Exeter: University of Exeter Press, 2009, pp. 97-9.
(176) 一三八八年の事例だが、*Calendar of Close Rolls, Richard II*, 6 vols. London: Public Record Office, 1914-27, iii, p. 510, v 195. 史料提供は北野かほる。
(177) これまで修道院の銭貨製造人は一六一年のエルフレグ(Aelfreg) 一人しか確認されつゝなかった。William *Thorn's Chronicle of St Augustine's Abbey, Canterbury*, trans. A. H. Davis, Oxford, 1934, p. 94; D. F. Allen, *A Catalogue of English Coins in the British Museum: The Cross-and-Crosslets ("Tealby") Type of Henry II*, London: The British Museum, 1951, pp. 120-21.
(178) 短期間と同じ名前の銭貨製造人が距離の離れた場所で銭貨を製造した例がある。例えば、タイプ6 (Benedictine Hand) は一年しか使用されず、数週間とも云われているが、オスファース(Osferth) という名前の銭貨製造人がロチェスター、ロンドン、セトフォードで活躍している。親方のもとにあった職人が分かれて製造にあたったと考えることが出来る。Tsurushima, 'The Moneyers of Kent in the Long Eleventh Century', pp. 41-42. 刀製造職人などにも
- ランドに於いた。I. G. Peierce, *Swords of the Viking Age*, Woodbridge: Boydell, 2002, p. 8.
(179) *The White Book of St Augustine's*, London TNA, E164 / 27, fol. 15v.; BL Royal MS, LB, xi, fol. 146v. ウェリントン時代の記によると、修道院の銭貨製造場は市壁の内部にあった。安全の面からも、定めの規定からも銭貨製造人は都市の市壁の内側に住んでいただろう。William *Thorn's Chronicle of St Augustine's Abbey Canterbury*, pp. 94-5.
(180) BL MS Cotton Claudius D. x. fol. 98v.
(181) 祈禱兄弟盟約も、彼らを祈りの共同体に吸収した。ロチェスターの銭貨製造人ケルトウイン(Geldwine) は、司教座聖堂付属修道院の修道士となった。Textus Roffensis, fol. 193.
(182) エドワード証聖王の後期(タイプ27)の時期に、打ち型を作る職人はロンドンにいたテオドリック(Theodoric)とオットー(Otto)という海外の職人、おそらくドイツ人に委託された。これが国王の肖像が横向きのローマ帝国型から正面を向くドイツ的(大陸的)になった理由の一つと考えられている。I. Stewart, 'The English and Norman Mints, c. 600-1158', in *A New History of the Royal Mint*, p. 78.
(183) GDB, fol. 179.
(184) GDB, fol. 26. ドークセットでは銭貨が更新されたときには、製造人は銀で一マルク(三分の二ポンド)と一ポンド(二〇シリング)を支払っていた。前者は、国王の分であろう。GDB, fol. 75. ウースタの場合、銭貨製造人は二〇シリングをロンドンで支払っていた。

(185) D.M. Metcalf, 'The taxation of moneyers under Edward the Confessor and in 1086', in J.C. Holt ed. *Domesday Studies*, Woodbridge: Boydell, 1987, pp. 285-89.

(186) ヘンリー二世が錢貨製造人を肅清したさい、ノースウィッチ(Burgate)の市門の側の市壁の内側に住んでいたジョン・フィッツロバート(John FitzRobert)は、約三九〇ポンドの料金を課せられたが四年で返済した。Pipe Rolls 23 Henry II, p. 203; W. Urry, *Canterbury under the Angevin Kings*, London: Athlone Press, 1967, pp. 231-34.

(187) 支払いは額面(銀貨の枚数)の場合と重量で行われる場合の二通りがあった。

(188) スターリング(sterling)の初出は一〇七八年頃で、その意味は、強々、あるいは安定性と言われる。P. Grierson, 'Sterling', in R. H. M. Dolley ed. *Anglo-Saxon Coins: Studies Presented to F.M. Stenton on the Occasion of his 80th Birthday, 17 May 1960*, London: Methuen, 1961, pp. 266-83.

(189) 現在のところデータとしては、二次文献の分散的データと鶴島所有のエセルレッド二世からエリザベス一世までの銀貨をサンプル的に定性分析した結果しか手元にはない。蛍光X線分析(X-ray Fluorescence Analysis-XRF)による測定は錢貨の中心部で行った。分析に関しては別府大学平尾良光教授と石川優生に多大の援助をいただいた。記して謝意を表したい(測定日時二〇一一年六月九日、七月七日、十一月二日)。XRFは、銀貨のサンプルを用いて科学的に計測する方法よりは錢貨そのものを破損する危険からは逃れることはできるが、局所的計測しかできず、品位が銀

史苑(第七五卷第二号)

貨全体で均一ではないため、この表はあくまでも暫定的なもので、計測の場所によっては多少の誤差が発生する。電子プローブ微小分析器(Electrom Probe Microanalysis)の方がより正確と言われる。品位に関してこれからデータを集めていく予定である。いずれにせよ Britnell & Allen も九三パーセント以上の品位を推定している。Britnell, *Britain and Ireland 1050-1530*, p. 254; Allen, *Mints and Money*, pp. 156-162.

(190) 理想的な品位は、九七二-七九九年で九五〜九七パーセント、九七九-一〇五〇年で九〇〜九六パーセント、一〇五〇-一八七年で九三〜九三・五パーセント、一〇八七-一一三五年まで九三〜九四パーセント、一一五八-一一八〇年までは九三〜九六・五パーセントである(Allen, *Mints and Money*, pp. 156-162)。これはあくまでもモラルとしての理想値であり、時折起こった品位の悪化(debasement)もこの比較の外に置いた。個別の定性分析は表6に示したが、比較の意味もあって大陸の銀貨の成分も載せた。個別の錢貨の分析のため、低い数値が強調されすぎたかもしれない。これに関してはデータを積み重ねて行くしかない。

(191) ペニー貨の理想的な重量は、一〇五〇-一〇八〇年まで、軽量錢貨もあったが、二一・五グレイン(一・三九グラム)、一〇八〇年から二二・五グレイン(一・四六グラム)で、ほぼ二百年間変わらなかった。一二七九年の改革で、二二・五グレイン(一・四四グラム)と若干軽量化した(Britnell, *Britain and Ireland, 1050-1530*, p. 254)

(192) P. Nightingale, 'The evolution of weight-standards and the creation of new monetary and commercial links in

ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峽世界の「構造」と展開（鶴島）

- Northern Europe from the tenth to the twelfth century, *Economic History Review*, 2nd series 38 (1985), pp. 192-209, at 206-207.
- (193) P. Spufford, *Handbook of Medieval Exchange*, London: Royal Historical Society, 1986, p. 206. S. Harvey, 'Eustace II of Boulogne, the Crises of 1051-2 and the English Coinage', in Roffe ed. *The English and Their Legacy 900-1200*, pp. 149-57.
- (194) Harvey, 'Eustace II of Boulogne and the English coinage', pp. 151-152.
- (195) 模倣貨は模造貨と違い、当該権力の発行者の銘が打たれている銭貨。
- (196) 裏の十字の間に十字架を意味する CRUX という文字が打刻されているのでこの名称がある。
- (197) N. J. Mayhew, *Sterling Imitations of Edwardian Type*, London: Royal Numismatic Society, 1983.
- (198) Hufman, *Family, Commerce and Religion in London and Cologne*, pp. 51-52.
- (199) スコットランドの独自の銀貨は、カーライル銀山の銀をもとに、デイビット一世の時代、一一三六年頃に初めて作られた。そしてイングランドのスターリング貨の型と品位と量目に従った。しかし、その発行量は少なく、流通していたスコットランド王のペニー貨は全体の十分の一以下といわれる。いかにスコットランド王権がフランスと同盟を結び、イングランドの王権やヨーク大司教の軛を脱しようとしても、経済的にはイングランドのスターリング圏にあった。そこにスコットランドの独立の難しさがあった。
- Britnell, *Britain and Ireland, 1050-1530*, p. 254.
- (200) 黒田明伸『貨幣システムの世界史 「非対称性」をよむ』(岩波書店、二〇〇三)。
- (201) Adolf Kober, Cologne, The Jewish Publication Society of America, Philadelphia, 1940 (On Line), pp. 12-14. この議論は、チャーターの国王称号が、一二世紀と一三世紀の転換の時点で「イングランド人の国王」(人の王、rex Anglorum) から「イングランドの国王」(土地の王、rex Angliae) への展開で説明されてきた。通説では「イングランドの国王」はヘンリ二世からといわれ、リチャード王(在位一一八九-九九)にも「イングランド人の国王」が使用された例もあり、一般的にはジョン王の治世である一三世紀からと考えるべきであろう(鶴島「British Library」, 八三頁)。しかし英語では「征服前に「イングランドの国王」という表現が現れている。この問題はもう少し深く掘り下げて、古英語の叙述史料にまで入って再検討する必要がある。

(熊本大学教育学部教授)

England and the Cross-Channel World in the long Eleventh Century: structure and its evolution

Hirokazu Tsurushima

The purpose of this paper is to show the structure and its evolution of England and the Cross-Channel World in the time of making of Europe, that is the long eleventh century from c. 973 to 1135. The structure, here, means the relationship among the powers and authority, the society and association, and the traffic and communication. As for the English History, the year of 1066 seems to have shouldered a heavier burden than it should have since the time of formation of the modern English nation. It is a matter of course that the Norman Conquest was one of the most important historical events. In the long range perspective, the formative process of unifying the kingdom of the English since King Alfred was more basic movement. This kingdom was governed by the principle of Christian rites and continued at least until Henry I with transformations, although its highlight might well have been the reign of king Edgar. This is the reason why the present author sets the time span of his research largely from c. 973 to c. 1135. In other words, this paper explores some gradual formation processes. However, this is not theoretical article but an approach to reconstruct undividable relationship among the powers, the societies and communications in long-eleventh-century England and Cross-Channel World by piercing together snippets from historical evidence.

Roughly speaking, since King Alfred, the West Saxon Kings had come to be the King of the English, by changing their royal title from Rex Saxonum, Rex Anglo-Saxonum, Rex Anglorum, even Basileus Britanniae and then Rex Anglorum. After 1066 Rex Anglorum came to be an official title of their kingship by the middle of the twelfth century or, more precisely speaking, by King Richard. The word Angli did not mean the Angles but the people of the Church, of speaking English and the subject of king of the English. The coronation and renovation of penny system by King Edgar in c. 973 set precedent for English Kingdom. His coronation style came to be rites and his monetary system had not been changed at least by 1158. This personal link-up state could levy a primitive land tax on the subjects, and gradually gave a way to territorial-institutional state or government by administration after King Henry II onward.

In c. 1000, the two societies of aristocrat and of proto-gentry appeared. They had their own code of settlement disputes. For example, the so-called crisis of 1051 was a political feud between King Edward with his French speaking companions and the Godwines, in pursuit for resolution, friendship and peace. Notification-documents revealed the efforts of local people for settlement of disputes. The locality with arbitration power came into being there, that is local communities. The kingship began to spread political nets over them by writs, silver penny with high quality and inquests. When they replied to the king, they came to be governmental unit, country or hundred.

The nineteenth century railway transportation gave land culture an extra edge. We forget how much important the water way transport had been, was and is. Fish had been the staple of medieval people. It was in the eleventh century that systematic herring fishery appeared. The success of the Godwines could be partly ascribed to their lordship over the seamen or herring fishermen. Even the military operation of the Norman Conquest was restricted by sea environment in the Channel. Without considering sea circumstances, we cannot tell the history.

England since c. 973 was only the state in medieval Europe, which could issue silver currency with high quality. The discovery of Hartz silver mines in 960s changed the main stream of silver. Before 960s main route of silver flow into Britain came from the North-East by Scandinavians, but since then, Cologne-London corridor took over it. In England, as ideal, only king's penny should be circulated and de facto it did if we consider medieval standards. The image of King on obverse side was a kind of Roman emperor style, very different from the contemporary coins of the continent countries. It had the same roll of king's being in front of people as the seals of the writ did. It appealed his authority and power. It was, however, the names of moneyers and mints in the reverse side that could probably give assurance to the quality of silver penny, fineness or weight. The moneyers mainly belonged to local elite class. Their names had almost same roll of witnesses in the king's charters. The local elites supported the kingship. Because of high quality, English penny came to be key currency in the Channel World and beyond. Sterling was a spokesman for unofficial imperialism of English Kingship.

ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峡世界の「構造」と展開（鶴島）